景観育成デザインマニュアル

信州の
景観育成には
「作法」があります。

長野県

長野県　景観育成 デザインマニュアル

目　　次

第１章　**長野県の景観特性**（長野県景観育成計画）

1-1　全体の構造 ---------- 2
1-2　地域の特性 ---------- 4

第２章　**基本目標**（長野県景観育成計画）

2-1　基本目標 ---------- 8
2-2　役割 ---------- 9

第３章　景観育成手法と事例

3-1　地域別 ---------- **11**
3-1-1　都市地域 ---------- 11
3-1-2　沿道地域 ---------- 33
3-1-3　田園地域 ---------- 53
3-1-4　山地・高原地域 ---------- 75

3-2　行為別 ---------- 95
3-2-1　土地の形質の変更 ---------- 96
3-2-2　土石の採取及び鉱物の掘採 ---------- 98
3-2-3　屋外における物件の集積又は貯蔵 ---------- 100

3-3　施設別 ---------- 103
3-3-1　歴史的街並み ---------- 104
3-3-2　近代的街並み ---------- 106
3-3-3　田園的街並み ---------- 108
3-3-4　景観重要建造物 ---------- 110
3-3-5　景観重要樹木 ---------- 112

3-4　制度別 ---------- 115
3-4-1　景観協定 ---------- 116
3-4-2　景観育成住民協定 ---------- 118
3-4-3　景観地区 ---------- 120
3-4-4　地区計画 ---------- 124

3-5　景観育成の効果 ---------- 127

第４章　参考資料

4-1　色彩関連の解説 ---------- **130**
4-2　景観育成の基準 ---------- 132

第１章

長野県の景観特性　［長野県景観育成計画］

1 - 1　全体の構造
1 - 2　地域の特性

1 景観特性
1-1
全体の構造

【全体の構造】

信州･長野県は、日本アルプスをはじめ、多くの山々が連なり、世界的にみても魅力あるその山容や渓流の美しさと多様な動植物が織り成す豊かな自然環境を持ち、高山から山麓の高原には景勝地も多く、著名な休養地が随所にみられるなど、豊かな四季の彩りを持つ一流の観光地となっている。

また、山々の間を、日本を代表する河川が流れ、人々の日常活動はこの河川が作り出した平地に集中し、河川から山々の麓へと田園や里山などの親しみのある風景が広がっている。

その平坦地は、山々により大きく分節され、さらに、県土が南北に長いことによる気候差などから、それぞれが特徴のある、自然、歴史、文化、風土を有し、地域毎の個性豊かな景観を呈している。

1 - 1 - 1 自然

ア　地形

本県は、西境の北アルプス、南東境の南アルプスをはじめ、北信五岳を含む妙高火山群など、四方を2,000～3,000ｍ級の山に囲まれており、その中に八ヶ岳連峰、中央アルプス等の諸山岳が重なりあって、複雑な地形を構成している。八ヶ岳や浅間山麓をはじめとする高原も多く、平地の形状としては、松本平、善光寺平などの扇状地や、天竜川、木曽川流域に見られる河岸段丘などがある。

イ　水系

千曲川、木曽川、天竜川など日本を代表する諸河川の源は本県に発しており、天竜川、木曽川は南に流れて太平洋に注ぎ、千曲川は犀川と合流して信濃川となり、北に流れて日本海に注いでいる。これらの流域に平地が広がり、千曲川流域の佐久平･善光寺平、犀川流域の松本平、天竜川流域の伊那谷、木曽川流域の木曽谷、諏訪湖を中心とした諏訪盆地がある。

ウ　植生

上信越境地帯の山地と戸隠山一帯及び北アルプスには、ブナの自然林が残されており、その下部にはミズナラの二次林が広く分布をしている。

北アルプス南部、中央アルプス、南アルプス、八ヶ岳などの標高の高い地域には、高山･亜高山帯自然植生が広く認められ、それらの山腹ではアカマツ、カラマツ等の植林が広い範囲を占めているほか、木曽谷周辺のヒノキの自然林及び植林、各地の扇状地や段丘上の果樹園、高地の山麓部の高原野菜畑の広がりなど、生活に根ざした植生も地域の重要な特性となっている。

エ　気象

多くは内陸型気候に属しているが、南北約212km、東西約120kmという長大な県域の中に多くの高山を有するため、地域毎に顕著な気候差が見られる。県域の中央に位置する松本･諏訪盆地は、年間降水量が少ない内陸型気候だが、上越境の地域は冬の積雪量が多い日本海型の気候に属し、県南部の伊那谷などは降水量が多い太平洋型の気候を呈している。

オ　眺望

四方を山に囲まれる本県では、平地から見る山々の美しい姿が地域の景観の背景となり、それぞれの地域の大きな特徴となっている。松本平や安曇野からは、北アルプス、中央アルプス、南アルプスの山並み、諏訪盆地からは、八ヶ岳、南アルプス、北アルプス南部への眺望が開け、佐久平からは、浅間山、八ヶ岳、北アルプス、善光寺平からは、北アルプスや北信五岳と呼ばれる、戸隠山、飯綱山、黒姫山、妙高山、斑尾山、伊那谷からは、中央アルプス、南アルプスの眺めを楽しむことができる。

1-1-2社会

ア　人口

人口の集中する都市は、諸河川の流域に位置しており、長野、松本、上田、佐久、諏訪、伊那などの諸盆地に人口の集中が見られる。

イ　交通

主要な交通網は、松本から諏訪にかけての地域を中心として、南北に向けて広がっている。北は２本に分かれ、それぞれ松本平、善光寺平を通り北陸に結ばれ、南は３本に分かれ、それぞれが、山梨県から東京都へ、伊那谷を経由し岐阜県・静岡県へ、あるいは木曽谷を通り岐阜県から愛知県へと結ばれている。鉄道は、主として南北に広がっているが、幹線道路は四方に向かって広がっている。

ウ　観光

冬季の観光客が多い志賀高原、白馬、小谷、夏季に涼を求めて多くの観光客が訪れる八ヶ岳、中信高原、浅間高原、あるいは松本城や善光寺に代表されるような名所・旧跡を訪れる観光客が多い地域など、地域ごとに観光資源にも特徴がある。

観光地利用者統計調査によると、観光客に占める県外者は７割弱となっており、観光地類型別の消費額で見ると山岳と高原・湖沼で総額の６割弱を占めている。

1-1-3歴史・文化

本県は、古くから東日本と西日本の文化の接点となっており、異なる地域文化を繋ぐ交通網の発達と『平』や『谷』毎の地域文化の継承により、大小多くの地域文化が織り成す豊かな地域性を有している。

また、それらの地域性を象徴する多くの史跡や文化遺産を有し、文化の香りと歴史の重みを今に伝えている。江戸時代を中心に整備された街道沿いには、古いまち並みが多く残されており、宿場の面影がある。

なかでも中山道の妻籠宿と奈良井宿、北国街道の海野宿は重要伝統的建造物群保存地区に選定され、保全が図られているほか、諏訪を中心とする各地の御柱祭、松本の飴市、遠山の霜月祭り、新野の雪祭りなどの地域ごとの伝統行事も、信州の景観育成に欠かせない魅力的な生活文化の一つとなっている。

1 景観特性
1-2
地域の特性

【地域の特性】

①佐久平（千曲川上流地域）
②善光寺平（千曲川下流地域）
③松本平・安曇野（高瀬川・犀川流域）
④白馬・小谷（姫川地域）
⑤木曽谷（木曽川地域）
⑥伊那谷（天竜川地域）
⑦諏訪盆地（諏訪湖）
⑧八ヶ岳地域

1-2-1 佐久平（千曲川上流地域）

北の浅間火山地、南の八ヶ岳連峰によって**大きく領域が画され、これらが主要な景観構成要素ともなっている。その間を流れる千曲川沿いに佐久、上田の盆地が分布しているが、**全体としては浅間山や八ヶ岳山麓地の広がりの印象が強く、小諸市や上田市付近では集落や畑が緩やかな斜面上に広がり、特徴のある景観を呈しているほか、身近な里山やため池、棚田などの農村景観も多く残されている。

この地域は、古代信濃の文化的中心であり、塩田平は、『信州の鎌倉』と呼ばれ、寺社が多く歴史性の高い地域である。また、北国街道の宿場の面影を今も残している海野宿は重要伝統的**建造物群保存地区に選定され、現在も650mにわたり古い家並みが残されており、**清楚な歴史的佇まいが印象的である。

軽井沢は、我が国を代表する別荘地であり、多くの優れた景観資源を有しているものの、地域の持つ潜在力の高さから、開発圧力が高い傾向にあり難しい面もある。

この地域では、浅間山麓が、景観育成重点地域に指定され、きめ細やかな景観づくりが進められている。

1-2-2 善光寺平（千曲川下流地域）

千曲川と犀川が合流し、中低山の山並みが比較的近くに迫る盆地景観を呈する地域である。

田毎の月としてひろく知られている姥捨の棚田付近からの見晴らしなど、雄大な眺望景観も有している。

長野市から南は市街化が進んでおり、長野市から北には広大なりんご畑の景観が広がっている。また、善光寺は長野の象徴であり、毎年数多くの人々が訪れる場所となっている。

長野市の松代地区における武家屋敷のまち並みや須坂市の土蔵造りの建物を生かした景観づくり、あるいは、地域特性に精通した専門家のもと、個人から行政まで地域が一体となり個性豊かな景観づくりを進める小布施町など、地域ごとに先進的な取組みが進められている。

飯山市以北は豪雪地帯であり、中門造りの民家などの農村景観、雁木のまち並みなど特徴のある景観を有している。また、周辺には志賀高原、野沢温泉、斑尾高原、飯綱高原等の休養地が数多く立地している。この地域は、高社山麓・千曲川下流域が景観育成重点地域に指定され、ふるさとの山と川を中心にきめ細かな景観づくりが進められている。

１-２-３松本平・安曇野（高瀬川・犀川流域）

北アルプス、上高地、美ヶ原など豊かな自然にめぐまれ、広大な水田の広がりと、屋敷林の田園景観が地域の原風景ともなっている。

松本平は、中低山に囲まれた広い盆地の景観を有し、中心に位置する松本城は松本の象徴となっており、都市計画の高度地区の指定により、周辺の建築物の高さを制限するなど、積極的な景観の育成の取組みが進められている。

安曇野は、北アルプスの山並みとその前山が背景をなす広大な田園に点在する屋敷林の見晴らしに、道祖神やわさび田、河川、農業用水路などが彩りを添えています。これらを眺望できる国道147号などの沿道が景観育成重点地域に指定されており、きめ細やかな景観づくりが進められている。

１-２-４白馬・小谷（姫川地域）

姫川流域谷あいの低地から、3,000m級の北アルプスの山並みが一気に切り立つ雄大な景観を呈し、仁科三湖など美しい自然に恵まれている。

地域の北部は全国有数の豪雪地帯で、八方尾根、栂池をはじめとするスキー場が多数立地し、県を代表するスキーリゾートを形成している。

また、千国街道（塩の道）や重要伝統的建造物群保存地区に選定されている白馬村青鬼地区の山村集落などに、歴史的な佇まいも残している。

北アルプスの山並みに並行する国道147・148号の沿道が景観育成重点地域に指定され、安曇野から白馬・小谷に至る北アルプスを展望できる地域が一体となり、きめ細やかな景観づくりが進められている。

１-２-５木曽谷（木曽川地域）

御嶽山麓や木曽駒ケ岳を主峰とする中央アルプスの豊かな自然に恵まれ、島崎藤村の『夜明け前』の冒頭に「木曾路はすべて山の中」とあるように、両側に山が迫る谷あいの地域である。また、その山々に木曽ヒノキの美林が残されている。

木曽11宿といわれる中山道の宿場町があり、妻籠、奈良井は重要伝統的建造物群保存地区に選定され、伝統的な建造物が多く残されている。

また、御嶽山の周辺には、開田高原、御岳高原等の高原が広がり、自然休養地ともなっている。

地域全体で公共サイン等の統一の取り組みを進め、地域の独自色である木曽グリーンを基調とした統一サインの整備に伴い、スキー場やゴルフ場の独自看板を撤去するなど、広域的に沿道の景観づくりが進められている。

1-2-6 伊那谷（天竜川地域）

天竜川沿いに発達した河岸段丘からなる幅の広い明るい印象の谷であり、西には中央アルプス、東には南アルプスの二つのアルプスを望むことができ、これらが地域の重要な景観構成要素となっている。上伊那地域の河岸段丘のグリーンベルトと段丘上に残る平地林も、地域の景観の特徴となっている。

高遠城址は桜の名所として知られ、光前寺は歴史的景観に優れ、郷土環境保全地域として保全されている。また、近年、上伊那地域では、地域の方々により花による地域の景観づくりが進められ、自立的な景観育成の気運が高まっている。

下伊那地域には、下栗の里やよこね田んぼのような個性的で魅力ある峡谷の景観が残されている。

1-2-7 諏訪盆地（諏訪湖）

標高759mにある諏訪湖を中心とした盆地状の地域であり、周辺の中低山の山並みに囲まれているため、開放的な印象を呈し、湖の東側の山は霧ヶ峰に続いている。

この地域は、諏訪大社を中心に門前町、宿場町として発展してきたほか、製糸から精密工業に至る産業のまちの顔も持っている。また、現在の湖周の景観は、上諏訪、下諏訪の温泉街、岡谷の市街地が迫る都市的な部分と田園的な部分があるなど変化に富むものとなっている。

1-2-8 八ヶ岳地域

八ヶ岳の山麓に広がる高原からなる地域であり、一部の山梨県の区域も含めて、広大な景観を呈している。原村や富士見高原から茅野の山麓にかけては、ペンションビレッジや別荘を中心とするリゾート施設がカラマツ林の中に立地している。

八ヶ岳山麓は、景観育成重点地域に指定され、きめ細やかな景観づくりが進められている。

1 景観特性
1-3
景観の骨格構成

【景観の骨格構成】

低地・台地は主な河川流域に沿って立地し、平や谷を形成し、人間の諸活動の主領域として、『都市』や『田園』として景観の主軸となっている。また、この領域の両側には地域景観の背後の主要要素である山並みがあり、休養地や林産物の生産地でもある『山地・高原』がある。

さらに、個々のこうした領域を『道路』や『河川・湖沼』が繋ぎ、信州の景観の骨格を構成している。

第 2 章

基本目標　［長野県景観育成計画］

2 - 1　基本目標
2 - 2　役割

2 基本目標
2-1
基本目標

【基本目標（長野県景観育成計画）】

私たち県民は、美しく豊かな**景観が、社会的共通資本であることを深く認識し、積極的に景観育成**に努め、自然と人との共生並びに現在及び将来のこの地に暮らす人々の心豊かな生活を実現する。

私たち県民は、景観を育成する取組みにより、人と人とを結びつけ、意思を共有する方々の絆を築き、美しく心地良い環境の中で暮らし、その環境を次の世代に引き継ぐ。

また、景観は、地域の自然、歴史、文化、風土等と私たちの生活や経済活動との適正な調和により育成されるものであり、土地の利用をはじめとする多くの事柄に関係する総合的なものであることを踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な育成を図る。

理念の実現に向けて、景観育成の基本目標は、次のとおりとする。

【　基本目標　（長野県景観育成計画）　】

恵まれた豊かな自然環境を守り　育て
地域の歴史、文化、風土等を活かし　伸ばし
意思を共有する方々の絆を築き　育み
住まう方々や移り住んで下さる方々が愛着をいだき　訪れる方々には魅力あふれる
世界に誇りうる　美しく豊かな景観を創造する

2 基本目標
2-2
役割

【役割】

現在及び将来の県民が、信州の景観に愛着と誇りを持てるように、県民、土地所有者、事業者、行政等が連帯し、かつ、協働して、先人達が育んできた自然や歴史的、文化的遺産を継承しつつ、美しく豊かな信州を育んでいくために、総合的かつ計画的に景観育成に取組むものとする。

２-２-１県民の役割

ア　自らが景観の育成の主体であることを認識し、積極的に取組むものとする。

イ　県及び市町村が実施する景観の育成に関する施策に協力するとともに、自ら進んで良好な景観の育成に貢献するよう努めるものとする。

２-２-２土地所有者等の役割

ア　土地及び建築物等により、又はこれらの利用によって育成される景観が社会的共通資本であることを認識し、土地や建築物等の利用の際には、良好な景観の育成に貢献するよう努めるものとする。

イ　県及び市町村が実施する景観の育成に関する施策に協力するものとする。

２-２-３事業者の役割

ア　景観に影響を与える行為を行うに当たっては、良好な景観の育成に資するよう努めるものとする。

イ　景観に影響を与える行為を行うに当たっては、地域住民その他の関係者に対し、当該行為に係る工事等に関する説明その他情報の提供を行うよう努めるとともに、これらの者の意見に配慮するものとする。

ウ　県及び市町村が実施する景観の育成に関する施策に協力するものとする。

２-２-４設計者、施工業者等の役割

ア　自らの業務が地域の景観の育成に深い関わりを持つものであることを認識し、景観に影響を与える行為に係る設計又は工事等を行うに当たっては、良好な景観の育成に資するよう努めるものとする。

イ　業務を行うに当たっては、地域住民の行う景観の育成に関する活動を尊重するものとする。

ウ　県及び市町村が実施する景観の育成に関する施策に協力するものとする。

2-2-5県及び市町村の役割

ア　県及び市町村は、景観の育成に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。

イ　基礎的自治体である市町村は、景観の育成の中心的な役割を担い地域の特色に応じたきめ細やかな取組みに努めるものとする。

ウ　県は、自ら広域的な景観の育成に取り組むとともに、広域的な景観の育成が、支障なく整合的に行われるよう、県域全体の景観の育成の方向性と将来像を示し、情報の提供及び技術的助言等により、市町村が行う景観の育成の取組みを支援するものとする。

エ　施策の策定及び実施に当たっては、市町村と県とが緊密な連携を図るとともに、県民と協働するよう努めるものとする。

オ　県及び市町村は、県民及び土地所有者等の景観の育成への自主的な参加を促すため、景観の育成に関する県民意識の高揚を図り、景観の育成に関連する行為を実施するときは、その内容に応じて、地域住民への当該行為に関する情報の提供に努めるとともに、良好な景観の育成の推進に関し最大限の配慮を行うなど、景観の育成に関する情報の提供その他景観の育成の取組みへの参加のための条件整備に努めるもとのする。

第 3 章

景観育成手法と事例

3-1 地域別

3-1-1 都市地域

【都市地域の範囲】

本地域の範囲は、『都市計画法に基づき用途地域として定められた地域』であり、景観育成の基本的方向は次の通りである。

ア) まとまりのある空間の育成に努め、公園・広場の確保、緑化、照明などに配慮し、潤いのある都市の景観を育成するものとする。

イ) 歴史的･文化的資源や地域の自然環境を活かし、地域に根ざした個性ある都市の景観を育成するものとする。

ウ) まち並みとしての調和に配慮し、建築物の形態、色彩などの連続性を確保するものとする。

3-1 地域別
3-1-1
都市地域
建築・工作物
配置

【景観育成と建築物等の配置】

都市地域における建築物等の配置は、家並みの壁面線構成や家並みの間のオープンスペース創出に直接作用し、風景を彩る自然環境や視認対象（ランドマークなど）の見え方に対しても絡んで、まち並み景観全体に影響する。

こうした点に配慮し、街路の連続性（シーケンス）、家並みとオープンスペースが生み出す律動的な変化、さらに地域らしさや潤いを印象付ける場所や空間、ランドマーク、スカイラインなどを望めるようにすると、都市地域の景観的魅力が高まる。

以上から都市地域では次の様な点に配慮した建築物等の配置を行うことが大事になる。

道路からの位置

【景観との関わり】

建築物等の道路からの位置は、家並みの壁面線構成と街路の広狭感に直接影響する。こうした点を念頭に、圧迫感が無く連続したまち並み景観をつくり、ゆったりとした潤いのある佇まいを車窓や歩道から、望めるようにできるとよい。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

周辺と壁面線をあわせつつ、極力道路から後退し連続した沿道の空間を構成するように努める。

【具体的な配慮例】〇配慮必要大／△配慮必要

〇周囲の建築物等とできるだけ壁面線を合わせるとともに、道路側に空地を確保し、極力緑化する。
既存林がある場合は出来る限り活用する。
（建築物が樹間に見え隠れする様な豊かな緑地帯の形成には、幅10m程度の空間に３列程度の植栽を施すことが必要･･･造園ハンドブック：日本造園学会編・技法堂出版）

〇建物全体の後退が困難なときは、壁面線を揃えた1階部分の後退（セットバック）を行い、歩道と一体化した空間を形成する。また、建物後退が困難な時は、上部階をできるだけ後退した造りとし、圧迫感を低減する。

事例解説

●壁面線がそろい、歩道スペースの備わった道路
【右：スペイン　グラナダ】
【下：軽井沢町】

隣接地からの位置

【景観との関わり】

建築物等の隣接地からの位置は、住戸とともにまち並みにリズムを作る『緑等の緩衝空間』創出や、人々の交流シーンが展開されるオープンスペースの生み出しに繋がるという点で、都市景観に影響する。こうした点を念頭に、ゆとりを感じられる空間や人々が滞留できる場を町中に備え、ゆったりとした印象が滲み出るようにできるとよい。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すように努める。

【具体的な配慮例】〇配慮必要大／△配慮必要

〇隣接敷地との境界部は、なるべく開放的で連続的な空地とする。
〇確保した空地を、集いの場として利用することも考える。
△隣接住戸間に十分な空地を確保し、極力緑化する。既存林がある場合は出来る限り活用する。

事例解説

●家並みの間のポケットパークが緑の空間を　提供し、人々が憩う【東京都大田区】

敷地内の配置

【景観との関わり】

建築物等の敷地内での位置は、そこにある自然資源の見映えや残存する緑の量を左右し、まち並み景観に影響する。こうした点を念頭に、地域で慣れ親しまれている自然を生かした風景を維持・育成し、地域らしさや潤いを醸し出すようにできるとよい。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺（自然資源）がある場合は、これを生かせる配置とする。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△**配慮必要**

○敷地内にある自然資源を緑地や親水空間として極力活用する。
なお、敷地内にある資源を緑地等に残せぬ場合は、仮り置きし緑化木として活用する。

△場合によっては、地域の自然素材を用いた新たな水辺等の創造により、潤いのある景観を形成しても良い。

事例解説

●水路沿いの住宅地を橋から見下ろした風景である。
水辺の緑が豊かで、心地良い。【小諸市】

ランドマークとの関係

【景観との関わり】

建築物等の配置は、都市地域の景観やイメージを構成する視認対象（ランドマーク等）の見え方に影響するから、地域のランドマークやスカイラインへの眺望が保たれるよう配慮し、そこに暮す人々が、故郷を感じ、空間定位（自分の居る空間的位置を推し量ること）できるようにしておくことが大切である。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

地域のランドマークやスカイライン等への眺望を阻害しないような配置とする。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△**配慮必要**

○ランドマークの眺望を妨げないよう位置をずらす（眺望の中心をはずす）。
△スカイラインを切断しないような位置にずらす
○やむ得ない場合は、建築物等本体を目立たなくする形態・色彩の採用や、道路の近傍等、視点のそばに植栽を施しランドマークを阻害する建築物等の遮蔽などを行う。
○眺望をうまく演出する場所（視点場）を創る。

事例解説

●通りの先にランドマークとなる**塔の姿が確保され、**
まち並み景観を引き締めている
【アイルランド　**バリハウラ地域**】

3-1 地域別
3-1-1
都市地域
建築・工作物
規模

【景観育成と建築物等の規模】

都市地域のまち並みは、構成要素である建築物等のボリュームや外形が、基調となる周囲の景観から逸脱したり、背景を損なったりせず、また極端な圧迫感や突出感を示すこともなく穏当な存在感を保つことによって、周囲の佇まいや地域らしさと共存していると、まち並み景観全体としての魅力が増すものである。

そのため、都市地域では、建築物等のボリュームや外形を作り出す規模や高さに関し、次の様な配慮が望まれる。

規模の調和

【景観との関わり】

建築物等の規模は、それ自体が発する存在感や、周辺の家並みとの間で構成する連続性（シーケンス）においてまち並み景観に影響し、ここに問題があると威圧感や突出感が生じ、視線がそこで捉えられてしまうのでまち並みの連続感も失われる。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとする。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

○周辺の建築物等と規模、建蔽率、高さをなるべく揃える。

事例解説

●アイルランドの首都でありながら、各建築物のボリュームに大きな差異が無いので、整然としたまち並みの印象である。
その上、広告類の少なさ、ビルの前の緑の存在などが、景観の良さを高めている。
【アイルランド　ダブリン】

高さ

【景観との関わり】

建築物等の高さは、建物群のスカイライン構成、背景の見通しや見映え、高さ自体が発する存在感においてまち並み景観に影響するのでこの点に配慮し、周囲に著しい圧迫感をもたらさず、建物スカイラインや背景の景観要素を損なわないようにする。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

高さは周辺のまち並みとしての連続性に配慮するとともに、高層の場合、圧迫感を生じないよう努める。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

○まち並みとして高さを統一する。このとき、主な視点となる道路等からの仰角の限度を概ね15～20°の高さにすると、著しい圧迫感を生まない。

△圧迫感軽減のため、建築物等の回りに高木を帯状に植栽する。

△極力ランドマークとなる山や建築物にかからぬ高さ、背景スカイラインを切らぬ高さとし、また周辺の樹林の高さ以内に抑える。

事例解説

●通りの向うのランドマーク（山）が目に飛び込んでくる、程よい建物の高さである。家並みが連続性（シーケンス）を構成し、とことどころの緑も映えて、 美しいまち並み景観となっている
【滋賀県近江八幡市】

3-1 地域別
3-1-1
都市地域
建築・工作物
形態 意匠

【景観育成と建築物等の形態・意匠】

都市地域のまち並みは、構成要素である建築物等の外形、外観が、基調となる周囲の景観から逸脱したり、背景を損なったりせず、また極端な圧迫感や突出感などを示すこともなく、穏当な存在感のうちに地域らしさを醸しだしていると、景観全体としての魅力が増すものである。

そのため、建築物等の外形、外観を作り出す形態・意匠に関し、次に示す様な配慮が望まれる。なお、河川や鉄道沿いなど、人々の視線を集める場所では、景観の見え方、見せ方により、その場の魅力が左右されるので、格段の配慮が必要となる。

形態意匠の調和、まとまり

【景観との関わり】

建築物等の形態・意匠は、本体自体の見映えとともに、隣接する景観や背景の山並みなどとの調和にも関係するので、この点を念頭に、周辺と呼応しつつ本体としての特徴を十分に発揮できるようにするとよい。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりある形態とする。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

○複数施設に分かれ、付帯設備等を伴う建築物等は、全体にまとまりある形態・意匠とする。

事例解説

●土蔵造りなど、古い造りの家が多い通りにある建築まもない店舗住戸である。周囲の建築物と呼応した様相であり、連続的なまち並み景観に寄与している。屋外広告物も、景観への配慮が感じられる【小諸市】

形態意匠における周辺環境との調和

【景観との関わり】

建築物等の形態・意匠は、周辺の家並みとの間で構成する連続性（シーケンス）や建物のスカイライン形成において、まち並み景観に影響する。ここに問題があると、特異な様相の形態・建物正面（ファサード）に目が奪われ、視線がそこで停止してしまうため、まち並みの連続感が失われる。

この点を考慮して、極端な差異のない形態・建物正面（ファサード）の建築物等を連ね、まち並みの連なりを得られるようにするとよい。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

周辺の建築物等の形態との調和に努める。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

○まち並みとしての調和、統一を図るため、次の様な配慮をする。
ⓐ建築物等の建物正面（ファサード）のデザイン要素に類似性、共通性を持たせる。意匠要素（デザインモチーフ）を連続させる。
ⓑできるだけ低層部分のデザインに連続性をもたせ、軒高を揃える。
ⓒ間口ができるだけ一定のリズムで連続するようにする。
ⓓ長大な建築物が混じる場合には、一定のリズムを保つよう意匠を工夫する。
ⓔ屋根の形態等建築物によるスカイラインを出来るだけ揃える。
○周辺に建つ建築物等と調和する形態・意匠とするとともに、歴史的な建築物等の周辺ではこれを引き立たせるようにする。
△背景の山並みや周辺の自然景観との調和を図るため、次の様な配慮をする
ⓐ外郭の形を横長とする。
ⓑ尖塔をもつものは、ランドマーク、スカイラインとの関係に配慮したデザインとする。
ⓒこう配屋根とする。

事例解説

●個々の建物の形態が似通っておりながら微妙に変化し、また色彩がそのトーンを崩さない範囲で、変化しているので、家並みの連なりがリズミカルで楽しい。【ドイツチューリンゲン州】

造形デザイン

【景観との関わり】

建築物等の洗練された造形デザインは、そのものの見映えとともにまち並み景観を特徴づける都市美や都市イメージの形成にも作用し、例えば町中のランドマークやアイストップ（視線の留まる場）箇所の創出に寄与するので景観面からも大いに考慮を要する。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、都市美やランドマークの形成にも努める。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

○建築物等のデザイン構成法には例えば次の様なものがあるが、これらの方法を導入する際は周辺の景観テーマや地域性にマッチすることを第一義に考えなければならない。

ⓐ反復（意匠要素−デザインモチーフを繰り返し表現した構成）
ⓑ漸層（対象の形態や色彩を漸次変化させる構成）
ⓒ相称（シンメトリー。左右、前後あるいは上下対称の構成）
ⓓ均衡（アシンメトリー。非対称ながら中心軸からみて釣り合いを保った構成）
ⓔ不規則相称（イレギュラーシンメトリー。相対する異形要素による相称的な構成）
ⓕ美的比率（プロポーション。黄金分割等の美的比率を用いた構成）
ⓖ装飾（屋根や壁面への彫刻等の装飾的要素の導入）

事例解説
（沿道地域の事例も参照のこと）

●反復

●漸層（正面建物。上階ほど窓長が短い）

●相称

●均衡

伝統的様式の尊重・継承

【景観との関わり】

建築物等の伝統的様式は、地域の文化的固有性を表現する優れた媒体であり、地域らしい景観育成にとって掛け替えの無い素材である。まち並み景観の維持・育成においては、こうした継承資源の活用を積極的に考えたいものである。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

周辺に伝統的な様式をもつ建築物が多い場合には、その様式を継承し又は取り入れた意匠とするよう努める。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

○伝統的な建築物の様式（例. 農家の代表的様式である本棟造り、商家に見られる軒のうだつ、土蔵造り等）や屋敷林等の敷地利用形式を新たに造る建築物等の形態・意匠や敷地構成に生かしていく。

事例解説

●周囲の伝統的な家並みに呼応してデザインされた公的な施設である。【小諸市】

壁面

【景観との関わり】

建築物等が大壁面の場合は、大きさ自体が発する存在感や周辺と奏でる視覚的な調子やリズムにおいてまち並み景観に影響を及ぼし、圧迫感や殺風景な印象を周囲に放ったり、周辺の家並みが構成している連続性を、ここで切断してしまったりするので注意する。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮する。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

○スリットを入れたり、目地を付けたりするなどして、壁面等を分割（分節）するか、壁面に開口部を設けたり、陰影効果を生むデザインなどの工夫をする。

○壁面の縁（エッジライン）を強調し、すっきりした印象を与える。

事例解説

●旧工場跡のレンガの壁である。
コンクリートの枠（フレーム）により長く続く赤壁が分節され、メリハリ感とリズム感が生まれている。
【岡山県倉敷市】

意匠による圧迫感軽減

【景観との関わり】

大規模な建築物等は、それ自体が発する存在感によって、まち並み景観に影響を及ぼし、圧迫感や威圧感を周囲に放ったり、周辺の家並みが構成している連続性をここで切断してしまったりするので、注意を要する。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図る。

【具体的な配慮例】〇配慮必要大／△配慮必要

〇全体のまとまりに十分留意し、ゴテゴテした印象を生じないようにしながら次の様な意匠上の工夫をする。

ⓐ屋根や外壁を小さな部分に分け（分節）、意匠要素（デザインモチーフ）を繰り返すなどして変化をつける。

ⓑ出入口、窓等のデザインに変化をつける。

ⓒ形態的になじみにくい工作物には、覆いやカバーをつける。

ⓓタンクや煙突等に落ち着いた描画や着色をほどこす。

事例解説

●大規模マンション外形を不定形な色と形で分節した例【右：東京都大田区】
長大な壁を反復形態で分節した例【下：滋賀県近江八幡市】

河川、鉄道及び道路に面する部分

【景観との関わり】

まち並み景観のうち、建築物等が河川や鉄道及び道路に面する部分は、視点場から多数の人々の視線が注がれる場所となるので、視点場、視点対象双方への景観的配慮が求められる。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮する。

【具体的な配慮例】〇配慮必要大／△配慮必要

〇堤防や橋、鉄道から良好な眺望が得られるように、形態を工夫する。

〇河川や湖沼に対して、背を向けないような配置とし、背を向ける場合でも正面同様、デザインを工夫する。

〇『水辺に向かって開放したデザインとする、水辺まで階段状に連続する、水辺と同じ高さに視点場を置く、水辺と一体的な緑地を形成する』等、水辺と一体となった景観を育成する。

事例解説

●水路沿いの古い家並みを、視点場である橋からみた風景である。【滋賀県近江八幡市】

屋上設備

【景観との関わり】

屋上部分は、建物スカイラインを構成し、建築物の最上端ゆえ目立ち易く、まち並み景観への影響が大きい箇所であり、この位置に在る屋上設備もまた 同様である。この部分への配慮を欠くと、建築物の意匠全体のまとまり、周囲のまち並み景観や建物スカイラインの構成を損なう恐れがでてくるので、注意を要する。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をする。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

○設備を壁面、ルーバー等で覆う。このとき、壁面、ルーバー等は建築物本体と同じ外装としたり、同色あるいは類似の色彩を用いて、調和を図る。

○やむを得ず、設備が露出する場合には、外観のデザイン、色彩等を建築物本体と調和するものにする。

○機械室等を別に設け、屋上設備を設置しない。

事例解説

●真ん中のビルの屋上部は、目立たぬ色の金属柵で囲んであるのでスッキリしている。【東京都大田区】

非常階段等の付帯設備

【景観との関わり】

非常階段、パイプ等付帯設備や付帯広告物等は、建築物のデザインの一部として組み入れられていない場合、個々にその存在を主張し、周囲に繁雑な印象を与え、建物本来の様相や周囲のまち並み景観を損なう恐れがあるので、注意を要する。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

非常階段、パイプ等付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図る。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

○建築物内部や本体と一体的につくる、本体と調和させ目立たなくする、道路等主な視点場から見えぬ位置に設置する、設備類を集約整理する、といった配慮を要する。必要な配慮を付帯設備別に整理すると次の様になる。

ⓐ非常階段…建築物に組み込むか、本体の一部としてデザインする／道路等から見え難い位置に設置する／ルーバーで覆ったり、本体と類似の色に彩色する

ⓑベランダ…手すりは本体と調和するものや同じ外観とする／空調室外機、湯沸器、物干し等は、手すりの陰に設置し、無理な場合は、設置場所の統一などの工夫をする／潤いを与える植栽やフラワーポットの設置などの工夫をする

ⓒ付帯広告物…数を最小限に抑え、規模も極力小さくする／デザインは本体と一体的なものにする／素材や色彩は落着きがあり、建物本体や周辺景観に調和したものとする／テナントビル等では、できるだけ一箇所にまとめて形を統一して表示する／屋上設置はなるべく避ける／突出看板は、極力小さくし、周辺建築物の付帯広告物の高さ、大きさ、色調等をできるだけ統一する／窓ガラスへの広告、壁面への垂れ幕等は極力避ける

ⓓ駐車場…建築物の裏側や道路から一段下げた位置等、直接見え難い位置に設置する／道路に面して設置する場合は周囲を緑化する／広い面積の場合は、小区画ごとに植栽を行うなど、殺風景な印象を和らげる

ⓔ雨どい、パイプ類等壁面の付帯設備…雑多なものを集約設置する／建築物本体と一体的にデザインする／本体のアクセントとして利用する

ⓕその他…駐輪場、ゴミ置場等付帯設備類は、極力集約する。建築物本体に組み込むか、同じ外観とする、道路等から直接見えないような工夫を行う／商業ビルはウィンドウショッピングが可能なものとし、夜間でもまち並みの賑わいや潤いを失わないようにする。

事例解説

●建築物の中央部が階段であるが、目立たぬ色の金属柵により遮蔽されている。【東京都大田区】

3-1 地域別
3-1-1
都市地域
建築・工作物
材料

【景観育成と建築物等の材料】

都市地域のまち並み景観は、構成要素である建築物等の外観が、基調となる周囲の景観から逸脱したりせず、また極端な突出感などを示すこともなく穏当な存在感のうちに、地域らしさを表現しているとき、まち並み全体としての景観的魅力が光るのである。

そのため、建築物等の外観形成に寄与する材料に関し、次の様な配慮が望まれる。

調和・耐久性

【景観との関わり】

建築物等の材料は、形態・意匠や色彩とともに建築物等の外観に直接作用するとともに、経年作用や維持管理不足による外観劣化を来たす可能性も秘めている。ここに問題があると、建築物等自体の印象低下もさることながら、まち並み景観としての調和が損なわれることになるので、注意を要する。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いる。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

○周辺景観と馴染むものであるとともに、年月を経るに従い、周辺景観に溶け込み、風合いを増すような（エージング効果のある）材料を用いる。

事例解説

●エージング効果が高い石造建築。建物背後増築部は**同一色調ながら素材を変えており景観維持の苦労を偲ばせる【岡山県倉敷市】**

反射光のある素材

【景観との関わり】

反射光のある素材を建築物等に用いると、特異な目立ち方をするため、建築物等自体の印象を損なったり、まち並み景観の調和を乱したりする恐れもあり、使用時には注意を要する。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮する。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

○住宅地の中で、建築物等において、機能、構造等の面から、やむを得ず使用する場合には、表面処理や着色等により反射を抑える。

事例解説

●一般住宅の混在するエリアで反射ガラスを使用する**場合、本例の様に出来る限り使用面や反射度を抑えることが大事である。【軽井沢町】**

地場の素材

【景観との関わり】

地域に馴染みの素材を建築物等に用いると、建築物等のデザインに地域性を付与でき、それらが集まるまち並みの景観に地域らしさを滲ませることができる。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

地域の優れた景観を特徴づける素材を活用する。

【具体的な配慮例】〇配慮必要大／△配慮必要

〇地域で伝統的に用いられてきた素材、地域で産する木材や石材等自然の素材、瓦等の地場産業の特産品を素材として用いる。

事例解説

●右は焼き板と漆喰壁等伝統的地域素材を用いた路地／**下は道の向かいの由緒ある壁（P19下段事例）と同じ赤煉瓦使用の店舗【岡山県倉敷市】**

3-1 地域別
3-1-1
都市地域
建築・工作物
色彩等

【景観育成と建築物等の色彩】

都市地域のまち並み景観は、構成要素である建築物等の外観が、基調となる周囲の景観から逸脱したりせず、また極端な突出感などを示すこともなく穏当な存在感のうちに、地域らしさを表現しているとき、全体としての魅力が光るものである。

そのため、建築物等の外観形成に寄与する色彩に関し、次の様な配慮が望まれる。

色彩の調和

【景観との関わり】

建築物等の色彩は、形態・意匠や材料とともに、外観に直接影響する。色彩に十分な配慮を施すと、建築物等自体の印象を高め、まち並み景観との調和も図れることになる。さらに地域に馴染みの色を用いれば、建築物等のデザインに地域性を付与でき、それらが集まるまち並みの景観に地域らしさを滲ませることもできるので、色彩の取り扱いは重要である。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とする。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

- ○原色に近い色彩は原則として使用しない。
- ○周辺建築物等との間の色彩の調和には、
  - ⓐよく似た色の配色-類似色調和、
  - ⓑ色相を揃えトーン（色調：明度・彩度を組み合わせた色彩定義）を変える配色-色相調和、
  - ⓒトーンを揃え色相を変える配色-トーン調和の３通りがあり、適切なものを選ぶ。
- ○周囲との調和に配慮しつつ、景観育成のテーマ、コンセプトに相応しい色使いをする。
- △伝統的な民家に用いられてきた色調を基調とした色使いとする。
- ○地域の気候や森林、水面等の自然環境によりイメージされる色、石や土等伝統的に用いられてきた素材による色等、地域固有の色彩がある場合には、これを尊重した色使いとする。

事例解説

●街路設備は目立たずに周囲と調和を基本とする。
右はやや明るい低彩度陸橋【岡山県倉敷市】
／下は低明度低彩度手摺【小諸市】

多色使い、色数

【景観との関わり】

建築物等への多色使いは、それ自体の色彩の調和や構成を難しくすると同時に、周辺から突出し、まち並み景観全体の調和を乱す恐れも強いので、注意を要する。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮する。

【具体的な配慮例】〇配慮必要大／△配慮必要

〇商業地等を除いて、多色使いは極力避ける。商業地域等では、アクセント色をうまく用いること等により、賑わいを演出したり、個性的な景観を形成することが可能だが、その場合も目立つ色を大面積に用いることは避ける。

事例解説

●ベージュ系の基調色にアクセントカラーのグリーンをうまくあしらった商業建築である。また建物周囲の樹木が落ち着いた雰囲気の醸成に大きく貢献している。【軽井沢町】

照明

【景観との関わり】

照明使用は、ランドマークとなる建築物等をライトアップするなど夜間の都市景観を演出する上で有効であるが、住宅地などでは、光害を周辺にまき散らしたり、落ち着いた夜間の景観を乱したりする恐れもあるので、その使用には注意を要する。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

照明を行う場合は、周辺の建築物等との調和に留意する。

【具体的な配慮例】〇配慮必要大／△配慮必要

〇照明を行う際は、適切な照度、光源の色彩等に十分留意し、特に住宅地域では、周辺への影響を十分検討して慎重に行う。

〇照明器具については、昼間の景観上の配慮も忘れずに行う。

事例解説

●ほのかな照明でも建物の壁や足下のペーブが映えている。
夜空の月も共存できる照度のため、静かで穏やかな夜の雰囲気が保たれ、夜間の家並みの魅力を引き出す照明として適当である
【スペイン コルドバ】

3-1 地域別
3-1-1
都市地域
建築・工作物
敷地緑化

【景観育成と敷地の緑化】

都市地域のまち並みでは、住宅敷地の緑化・修景により、隣接しあう敷地の境界性が消され、視覚に優しい柔らかな印象で住宅周りが包まれ、人工的な付帯設備が遮蔽される。その一方で、地域を代表する緑化樹種が地域らしさを漂わせてくれるので、まち並み全体としての景観的魅力が光る。

こうした効果を生む住宅敷地の緑化・修景に当たっては、次の様な配慮が望まれる。

敷地境界の処理

【景観との関わり】

接道部など敷地境界への緑化は、まち並み景観に対して、境界部に現われがちな分断感を無くし、硬い視対象である建築物の周囲に、目に優しく柔かな印象を醸すという効果をもたらしてくれる。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮する。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

- ○道路に面した部分は塀、柵等の設置はできるだけ避け、緑化に努め、極力、高木や複数の樹種の組み合わせにより、ボリュームのある緑を形成する。
- ○塀、柵等を道路に面して設置する際には、ブロック塀はできるだけ避け、高さを極力低くし、塀等の外側に緑化するよう努める。やむを得ず外側に柵等を設ける場合には、透過性の高いものとし、内側の緑が見えるようにする。
- ○道路からのアプローチ、前庭等も緑化に努め、可能な限り道路から見えるよう、開放的な造り方とし、道路や隣接の敷地と一体的な緑を形成するよう配慮する。
- ○道路に面した部分に緑化の余地が無い場合には、ベランダや壁面等の緑化を工夫する。

事例解説

●敷地緑化はまち並みの魅力を高める。右は接道部緑化例【スペイン グラナダ】
／下は壁面緑化例【アイルランド ダブリン】

緑化による圧迫感の軽減

【景観との関わり】

大規模な建築物等は、それ自体が発する存在感において、まち並み景観に影響し、この点の配慮を欠くと圧迫感や威圧感の表出、周辺建築物等との間で作る連続性の切断などを生み、全体的な景観を乱すので、緑化等による手当てが必要である。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあっては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努める。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

- ○建築物等による圧迫感を軽減し、周辺景観となじむよう、建築物等の足元をボリュームのある樹種で緑化する

事例解説

●集合住宅前の道路に沿った緑化により、散歩道を歩く人々は、大規模建築物の圧迫感をあまり感じない。通りは町の散歩コースになっている【東京都目黒区】

駐車場等の処理

【景観との関わり】

駐車場、自転車置場、焼却炉等は、その様相が剥き出しのまま存在していると、周囲に繁雑な印象を与え、まち並み景観の調和を損なうことになるので、緑化等による手当てが必要である。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

駐車場、自転車置場、焼却炉等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努める。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

○駐車場については、内部についても高木植栽や緑化ブロック等による緑化に配慮する。

事例解説

●集合住宅の住人のための駐車場、駐輪場が緑で囲まれており、道ゆく人々にとっては、景観阻害物が遮蔽されて快適である【東京都目黒区】

樹木の種類

【景観との関わり】

敷地周りの緑化樹種は、隣接する周囲の緑との間の連続性や、地域らしい風景を醸成する上で効果が高いので、まち並み景観育成上、その選定は重要である。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮する。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

○地域の風土にあった在来種や郷土種を用いる。

○周辺の植栽と連続性や調和を保つよう努める。

○実のなる木を植えたり、多様な樹種を用いるなど、自然の保全・復元にも配慮する。

○花木や落葉樹を用いて季節感の演出にも努める。

○地域の特性や景観育成のコンセプトに応じた樹種の選定を次の様なかたちで行う。

ⓐ都市の中心街では、風格のある大木を植えることも必要。

ⓑ住宅地では、生活に潤いを感じさせ、季節感も楽しめる樹種を選定する。

ⓒ商業地では、賑やかな町のイメージに合った樹種を選定する。

ⓓ工業地では、大きな常緑樹等、遮蔽性や防火性能の高い樹種を選定する。

○植栽した木が十分生育できるよう、植栽基盤の整備や植栽後の維持管理にも十分配慮する。

事例解説

●地域に馴染みの草木で、身近な空間を緑化する
【小諸市】

水辺の処理

【景観との関わり】

まち並み景観のうち、河川等に面する部分は、広範な視点場から多数の視線が注がれる場所でもあり、魅力的な水辺空間を作り出せると良い。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

河川等がある場合は、樹木を活用して水辺の景観に配慮する。

【具体的な配慮例】〇配慮必要大／△配慮必要

〇対岸や橋、堤防等からの眺望に配慮した植栽を実施する。

事例解説

●ため池対岸の小学校校舎の前面に樹木が植栽されて**いて目に心地良い。背後の山並みとの調和もとれて、**じっと見つめていたい水辺の風景が構成されている。
【和歌山県岩出市】

3-1 地域別
3-1-1
都市地域
特定外観意匠

【屋外における広告物の表示又は掲出／景観育成と屋外広告物】

屋外広告物は、人々の眼を引くことを目的としたものであるだけに、広告効果を高めることに主眼を置くと、個々にその存在を主張し、目障り源となって周囲に繁雑な印象を与えるほか、良好なまち並み景観を遮ったり、その見映えや見通しを悪くしたりするなどの阻害作用を引き起こすことになる。

そこで、都市地域のまち並み景観維持の観点から、屋外広告物に対しては、次の様な配慮が必要になる。

配置／道路からの位置

【景観との関わり】

屋外広告物の設置位置は、『背景遮蔽及び目障り感』あるいは『大型広告物による圧迫感』など、まち並み景観に対する阻害の程度に直接影響するので、配慮が必要となる。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

道路等からできるだけ後退させるよう努める。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

○道路からできるだけ後退させ、附近の広告物との整合に配慮する。
○進路進行方向に正対しないように配置する。

配置／ランドマーク等との関係

【景観との関わり】

屋外広告物の設置位置は、都市地域の景観やイメージを構成する視認対象（ランドマーク等）や特徴的な様相を呈する場所の見映えや見通しに影響するので配慮が必要となる。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努める。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

○ランドマーク等の眺望を妨げたり、スカイラインを切ったりしないよう出来るだけ位置をずらす（眺望の中心をはずす）。
○やむを得ない場合は、スカイラインを切らないような形態に配慮する（横長の広告等に変更する）。

事例解説

●医院戸口前の小さな看板、屋根下に掲出された小看板は、周囲の景観を阻害しない看板の好例である。また家屋本体は、周辺の伝統的建築様式に沿っている。建築主の景観に対する心配りが感じられる。
【滋賀県近江八幡市】

規模、形態・意匠

【景観との関わり】

屋外広告物の規模や形態・意匠が、その背後に存在する景観を損なったりせず、極端な圧迫感や突出感を示すことなく、基調となる周辺景観に適った存在感を保ったものになっていると、屋外広告物とまち並み景観との調和・共存が可能になる。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

基調となる周辺の景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とする。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

○規模及び表示面積をできるだけ小さくする。
○建築物の持つ輪郭線の特徴にあわせ一体化を図る。
○他の広告物との集合化を図る。
○他の広告物との調和を図り、できるだけシンプルな形状のものとする。
○シンボル化、デザイン化、簡素化をはかり、見た目のボリューム感を抑える。

事例解説

●公共施設、観光資源の案内板。古い家並みに呼応したデザインとなっている【小諸市】

材料／調和、耐久性

【景観との関わり】

屋外広告物の材料は、形態・意匠や色彩とともに、注視度を高める一方で、目障り感あるいは経年作用や維持管理不足による外観劣化を来たす可能性も秘めている。

こうした点への配慮を欠くと、まち並み景観としての調和を損なう恐れがあるので注意を要する。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離の生じにくいものとする。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

- ○建築物の外壁等の素材と揃える。
- ○支持物の素材をできるだけ街路単位で統一する。
- ○退色・はく離を生じ難い素材を用いるが、できれば、年月が経つと地域に馴染み、風格が出るようなものが望ましい。

材料／反射光のある素材

【景観との関わり】

反射光のある素材を広告物に用いると、特異な目立ち方をするため、業務地ではともかくも、住宅地の中ではまち並み景観の調和を乱す恐れが強いので、その使用には注意を要する。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮する。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

- ○住宅地の中で機能、構造との面から、やむを得ず使用する場合には、表面処理や着色等により反射を抑える。

事例解説

●右は路傍に設置された石標。
下は移動式木製サイン。 ともに自然素材
【岡山県倉敷市】

色彩等／色彩の調和

【景観との関わり】

屋外広告物の色彩は、形態・意匠や材料とともに、広告物の様相や印象に直接影響する。ここに問題があると目障り感等、景観阻害をおこす恐れがあるが、その色彩に十分な配慮をすれば、まち並み景観との調和も図れるほか、地域に馴染みの色を用いることで、地域らしさを滲ませることもできる。屋外広告物における色彩の取り扱いは重要である。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とする。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

- ○原色に近い色彩は原則として使用しない。
- ○周辺建築物等との間の色彩の調和には、
  - ⓐよく似た色の配色-類似色調和、
  - ⓑ色相を揃えトーン（色調：明度・彩度を組み合わせた色彩定義）を変える配色-色相調和、
  - ⓒトーンを揃え色相を変える配色-トーン調和の３通りがあり、適切なものを選ぶ。
- ○周囲との調和に配慮しつつ、景観育成のテーマ、コンセプトに相応しい色使いをする。
- ○地域の気候や森林、水面等の自然環境によりイメージされる色、石や土等伝統的に用いられてきた素材による色等、地域固有の色彩が有る場合には、これを尊重した色使いとする。（特に都市以外では、自然の緑、青などと競合する人工色をできるだけ避ける）。
- ○支持物の色彩等をできるだけ街路単位で統一する。

色彩等／多色使い、色数

【景観との関わり】

屋外広告物への多色使いは、目障り感や、周辺からの突出した印象を生み易く、まち並みの景観的調和を乱す恐れも強いので、注意を要する。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮する。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

- ○商業地等を除いて、多色使いは極力避ける。商業地域においても、面積比により主従関係をもたせた色彩構成、一部色彩のアクセント使用、出切る限り少ない色数を計画的に配置する等の工夫をし、色彩間の調和がとれるようにする。

色彩等／光源

【景観との関わり】

光源は、都市地域であっても、住宅地などでは、光害を周辺にまき散らしたり、落ち着いた夜間の景観を乱したりする恐れもあるので、屋外広告物への使用には注意を要する。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意する。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

- ○光源を使う際は、適切な照度、光源の色彩等に十分留意し行う。ただし、周辺状況によっては設置を控えることが望ましい。

事例解説

●広場の諸施設を案内する金属素材のサイン。
色目は地味で周囲の景観を阻害しないが、形は独特（道しるべサインとしての認識をし易い形態）であり目にとまり易く、景観要素としての存在感も感じられる。【倉敷市】

第 3 章

景観育成手法と事例

3-1 地域別

3-1-2 沿道地域

【沿道地域の範囲】

本地域の範囲は、『高速自動車国道、一般国道、主要地方道及びこれらに準ずる道路の両側 30 メートルの地域』であり、景観育成の基本的方向は次の通りである。

ア) 道路の種類や機能に応じ、安全の確保とともに、植樹等により、快適でゆとりのある沿道の景観を育成するものとする。

イ) 沿道の広告物、建築物等の調和に配慮し、道路からの眺望を確保するものとする。

3-1 地域別
3-1-2 沿道地域 建築・工作物
配置

【景観育成と建築物等の配置】
沿道地域における建築物等の配置は、家並みの壁面線構成や家並みの間のオープンスペース創出に直接作用し景観構成に影響する。また家並みの続く沿道であれ、リゾート地などへと続く眺望の開けた沿道であれ、建築物等の配置は、風景を彩る自然や空間、視認対象（ランドマークなど）の見え方に絡んで沿道地域の景観に影響を及ぼす。
こうした点への配慮が行き届くと、ゆったりとした家並みの連続性（シーケンス）や広がりのある沿道眺望を捉えることができ、さらには地域らしさや潤いを感じさせる風景、ランドマーク、スカイラインなどを視野に納めることもできるから、道路や車窓からの景観的魅力が高まることになる。
以上から、沿道地域では次の様な点に配慮した建築物等の配置を行うことが大切になる。

道路からの位置

【景観との関わり】
建築物等の道路からの位置は、家並みの壁面線構成と道路の広狭感に直接影響する。
こうした点を念頭に、家並みが続く沿道景観のゆったりとした佇まいや、リゾート地などに至る沿道の広がりある眺望景観を、車窓や歩道から望めるようにするとよい。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】
特に支障のある場合を除いて、5m以上道路から後退するよう努める。

【具体的な配慮例】〇配慮必要大／△配慮必要
〇道路側に空地を確保し、極力緑化する。既存林がある場合は出来る限り活用する。
（建築物が樹間に見え隠れする様な豊かな緑地帯の形成には、幅10m程度の空間に3列程度の植栽を施すことが必要･･･造園ハンドブック：日本造園学会編・技法堂出版）
△周囲の建築物等とできるだけ壁面線を合わせる。建物全体の後退が困難なときは、壁面線を揃えた1階部分の後退（セットバック）を行い、歩道と一体化した空間を形成する。沿道の商業地域などで建物後退が困難な時は、上部階をできるだけ後退した造りとし圧迫感を低減する。

事例解説

●沿道の歩道と敷地の間に豊かな緑が植栽されている。【ドイツ チューリンゲン州】

隣接地からの位置

【景観との関わり】
建築物等の隣接地からの位置は、家並みの間に『緑等の緩衝空間』や人々の交流シーンが展開されるオープンスペースを生み出し、沿道景観に空隙部分と住戸部分が織り成す視覚的リズムを出現させる。こうした点を考慮し、住戸間にゆとりが感じられ、家並みが視覚的なリズムを伴いつつ連なっていくような印象を沿道景観に醸し出せるとよい。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】
隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりある空間を確保する。

【具体的な配慮例】〇配慮必要大／△配慮必要
〇隣接住戸間に十分な空地を確保し、極力緑化する。既存林がある場合は出来る限り活用する。
〇隣接敷地との境界部は、なるべく開放的で連続的な空地とする。
△沿道の住宅地や業務地では、確保した空地を集いの場として利用することも考える。

事例解説

●隣接敷地境界から十分に離れて住戸が建ち、その間に樹木が植栽されているので、**ゆとりの感じられる家並みになっている。【兵庫県篠山市】**

敷地内の配置

【景観との関わり】

建築物等の敷地内での位置は、そこにある自然資源の見映えや残存する緑の量を左右するという点で、沿道景観に影響する。こうした点を念頭に、地域で慣れ親しまれている自然や空間の風景を出来る限り維持・育成し、沿道に地域らしさや潤いを醸し出せるとよい。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺（自然資源）がある場合、これを生かせる配置とする。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

○敷地内にある自然資源を緑地や親水空間として極力活用する。
なお、敷地内にある資源を緑地等に残せぬ場合は、仮り置きし緑化木として活用する。

△家並みが続く沿道では、場合によって、地域の自然素材を用いた新たな水辺等の創造により、潤いのある景観を育成しても良い。

事例解説

●敷地内にある庭園樹は、心地良い風景を道行く人々にも提供してくれる。【辰野町】

ランドマークとの関係

【景観との関わり】

建築物等の配置は、沿道地域の景観やイメージを構成する視認対象（ランドマーク等）の見え方に影響する。この点を念頭に、沿道にあるランドマークやスカイライン等により、いつでもそこに暮す人々が、故郷を感じ、空間定位（自分の居る空間的位置を推し量ること）できるようにしておくことが大切である。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

地域のランドマークやスカイライン等への眺望を極力阻害しないような配置とする。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

○ランドマークの眺望を妨げたり、スカイラインを切断したりせぬよう建築物等の位置をずらす（眺望の中心をはずす）。

○やむ得ない場合は、建築物等本体を目立たなくする形態・色彩の採用や、道路の近傍等、視点のそばに植栽を施しランドマークを阻害する建築物等の遮蔽を行う。

○眺望をうまく演出する場所（視点場）を創る。

事例解説

●丘陵部に五重の塔が立っている。
沿線に建築物等がないため、前面に広がる農地、丘陵の緑、歴史的文化財が織り成す景観を道路側から望むことが出来る。【岡山県総社市】

3-1 地域別
3-1-2
沿道地域
建築・工作物
規模

【景観育成と建築物等の規模】

家並みの続く沿道地域であれ、リゾート地などへと続く眺望の開けた沿道地域であれ、建築物等のボリュームや外形が、基調となる周囲の景観から逸脱したり、背景を損なったりせず、また極端な圧迫感や突出感を示すことなく穏当な存在感で周辺一帯の地域らしさに呼応していると、沿道景観全体としての魅力が増すものである。

そのため沿道地域では、建築物等のボリュームや外形を作り出す規模や高さに関し、以下に示す様な配慮が望まれる。

規模の調和

【景観との関わり】

建築物等の規模は、それ自体が発する存在感、周辺の佇まいとの間で構成する連続性（シーケンス）や統合バランスにおいて、沿道景観に影響する。この点を念頭に、威圧感や突出感が生じず、沿道の連なりや周辺眺望との景観的統合感を得られるようにするとよい。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとする。

【具体的な配慮例】〇配慮必要大／△配慮必要

〇家並みが続く沿道では、周辺の建築物等と規模、建蔽率、高さをなるべく揃える。

事例解説

●同規模の構えの大きな伝統的日本家屋が連なり、見事な家並み景観となっている。【辰野町】

高さ

【景観との関わり】

建築物等の高さは、建物群のスカイライン構成、背景の山並みスカイラインの見え方、高さ自体が発する存在感等において、沿道景観に影響を及ぼす。この点に配慮し、周囲に著しい圧迫感をもたらさず、建物スカイラインや背景の景観要素を損なわない程度に、建築物等の高さが抑えられていると、沿道景観としての調和が生まれる。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

高層の場合には、空地を十分にとり圧迫感等を生じないよう努める。

【具体的な配慮例】〇配慮必要大／△配慮必要

△まち並みとして高さを統一する。

〇主な視点となる道路等からの仰角限度は概ね15～20°を限度としたり、建築物等の回りに高木を帯状に植栽するなどして、圧迫感軽減に努める。

△極力ランドマークとなる山や建築物にかからぬ高さ、背景スカイラインを切断しない高さとし、また周辺の樹林の高さ以内に抑える。

事例解説

●道路両側の家々の高さに差が無いので、調和のとれた家並み景観が展開している。
【フランス 南ブルゴーニュ地域】

3-1 地域別
3-1-2
沿道地域
建築・工作物
形態意匠

【景観育成と建築物等の形態･意匠】

家並みの続く沿道地域であれ、リゾート地などへと続く眺望の開けた沿道地域であれ、建築物等の外形、外観が、基調となる周囲の景観から逸脱したり、背景を損なったりせず、また極端な圧迫感や突出感を示すことなく穏当な存在感のうちに地域らしさを表現していると、景観全体としての魅力は増す。

そのため、建築物等の外形、外観形成に寄与する形態･意匠に関し、次に示す様な配慮が望まれる。なお、河川や鉄道沿いなど、人々の視線を集める場所では、沿道景観の見え方、見せ方により、その場の魅力が左右されるので、景観的な配慮が特に必要となる。

形態意匠の調和、まとまり

【景観との関わり】

建築物等の形態･意匠は、本体自体の見映えとともに、隣接する沿道景観や背景の山並みなどとの調和にも関係するので、この点を念頭に、周辺と呼応しつつ本体としての特徴を十分に発揮できるようにする。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とする。

【具体的な配慮例】〇配慮必要大／△配慮必要

〇複数施設に分かれ、付帯設備等を伴う建築物等は全体にまとまりある形態･意匠とする。

事例解説

●古い家並みが残る街道沿いの住戸は、そのぞれに建築物としての表情を備えつつ一帯の雰囲気にも馴染んだ形態となっている。**【兵庫県篠山市】**

形態意匠における周辺環境との調和

【景観との関わり】

建築物等の形態･意匠は、それ自体が発する存在感、周辺の佇まいとの間で構成する『家並みの連続性（シーケンス）』や『眺望景との統合バランス』において、沿道景観に影響する。ここに問題があると、特異な様相の形態･建物正面（ファサード）が突出し、それに目が奪われ、景観的な連続感や統合感が失われるので注意する。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

背景のスカイライン及び周辺の建築物等の形態との調和に努める。

【具体的な配慮例】〇配慮必要大／△配慮必要

△道沿いに家並みが続く場合、沿道景観の調和、統一を図るため次の様な配慮をする。

ⓐ建築物等の建物正面（ファサード）のデザイン要素に類似性、共通性を持たせる。意匠要素（デザインモチーフ）を連続させる。

ⓑできるだけ低層部分のデザインに連続性をもたせ、軒高を揃える。

ⓒ間口ができるだけ一定のリズムで連続するようにする。

ⓓ長大な建築物が混じる場合には、一定のリズムを保つよう意匠を工夫する。

ⓔ屋根の形態等建築物によるスカイラインを出来るだけ揃える。

〇周辺に建つ建築物等と調和する形態･意匠とするとともに、歴史的な建築物等の周辺ではこれを引き立たせるようにする。

〇田園の広がりのある眺望や、背景の山並み･周辺の自然景観との調和を図るため、次の点を含め適切な配慮をする。

ⓐ外郭の形を横長とする。

ⓑ尖塔をもつものは、ランドマーク、スカイラインとの関係に配慮したデザインとする。

△沿道地域でも背景のスカイラインとの調和が必要な場合は、勾配屋根とし次の様な配慮をする。

ⓐ勾配屋根をつけ、適度に軒を出す。

ⓑ屋根勾配は背景のスカイラインに調和させる。

事例解説

●沿道景観を家並みの背後にある農地側から見た風景である。伝統的形状の家並みが、ランドマークである左手山岳、山岳前の樹木群、そして手前に広がる農地とともに落ち着いた農村景観を作り出している。農地との間にある生垣も景観構成要素として大きな働きをしている。【兵庫県篠山市】

造形デザイン

【景観との関わり】

建築物等の洗練された造形デザインは、そのものの見映えとともにまち並み景観を特徴づける街路美や沿道イメージの形成にも作用し、場合によってはランドマークやアイストップ（視線の留まる場）箇所の創出に寄与することになるので、周辺の沿道景観に呼応するデザインが求められる。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

建築物等の上部及び正面のデザインを工夫して質の高いものとなるよう努める。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

○建築物等のデザイン構成法には例えば次の様なものがあるが、これらの方法を導入する際は周辺の景観テーマや地域性にマッチすることを第一義に考えなければならない。

ⓐ反復（意匠要素−デザインモチーフを繰り返し表現した構成）
ⓑ漸層（対象の形態や色彩を漸次変化させる構成）
ⓒ相称（シンメトリー。左右、前後あるいは上下対称の構成）
ⓓ均衡（アシンメトリー。非対称ながら中心軸からみて釣り合いを保った構成）
ⓔ不規則相称（イレギュラーシンメトリー。相対する異形要素による相称的な構成）
ⓕ美的比率（プロポーション。黄金分割等の美的比率を用いた構成）
ⓖ装飾（屋根や壁面への彫刻等の装飾的要素の導入）

事例解説
（都市地域の事例も参照のこと）

●相称

●不規則相称（尖塔を軸に相称的な全体構成）

●美的比率（アーチの上下段の高さ比）

●装飾

伝統的様式の尊重・継承

【景観との関わり】

建築物等の伝統的様式は、地域の文化的固有性を表現する優れた媒体であり、地域らしい景観育成にとって掛け替えの無い素材である。沿道地域の建築物等には、こうした継承資源の活用を積極的に考え、地域を表出する景観の維持・育成を図りたいものである。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

周辺に伝統的な様式をもつ建築物が多い場合には、その様式を継承し又は取り入れた意匠とするよう努める。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

○伝統的な建築物の様式（例. 農家の代表的様式である本棟造り、商家に見られる軒のうだつ、土蔵造り等）や屋敷林等の敷地利用形式を新たに造る建築物等の形態・意匠や敷地構成に生かしていく。

事例解説

●地域の伝統様式である瓦屋根を沿道の公共建築に取り入れている【兵庫県篠山市】

壁面

【景観との関わり】

建築物等が大壁面の場合は、それ自体が発する存在感や周辺と奏でる視覚的な調子において沿道景観に影響を及ぼし、圧迫感や殺風景な印象を周囲に放ったり、周辺の佇まいとの間の連続性や統合感を切断したりすることもあるので、注意する。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮する。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

○スリットを入れたり、目地を付けたりするなどして、壁面等を分割（分節）するか、壁面に開口部を設けたり、陰影効果を生むデザインなどの工夫をする。

○壁面の縁（エッジライン）を強調し、すっきりした印象を与える。

事例解説

●沿道業務地帯にある大規模建築物の壁は、色彩とテクスチャーで分節されているので、見る者は律動的な変化を感じられ退屈しない。
【アイルランド ダブリン近郊】

意匠による圧迫感軽減

【景観との関わり】

大規模な建築物等は、それ自体が発する存在感や周辺とのバランス感において、沿道景観に影響を及ぼし、圧迫感や威圧感を周囲に放ったり、周辺の佇まいとの間の連続性や統合感をここで切断したりすることもあるので、注意を要する。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図る。

【具体的な配慮例】〇配慮必要大／△配慮必要

〇全体のまとまりに十分留意し、ゴテゴテした印象を生じないようにしながら次の様な意匠上の工夫をする。

ⓐ屋根や外壁を小さな部分に分け（分節）、意匠要素（デザインモチーフ）を繰り返すなどして変化をつける。

ⓑ出入口、窓等のデザインに変化をつける。

ⓒ形態的になじみにくい工作物には、覆いやカバーをつける。

ⓓタンクや煙突等に落ち着いた描画や着色をほどこす。

事例解説

●沿道の大型業務施設である。施設が幾つかの違ったデザインに分節されているので圧迫感がない。デザインや色合いも洗練されている。

【アイルランド ダブリン近郊】

河川、鉄道および道路に面する部分

【景観との関わり】

沿道景観にある建築物等が河川や鉄道及び道路に面する部分は、視点場から多数の人々の視線が注がれる場所となるので、視点場、視点対象（建築物等）双方への景観的配慮が求められる。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮する。

【具体的な配慮例】〇配慮必要大／△配慮必要

〇堤防や橋、鉄道から良好な眺望が得られるように、形態を工夫する。

〇河川や湖沼に対して、背を向けないような配置とし、背を向ける場合でも正面同様、デザインを工夫する。

〇『水辺に向かって開放したデザインとする、水辺まで階段状に連続する、水辺と同じ高さに視点場を置く、水辺と一体的な緑地を形成する』等、水辺と一体となった景観を育成する。

事例解説

●川を隔ててこちらから、対岸に眼をやったとき、ほっとできる景観がそこに用意されている。

【東御市】

屋上設備

【景観との関わり】

屋上部分は、建物スカイラインを構成し、建築物の最上端ゆえ目立ち易く、沿道景観への影響が大きい箇所であり、この位置に在る屋上設備もまた同様である。この部分への配慮を欠くと、建築物の意匠全体としてのまとまり、周囲の佇まいとの間で構成する連続性や統合感を損なう恐れがでてくるので、注意を要する。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をする。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

○設備を壁面、ルーバー等で覆う。このとき、壁面、ルーバー等は建築物本体と同じ外装としたり、同色あるいは類似の色彩を用いて、調和を図る。

○やむを得ず、設備が露出する場合には、外観のデザイン、色彩等を建築物本体と調和するものにする。

○機械室等を別に設け、屋上設備を設置しない。

事例解説

●『3-1-1都市地域／形態・意匠／屋上設備ー事例解説』を参照のこと。

非常階段等の付帯設備

【景観との関わり】

非常階段、パイプ等付帯設備や付帯広告物等は、建築物のデザインの一部として組み入れられていない場合、個々にその存在を主張し、周囲に繁雑な印象を与え、建物本来の様相や周囲の家並みや沿道眺望景を損なう恐れがあるので、注意を要する。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

非常階段、パイプ等付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図る。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

○建築物内部や本体と一体的につくる、本体と調和させ目立たなくする、道路等主な視点から見えぬ位置に設置する、設備類を集約整理する、といった配慮を要する。

必要な配慮を付帯設備別に整理すると次の様になる。

ⓐ非常階段…建築物に組み込むか、本体の一部としてデザインする／道路等から見え難い位置に設置する／ルーバーで覆ったり、本体と類似の色に彩色する

ⓑベランダ…手すりは本体と調和するものや同じ外観とする／空調室外機、湯沸器、物干し等は、手すりの陰に設置し、無理な場合は、設置場所の統一などの工夫をする／潤いを与える植栽やフラワーポットの設置などの工夫をする

ⓒ付帯広告物…数を最小限に抑え、規模も極力小さくする／デザインは本体と一体的なものにする／素材や色彩は落着きがあり、建物本体や周辺景観に調和したものとする／テナントビル等では、できるだけ一箇所にまとめて形を統一して表示する／屋上設置はなるべく避ける／突出看板は、極力小さくし、周辺建築物の付帯広告物の高さ、大きさ、色調等をできるだけ統一する／窓ガラスへの広告、壁面への垂れ幕等は極力避ける

ⓓ駐車場…建築物の裏側や道路から一段下げた位置等、直接見え難い位置に設置する／道路に面して設置する場合は周囲を緑化する／広い面積の場合は、小区画ごとに植栽を行うなど、殺風景な印象を和らげる

ⓔ雨どい、パイプ類等壁面の付帯設備…雑多なものを集約設置する／建築物本体と一体的にデザインする／本体のアクセントとして利用する

ⓕその他…駐輪場、ゴミ置場等付帯設備類は、極力集約する。建築物本体に組み込むか、同じ外観とする、道路等から直接見えないような工夫を行う／商業ビルはウィンドショッピングが可能なものとし、夜間でもまち並みの賑わいや潤いを失わないようにする。

事例解説

●『3-1-1都市地域、3-1-3田園地域／材料／調和・耐久性ー事例解説、3-1-4山地・高原地域／形態・意匠／非常階段等付帯設備ー事例解説』を参照のこと。

3-1 地域別
3-1-2 沿道地域 建築・工作物
材料

【景観育成と建築物等の材料】
家並みの続く沿道地域であれ、リゾート地などへと続く眺望の開けた沿道地域であれ、建築物等の外観が、基調となる周囲の景観から逸脱したりせず、また極端な突出感などを示すこともなく穏当な存在感のうちに、地域らしさを表現しているとき、沿道全体としての景観的魅力が光るのである。

そのため、建築物等の外観形成に寄与する材料に関し、次の様な配慮が望まれる。

調和・耐久性

【景観との関わり】
建築物等の材料は、形態・意匠や色彩とともに建築物等の外観に直接作用するとともに、経年作用や維持管理不足による外観劣化を来たす可能性も秘めている。ここに問題があると、建築物等自体の印象低下もさることながら、まち並み景観としての調和が損なわれることになるので、注意を要する。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】
周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いる。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要
○周辺景観と馴染むものであるとともに、年月を経るに従い、周辺景観に溶け込み、風合いを増すような（エージング効果のある）材料を用いる。

事例解説

●『3-1-1都市地域、3-1-3田園地域／材料／調和・耐久性-事例解説』を参照のこと。

反射光のある素材

【景観との関わり】
反射光のある素材を建築物等に用いると、特異な目立ち方をするため、沿道の商業地ではともかくも、住宅地や眺望の広がる沿道では、建築物等自体の印象を損なうほか、周囲の景観的調和を乱す恐れが強いので、注意を要する。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】
反射光のある素材を壁面の大部分に使用することは避ける。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要
○住宅地の中で、建築物等において、機能、構造等の面から、やむを得ず使用する場合には、表面処理や着色等により反射を抑える。

事例解説

●『3-1-1都市地域／材料／反射光のある素材一事例解説』を参照のこと。

地場の素材

【景観との関わり】
地域に馴染みの素材を建築物等に用いると、建築物等のデザインに地域性を付与でき、それらが集まる沿道では、地域らしさを地域全体に滲ませることができ、効果的である。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】
地域の優れた景観を特徴づける素材を活用する。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要
○地域で伝統的に用いられてきた素材、地域で産する木材や石材等自然の素材、瓦等の地場産業の特産品を素材として用いる。

事例解説

●県産の木製ガードレールである。金属製のものと比べて、天然素材の道路設備は、見る者に柔かな印象を与え、また周囲の景観とも馴染み易い。【軽井沢町】

3-1 地域別
3-1-2
沿道地域
建築・工作物
色彩等

【景観育成と建築物等の色彩】

家並みの続く沿道地域であれ、リゾート地などへと続く眺望の開けた沿道地域であれ、建築物等の外観が、基調となる周囲の景観から逸脱したりせず、また極端な突出感などを示すこともなく穏当な存在感のうちに、地域らしさを表現しているとき、沿道全体としての景観的魅力が光るのである。

そのため、建築物等の外観形成に寄与する色彩に関し、次の様な配慮が望まれる。

色彩の調和

【景観との関わり】

建築物等の色彩は、形態・意匠や材料とともに、外観に直接影響する。色彩に十分な配慮を施すと、建築物等自体の印象を高め、周辺の家並みとの間で構成する景観や沿道に広がる眺望景観との調和も図れることになる。さらに地域に馴染みの色を用いれば、建築物等のデザインに地域性を付与でき、それらが集まる沿道の景観に地域らしさを滲ませることもできるようになるので、色彩の取り扱いは重要である。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は建築物等と調和した色調とする。

【具体的な配慮例】〇配慮必要大／△配慮必要

〇原色に近い色彩は原則として使用しない。
△周辺建築物等との間の色彩の調和には、
　ⓐよく似た色の配色-類似色調和、
　ⓑ色相を揃えトーン（色調：明度・彩度を組み合わせた色彩定義）を変える配色-色相調和、
　ⓒトーンを揃え色相を変える配色-トーン調和の３通りがあり、適切なものを選ぶ。
△自然景観の中では、森林との調和に配慮し、特に彩度を抑える。
〇周囲との調和に配慮しつつ、景観育成のテーマ、コンセプトに相応しい色使いをする。
△伝統的な民家に用いられてきた色調を基調とした色使いとする。
〇地域の気候や森林、水面等の自然環境によりイメージされる色、石や土等伝統的に用いられてきた素材による色等、地域固有の色彩がある場合には、これを尊重した色使いとする。
（自然の豊かな沿道地域では、樹木の緑や空の青などと競合する人工色をできるだけ避ける）

事例解説

●工作物に低彩度の目立ち難い色を使用している。
ランドマークの邪魔にならない色合いである。
【軽井沢町】

多色使い、色数

【景観との関わり】

建築物等への多色使いは、建物自体の色彩の調和や構成を難しくすると同時に、周辺から突出し、沿道景観全体の調和を乱す恐れも強いので、注意を要する。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

使用する色数を少なくするよう努める。

【具体的な配慮例】〇配慮必要大／△**配慮必要**

〇沿道が商業地等である場合を除いて、多色使いは極力避ける。商業地域等においても、色数を少なく、目立つ色を大面積に用いることは避ける。

事例解説

●『3-1-1都市地域、3-1-3田園地域、3-1-4**山地・高原地域／色彩等／多色使い・色数一事例解説』を参照のこと。**

照明

【景観との関わり】

照明使用は、ランドマークとなる建築物等をライトアップするなど夜間の商業地の景観を演出する上で有効であるが、住宅地や眺望の広がる沿道では、光害を周辺にまき散らしたり、落ち着いた夜間の景観を乱したりする恐れもあるので、その使用には注意を要する。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

照明を行う場合は、周辺の建築物等との調和に留意する。

【具体的な配慮例】〇配慮必要大／△**配慮必要**

〇照明を行う際は、適切な照度、光源の色彩等に十分留意し、特に住宅地域では、周辺への影響を十分検討して慎重に行う。

〇照明器具については、昼間の景観上の配慮も忘れずに行う。

事例解説

●3-1-1都市地域　／色彩等　／照明一事例解説』を参照のこと。

3-1 地域別
3-1-2
沿道地域
建築・工作物
敷地緑化

【景観育成と敷地の緑化】

家並みの続く沿道地域であれ、リゾート地などへと続く眺望の開けた沿道地域であれ、住宅敷地の緑化・修景により、隣接しあう敷地の境界性が消され、視覚に優しい柔らかな印象で住宅周りが包まれ、人工的な付帯設備は遮蔽される。

その一方で、地域を代表する緑化樹種が周辺に地域らしさを漂わせてくれる。

このように、景観阻害を防ぎつつ、景観的魅力を高めてくれる敷地緑化・修景を沿道地域で行うに当たっては、次の様な配慮が望まれる。

敷地境界の処理

【景観との関わり】

接道部など敷地境界への緑化は、個別の住戸や沿道の家並みに対して、境界部に現われがちな分断感を無くし、硬い視対象である建築物の周囲に、目に優しく柔かな印象を醸すという効果をもたらしてくれる。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮する。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

- ○道路に面した部分は塀、柵等の設置はできるだけ避け、緑化に努め、極力、高木や複数の樹種の組み合わせにより、ボリュームのある緑を形成する。
- ○塀、柵等を道路に面して設置する際には、ブロック塀はできるだけ避け、高さを極力低くし、塀等の外側に緑化するよう努める。やむを得ず外側に柵等を設ける場合には、透過性の高いものとし、内側の緑が見えるようにする。
- ○道路からのアプローチ、前庭等も緑化に努め、可能な限り道路から見えるよう、開放的な造り方とし、道路や隣接の敷地と一体的な緑を形成するよう配慮する。
- ○道路に面した部分に緑化の余地が無い場合には、ベランダや壁面等の緑化を工夫する。

事例解説

●道路との境界に豊かな緑がある。
低木植栽と高木植栽がほどよく配されており、視覚的な変化を感じさせてくれる
【ドイツ チューリンゲン州】

緑化による圧迫感の軽減

【景観との関わり】

大規模な建築物等は、それ自体が発する存在感、周辺の佇まいとの間で構成する連続性や統合バランスにおいて、沿道景観に影響を及ぼす。

場合によっては、圧迫感・威圧感の表出や周辺との連続性・統合性喪失を招くこともあるので、その際の手当てを考えておくことが大切である。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあっては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努める。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

- ○建築物等による圧迫感を軽減し、周辺景観となじむよう、建築物等の足元をボリュームのある樹種で緑化する

事例解説

●中心集落を抜ける街道沿いに建つ比較的大きな建築物を緑樹が囲み、ひなびた雰囲気を醸し出している。屋根の色と緑の対比も良い。
【フランス 南ブルゴーニュ地域】

駐車場等の処理

【景観との関わり】
駐車場、自転車置場、焼却炉等は、その様相が剥き出しのまま存在していると、周囲に繁雑な印象を与え、沿道景観の調和を損なうことになるので、緑化等による手当てが必要である。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】
駐車場、自転車置場、焼却炉等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努める。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要
○駐車場については、内部についても高木植栽や緑化ブロック等による緑化に配慮する。

事例解説

●『3-1-1都市地域、3-1-3田園地域／敷地の緑化／駐車場等の処理ー事例解説』を参照のこと。

樹木の種類

【景観との関わり】
敷地周りの緑化樹種は、隣接する周囲の緑との間の連続性や、地域らしい風景を醸成する上で効果が高いので、沿道景観育成上、その選定は重要である。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】
使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮する。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要
○地域の風土にあった在来種や郷土種を用いる。
△周辺が樹林の場合には、その樹種構成を参考に緑化するなど周辺樹林と一体的な緑化に努める。
○周辺の植栽と連続性や調和を保つよう努める。
○実のなる木を植えたり、多様な樹種を用いるなど、自然の保全・復元にも配慮する。
○花木や落葉樹を用いて季節感の演出にも努める。
○地域の特性や景観育成のコンセプトに応じた樹種の選定を次の様なかたちで行う。
ⓐ沿道の住宅地では、生活に潤いを感じさせ、季節感も楽しめる樹種を選定する。
ⓑ沿道の商業地では、賑やかな町のイメージに合った樹種を選定する。
ⓒ沿道の工業地では、大きな常緑樹等、遮蔽性や防火性能の高い樹種を選定する。
○植栽した木が十分生育できるよう、植栽基盤の整備や植栽後の維持管理にも十分配慮する。

事例解説

●道行く人々にとって見慣れた庭園緑樹の種類は風土にあったものであり、地域らしい風景の創出に貢献している【塩尻市】

水辺の処理

【景観との関わり】

沿道景観のうち、河川等に面する部分は、広範な視点場から多数の視線が注がれる場所でもあり、魅力的な水辺空間を作り出せると良い。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

河川等がある場合は、樹木を活用して水辺の景観に配慮する。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

○対岸や橋、堤防等からの眺望に配慮した植栽を実施する。

事例解説

●『3-1-1都市地域、3-1-3田園地域、3-1-4山地・高原地域／敷地の緑化／水辺の処理ー事例解説』を参照のこと。

3-1 地域別
3-1-2
沿道地域
特定外観意匠

【屋外における広告物の表示又は掲出／景観育成と屋外広告物】

屋外広告物は、人々の眼を引くことを目的としたものであるだけに、広告効果を高めることに主眼を置くと、個々にその存在を主張し、目障り源となって周囲に繁雑な印象を与えるほか、良好なまち並み景観を遮ったり、その見映えや見通しを悪くしたりするなどの阻害作用を引き起こすことになる。

そこで、沿道地域の景観維持の観点から、屋外広告物に対しては、次の様な配慮が必要になる。

配置／道路からの位置

【景観との関わり】

広告物の設置位置は、この設備に付き物の『背景遮蔽及び目障り感』あるいは『大型広告物による圧迫感』など、道路側を視点場とした場合の沿道景観に対する阻害の程度に直接影響するので、配慮が必要となる。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

道路等からできるだけ後退させるよう努める。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

○道路からできるだけ後退させ、附近の広告物との整合に配慮する。
○進路進行方向に正対しないように配置する。

配置／ランドマークとの関係

【景観との関わり】

屋外広告物の設置位置は、沿道地域の景観やイメージを構成する視認対象（ランドマーク等）や特徴的な様相を呈する場所の見映えや見通しに影響するので配慮が必要となる。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努める。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

○ランドマーク等の眺望を妨げたり、スカイラインを切ったりしないよう出来るだけ位置をずらす（眺望の中心をはずす）。
○やむを得ない場合は、スカイラインを切らないような形態に配慮する（横長の広告等に変更する）。

事例解説

●『3-1-1都市地域、3-1-3田園地域／特定外観意匠／配置ー事例解説』を参照のこと。

規模、形態・意匠

【景観との関わり】

屋外広告物の規模や形態・意匠が、その背後に存在する景観を損なったりせず、極端な圧迫感や突出感を示すことなく、基調となる周辺景観に適った存在感を保ったものになっていると、屋外広告物と沿道景観との調和・共存が可能になる。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

基調となる周辺の景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とする。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

○規模及び表示面積をできるだけ小さくする。
○建築物の持つ輪郭線の特徴にあわせ一体化を図る。
○他の広告物との集合化を図る。
○他の広告物との調和を図り、できるだけシンプルな形状のものとする。
○シンボル化、デザイン化、簡素化をはかり、見た目のボリューム感を抑える。

事例解説

●『3-1-1都市地域、3-1-3田園地域／特定外観意匠／規模、形態・意匠ー事例解説』を参照のこと。

材料／調和、耐久性

【景観との関わり】

屋外広告物の材料は、形態・意匠や色彩とともに、注視度を高める一方で、目障り感あるいは経年作用や維持管理不足による外観劣化を来たす可能性も秘めている。

こうした点への配慮を欠くと、沿道景観としての調和を損なう恐れがあるので注意を要する。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離の生じにくいものとする。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

○建築物の外壁等の素材と揃える。
○支持物の素材をできるだけ街路単位で統一する。
○退色・はく離を生じ難い素材を用いるが、できれば、年月が経つと地域に馴染み、風格が出るようなものが望ましい。

材料／反射光のある素材

【景観との関わり】

反射光のある素材を広告物に用いると、特異な目立ち方をするため、業務地ではともかくも、住宅地や眺望景観の広がる沿道では景観の調和を乱す恐れが強いので、その使用には注意を要する。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮する。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

○住宅地の中で機能、構造との面から、やむを得ず使用する場合には、表面処理や着色等により反射を抑える。

事例解説

●『3-1-1都市地域、3-1-3田園地域／特定外観意匠／材料ー事例解説』を参照のこと。

色彩等／色彩の調和

【景観との関わり】

屋外広告物の色彩は、形態・意匠や材料とともに、広告物の様相や印象に直接影響する。ここに問題があると目障り感等、景観阻害をおこす恐れがあるが、その色彩に十分な配慮をすれば、沿道景観との調和も図れるほか、地域に馴染みの色を用いることで、地域らしさを滲ませることもできる。屋外広告物における色彩の取り扱いは重要である。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とする。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

○原色に近い色彩は原則として使用しない。
○周辺建築物等との間の色彩の調和には、
　①よく似た色の配色-類似色調和、
　②色相を揃えトーン（色調：明度・彩度を組み合わせた色彩定義）を変える配色-色相調和、
　③トーンを揃え色相を変える配色-トーン調和の３通りがあり、適切なものを選ぶ。
△自然景観の中では、森林との調和に配慮し、特に彩度を抑える。
○周囲との調和に配慮しつつ、景観育成のテーマ、コンセプトに相応しい色使いをする。
○地域の気候や森林、水面等の自然環境によりイメージされる色、石や土等伝統的に用いられてきた素材による色等、地域固有の色彩が有る場合には、これを尊重した色使いとする。
（自然の豊かな沿道地域では、自然の緑、青などと競合する人工色をできるだけ避ける）。
○支持物の色彩等をできるだけ街路単位で統一する。

色彩等／多色使い、色数

【景観との関わり】
屋外広告物への多色使いは、目障り感や、周辺からの突出した印象を生み易く、沿道の景観的調和を乱す恐れも強いので、注意を要する。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】
使用する色数を少なくするよう努める。

【具体的な配慮例】〇配慮必要大／△配慮必要
〇沿道が商業地等である場合を除いて、多色使いは極力避ける。商業地域においても、面積比により主従関係をもたせた色彩構成、一部色彩のアクセント使用、出切る限り少ない色数を計画的に配置する等の工夫をし、色彩間の調和がとれるようにする。

色彩等／光源

【景観との関わり】
住宅地や眺望の広がる沿道では、住宅地などでは、光害を周辺にまき散らしたり、落ち着いた夜間の景観を乱したりする恐れもあるので、屋外広告物への使用には注意を要する。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】
光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意する。

【具体的な配慮例】〇配慮必要大／△配慮必要
〇光源を使う際は、適切な照度、光源の色彩等に十分留意し行う。ただし、周辺状況によっては設置を控えることが望ましい。

事例解説

●3-1-1都市地域、3-1-3田園地域／特定外観意匠／色彩等一事例解説』を参照のこと。

第 3 章

景観育成手法と事例

3-1 地域別

3-1-3 田園地域

【田園地域の範囲】

本地域の範囲は、『国土利用計画法に基づき都市地域及び農業地域として定められた地域のうち、都市地域、沿道地域を除いた地域』であり、景観育成の基本的方向は次の通りである。

ア) 四季折々の変化を見せる山並みへの眺望の確保を図るものとする。

イ) 農山村においては、傾斜地における棚田など自然の造形を背景として、地域の気候風土に適した形で農林業を営む中で、地域の固有の景観がつくられてきた。このような田園景観の成り立ちを踏まえ、伝統的な民家等の様式、地域の固有の景観を構成している緑や水辺等を保全し、それらの形態や雰囲気を継承した田園景観を育成するものとする。

ウ) 農山村の個性や多様性に配慮し、突出した印象を与えることなく、周辺景観と調和した落ち着いた景観を育成するものとする。

3-1 地域別
3-1-3
田園地域
建築・工作物
配置

【景観育成と建築物等の配置】

集落における建築物等の配置は、集落道沿いの壁面線や家並みの間のオープンスペース創出、通りの広狭感醸成に直接作用する。また集落や農地に建つ建築物等はその位置次第で、特徴的な田園の様相や視認対象（ランドマークなど）を隠すことになる。このように建築物等の配置は、田園地域の景観に影響を及ぼす。

こうした点に配慮し、集落道の連続性（シーケンス）や広がり、家並みとオープンスペースが織り成すゆったりとした集落景観、さらには地域らしさやうるおいを感じさせる農地、ランドマーク、山並みスカイラインなどを望めるようにすると、田園地域が有する景観的魅力を存分に味わえることとなる。

以上から、田園地域では次の様な点に配慮した建築物等の配置が望まれる。

道路からの位置

【景観との関わり】

建築物等の道路からの位置は、家並みの壁面線構成や通りの広狭感醸成において、集落の景観に直接影響する。こうした点を念頭に、ゆったりとした潤いのある集落景観や家並みの連なりが、車窓や歩道から望めるようになるとよい。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するよう努める。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

○集落道路側に空地を確保し、極力緑化する。既存林がある場合は出来る限り活用する。

事例解説

●旧宿場であった集落の家並みが美しい連なり（シーケンス）を描いている。
左手側にある水路と緑化された歩道部が通りの景観を広く見せている。【東御市】

隣接地からの位置

【景観との関わり】

建築物等の隣接地からの位置は、集落の家並みに緑樹空間等を作り住戸の間のゆとりや道沿いの律動的変化を生み出すという点で、集落景観に影響する。こうした点を念頭に、道沿いの佇まいや集落域全体からゆったりとした印象が滲み出るようになるとよい。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりある空間を確保する。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

○隣接住戸間に十分な空地を確保し、極力緑化する。既存林がある場合は出来る限り活用する。
△隣接敷地との境界部は、なるべく開放的で連続的な空地とする。

事例解説

●棚田地域の集落である。住戸が寄り添う形であるが、住戸間にはゆとりがあるので、窮屈な感じはしない。周囲の農地や里山とともにひなびた印象を醸し出している。【滋賀県高島市】

敷地内の配置

【景観との関わり】

建築物等の敷地内での位置は、そこにある自然資源の見映えや残存する緑の量を左右するという点で、集落の景観に影響する。こうした点を念頭に、地域で慣れ親しまれている自然を生かした風景の維持・育成により、地域らしさや**潤いのある集落の佇まいを醸し出せるとよい。**

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺（自然資源）がある場合、これを生かせる配置とする。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

○敷地内にある自然資源を緑地や親水空間として極力活用する。
なお、敷地内にある資源を緑地等に残せぬ場合は、仮り置きし緑化木として活用する。

事例解説

●集落を通る水路が家々の水場と繋がっている。
【右：滋賀県高島市】
／住宅に接して敷地内に置かれた水場【下：木曽町】

ランドマークとの関係

【景観との関わり】

建築物等の配置は、田園地域の景観やイメージを構成する視認対象（ランドマークなど）の見映えや見通しに影響する。こうした点を念頭に、地域のランドマークである里山や山並みスカイラインなどへの眺望をできる限り阻害しないようにし、いつでもそこに暮す人々が、故郷を感じ、空間定位（自分の居る空間的位置を推し量ること）できるようになっているとよい。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

地域のランドマークやスカイライン等への眺望を極力阻害しないような配置とする。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

○ランドマークの眺望を妨げたり、スカイラインを切断したりせぬよう建築物等の位置をずらす（眺望の中心をはずす）。
○やむ得ない場合は、建築物等本体を目立たなくする形態・色彩の採用や、道路の近傍等、視点のそばに植栽を施しランドマークを阻害する建築物等の遮蔽を行う。
○眺望をうまく演出する場所（視点場）を創る。

事例解説

●ランドマークの浅間山が正面に見える。
電信柱が左手住戸側に並ぶようなれば、景観的な魅力はさらに増す【軽井沢町】

3-1 地域別
3-1-3
田園地域
建築・工作物
規模

【景観育成と建築物等の規模】

集落あるいは農地における建築物等のボリュームや外形が、基調となる周囲の景観から逸脱したり背景を損なったりせず、また極端な圧迫感や突出感を示すこともなく穏当な存在感を保ちながら、周囲の佇まいや地域らしさと共存していると、田園地域全体としての景観的魅力は増すものである。

そのため集落や農地においては、建築物等のボリュームや外形を作り出す規模や高さに関し、次の様な配慮が望まれる。

規模の調和

【景観との関わり】

建築物等の規模は、それ自体が発する存在感とともに、周辺の家並みとの間で構成するバランス感やまとまり、連続性（シーケンス）創出において、集落景観に影響する。ここに問題があると、威圧感や突出感が生じ周囲とのバランスが崩れたり、視線がそこで停止してしまうため景観的連続感が失われたりする。従って、極端な差異のない規模の建築物等を配し、景観的な調和を保つようにすることが大切である。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとする。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

○家並みが重なる集落や道沿いに連なる集落では、周辺の建築物等と規模、建蔽率、高さをなるべく揃える。

事例解説

●同程度規模の家々が緑の中に建ち並びまとまっている。【右：小諸市／下：ドイツ **ヴェルツブルグ近郊**】

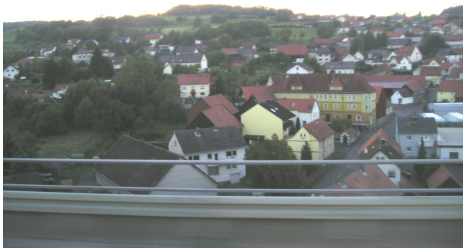

高さ

【景観との関わり】

建築物等の高さは、建物群のスカイライン構成、背景の見え方、高さ自体が発する存在感において、田園地域の集落や農地の景観に影響を及ぼす。この点に配慮し、周囲に著しい圧迫感をもたらさず、建物スカイラインや背景の景観要素を損なわない程度に、建築物等の高さが抑えられていると田園地域の特徴的景観が維持できる。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

個々の建築物等の規模、高さは極力おさえ、周辺の田園景観との調和に努める。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

○主な視点となる道路等からの仰角が、著しい圧迫感を生まないような高さとする。
（仰角は概ね15～20° を限度とする）

○極力ランドマークとなる山や建築物にかからぬ高さ、背景スカイラインを切らぬ高さとし、また 周辺の樹林の高さ以内に抑える。

事例解説

●写真左隅に小規模の農業施設らしき建物が建っている。この程度の高さで、しかも道路わきに位置しているから、背後の里山を含めた田園景観の邪魔にならない。【滋賀県近江八幡市】

3-1 地域別
3-1-3
田園地域
建築・工作物
形態 意匠

【景観育成と建築物等の形態・意匠】

集落あるいは農地における建築物等の外形、外観が、基調となる周囲の景観から逸脱したり、背景を損なったりせず、また極端な圧迫感や突出感などを示すこともなく、穏当な存在感のうちに地域らしさを表現していると、田園地域としての景観的魅力が増すのである。

そのため、建築物等の外形、外観を作り出す形態・意匠に関し、次に示す様な配慮が望まれる。なお、河川や鉄道沿いなど、人々の視線を集める場所では、田園地域の景観の見え方、見せ方により、その場の魅力が左右されるので、景観的な配慮が特に必要となる。

形態意匠の調和、まとまり

【景観との関わり】

建築物等の形態・意匠は、それ自体の見映えとともに、隣接する家並みや周辺の農地景観、背景の山並みなどの調和にも関係するので、この点を念頭に、周辺と呼応しつつ本体としての特徴を十分に発揮できるようにするとよい。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とする。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

○複数施設に分かれ、付帯設備等を伴う建築物等は、全体にまとまりある形態・意匠とする。

△周辺景観との調和を図りながら、個別の建築物等をより良く創るという配慮が必要である。

なお、建築物等のデザイン構成法には例えば次の様なものがあるが、これらの方法を導入する際は周辺**の景観テーマや地域性にマッチすることを第一義に考えなければならない。**

ⓐ反復（意匠要素−デザインモチーフを繰り返し表現した構成）
ⓑ漸層（対象の形態や色彩を漸次変化させる構成）
ⓒ相称（シンメトリー。左右、前後あるいは上下対称の構成）
ⓓ均衡（アシンメトリー。非対称ながら中心軸からみて釣り合いを保った構成）
ⓔ不規則相称（イレギュラーシンメトリー。相対する異形要素による相称的全体構成）
ⓕ美的比率（プロポーション。黄金分割等の美的比率を用いた構成）
ⓖ装飾（屋根や壁面への彫刻等の装飾的要素の導入）

（『3-1-1都市地域、3-1-2沿道地域／形態・意匠／造形デザイン−事例解説』を参照のこと）

事例解説

●村の温泉場にあるトイレは、隣接する建物や手前の建物に呼応した形態をとっている。
このため、景観的に馴染んで、あたりの雰囲気を一体のものにしている。【野沢温泉村】

形態意匠における周辺環境との調和

【景観との関わり】

建築物等の形態･意匠は、周辺の家並みや背景の山並みとの間で構成される調和、道沿いの連続性（シーケンス）や建物のスカイライン形成などにおいて、田園景観に影響する。ここに問題があると、特異な様相の建物正面（ファサード）が突出したり、それに目が奪われ、視線がそこで停止してしまうため、景観的な連続感が失われたりする。

この点を考慮して、極端な差異がなく、周辺や背景の風景ともマッチした形態の建築物等を配し、田園景観全体のまとまりや家並みの連なりを得られるようにするとよい。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

背景のスカイライン及び田園の広がりに調和する形態とする。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

○周辺に建つ建築物等と調和する形態･意匠とするとともに、歴史的な建築物等の周辺ではこれを引き立たせるようにする。

○田園の広がりのある眺望や、背景の山並み･周辺の自然景観との調和を図るため、次の点を含め適切な配慮をする。

ⓐ外郭の形を横長とする。

ⓑ勾配屋根とする。

ⓒ尖塔をもつものは、ランドマーク、スカイラインとの関係に配慮したデザインとする。

事例解説

●各住戸形態がほぼ同じため整然とした集落景観を呈す。　**【右：滋賀県近江八幡市】**

【下：ドイツ　ゲッティンゲン近郊】

屋根勾配

【景観との関わり】建築物等の屋根勾配は、道沿いの家並みによるスカイライン形成や、背景の山並みスカイラインとの間の景観的構図に影響する。この点を念頭に、周辺や背景のスカイラインと呼応する屋根の並ぶ集落景観ができるとよい。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】屋根は原則として勾配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、勾配は背景のスカイライン、周辺の建築物との調和に努める。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

○勾配屋根をつけ適度に軒を出す。

○屋根勾配は背景のスカイラインに調和させる。

事例解説

●石垣の力強さや山並みに呼応した勾配屋根のシャープさ。**【右：滋賀県高島市】**

●**勾配屋根の赤と地の緑、青空の対比**

【下：ドイツ　ヴェルツブルグ近郊】

伝統的様式の尊重・継承

【景観との関わり】

建築物等の伝統的様式は、地域の文化的固有性を表現する優れた媒体であり、地域らしい景観育成にとって掛け替えの無い素材である。田園地域の建築物等には、こうした継承資源の活用を積極的に考え、地域を表出する景観の維持・育成を図りたいものである。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

周辺に伝統的な様式をもつ建築物が多い場合には、その様式を継承し又は取り入れた意匠とするよう努める。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

○伝統的な建築物の様式（例：**農家の代表的様式である本棟造り、商家に見られる軒のうだつ、土蔵造り等）や屋敷林等の敷地利用形式を建築物等の形態・意匠や敷地構成に生かしていく。**

事例解説

●地域の伝統的建築様式に則った休憩所【右：木曽路】／集落にある石造旧校舎の郷土博物館への再生例【下：アイルランド】

壁面

【景観との関わり】

建築物等が大壁面の場合は、大きさ自体が発する存在感や周辺と奏でる視覚的な調子やリズムの面で、集落景観に影響を及ぼす。ここに問題があると圧迫感や殺風景な印象を周囲に放ったり、周辺の家並みが構成している連続性を断ち切ったりするので、注意を要する。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮する。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

○スリットを入れたり、目地を付けたりするなどして、壁面等を分割（分節）するか、壁面に開口部を設けたり、陰影効果を生むデザインなどの工夫をする。

○壁面の縁（エッジライン）を強調し、すっきりした印象を与える。

事例解説

●川のコンクリート護岸に彫刻が施されている。長大で殺風景であるはずのコンクリート護岸を景観要素に転化する工夫の一つと言える。彫刻護岸面の上下にある緑が、額縁効果、**『水と人工壁の間の境界性』緩衝効果をあげているところが良い。【木曽町】**

意匠による圧迫感軽減

【景観との関わり】

大規模な建築物等は、それ自体が発する存在感や周辺とのバランス感において、田園景観に影響を及ぼし、圧迫感や威圧感を周囲に放ったり、周辺の家並みが構成している連続性をそこで断ち切ったりするので、注意を要する。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図る。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

○全体のまとまりに十分留意し、ゴテゴテした印象を生じないようにし、次の様な意匠上の工夫をする。

ⓐ屋根や外壁を小さな部分に分け（分節）、意匠要素（デザインモチーフ）を繰り返すなど変化をつける。

ⓑ出入口、窓等のデザインに変化をつける。

ⓒ形態的になじみにくい工作物には、覆いやカバーをつける。

ⓓタンクや煙突等に落ち着いた描画や着色をほどこす。

事例解説

●農村集落にある大きな集会施設の白壁にレンガ面を飛び飛びに配すること（反復）で分節し、視覚的な変化・リズムを作り出しているので殺風景にならない【アイルランド バリハウラ地域】

河川、鉄道および道路に面する部分

【景観との関わり】

集落の家並みや農地に建つ建築物等が、河川や鉄道及び道路に面する場合、そこは視点場から多数の視線が注がれる場所となるので、視点場、視点対象（建築物等）双方への景観的配慮が求められる。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性が高い部分として、デザイン等に配慮する。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

○堤防や橋、鉄道から良好な眺望が得られるように、形態を工夫する。

○河川や湖沼に対して、背を向けないような配置とし、背を向ける場合でも正面同様、デザインを工夫する。

○『水辺に向かって開放したデザインとする、水辺まで階段状に連続する、水辺と同じ高さに視点場を置く、水辺と一体的な緑地を**形成する』等、水辺と一体となった景観を育成する。**

事例解説

●地域色豊かな伝統的建築様式である崖家づくりの家並みが木曽川沿いに並んでいる。対岸からは、同程度の規模の家々が作る変化のある表情を捉えることができて楽しい。【木曽町】

屋上設備

【景観との関わり】

屋上部分は、建物スカイラインの構成部であるとともに、建築物の最上端ゆえ目立ち易く景観への影響が大きい。ここに位置する屋上設備もまた同様で、この部分への配慮を欠くと、建築物の意匠全体としてのまとまりが崩れ、周囲の家並みや農地の景観、さらには背景のスカイラインを損なう恐れもでてくるので、注意を要する。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をする。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

○設備を壁面、ルーバー等で覆う。このとき、壁面、ルーバー等は建築物本体と同じ外装としたり、同色あるいは類似の色彩を用いて、調和を図る。
○やむを得ず、設備が露出する場合には、外観のデザイン、色彩等を建築物本体と調和するものにする。
○機械室等を別に設け、屋上設備を設置しない。

事例解説

●『３-１-１都市地域／形態・意匠／屋上設備一事例解説』を参照のこと。

非常階段等の付帯設備

【景観との関わり】

非常階段、パイプ等付帯設備や付帯広告物等は、建築物のデザインの一部として組み入れられていない場合、個々にその存在を主張し、周囲に繁雑な印象を与え、建物本来の様相や周囲の家並み、さらには農地の景観を損なう恐れがあるので、注意を要する。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

非常階段、パイプ等付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図る。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

○建築物内部や本体と一体的につくる、本体と調和させ目立たなくする、道路等主な視点から見えぬ位置に設置する、設備類を集約整理する、といった配慮を要する。
必要な配慮を付帯設備別に整理すると次の様になる。

ⓐ非常階段…建築物に組み込むか、本体の一部としてデザインする／道路等から見え難い位置に設置する／ルーバーで覆ったり、本体と類似の色に彩色する

ⓑベランダ…手すりは本体と調和するものや同じ外観とする／空調室外機、湯沸器、物干し等は、手すりの陰に設置し、無理な場合は、設置場所の統一などの工夫をする／潤いを与える植栽やフラワーポットの設置などの工夫をする

ⓒ付帯広告物…数を最小限に抑え、規模も極力小さくする／デザインは本体と一体的なものにする／素材や色彩は落着きがあり、建物本体や周辺景観に調和したものとする／テナントビル等では、できるだけ一箇所にまとめて形を統一して表示する／屋上設置はなるべく避ける／突出看板は、極力小さくし、周辺建築物の付帯広告物の高さ、大きさ、色調等をできるだけ統一する／窓ガラスへの広告、壁面への垂れ幕等は極力避ける

ⓓ駐車場…建築物の裏側や道路から一段下げた位置等、直接見え難い位置に設置する／道路に面して設置する場合は周囲を緑化する／広い面積の場合は、小区画ごとに植栽を行うなど、殺風景な印象を和らげる

ⓔ雨どい、パイプ類等壁面の付帯設備…雑多なものを集約設置する／建築物本体と一体的にデザインする／本体のアクセントとして利用する

ⓕその他…駐輪場、ゴミ置場等付帯設備類は、極力集約する。建築物本体に組み込むか、同じ外観とする、道路等から直接見えないような工夫を行う／商業ビルはウィンドショッピングが可能なものとし、夜間でもまち並みの賑わいや潤いを失わないようにする。

事例解説

●古いまち並みにある店舗の前の自動販売機は、周囲の色合いを考慮に入れ低明度、低彩度色を施している。また室外機に竹製の覆いを被せ、景観的な配慮を行っている。【木曽町】

3-1 地域別
3-1-3
田園地域
建築・工作物
材料

【景観育成と建築物等の材料】
　集落あるいは農地における建築物等の外観が、基調となる周囲の景観から逸脱したりせず、また極端な突出感などを示すこともなく穏当な存在感のうちに、地域らしさを表現しているとき、田園地域の景観的魅力が光るのである。
　そのため、建築物等の外観形成に寄与する材料に関し、次の様な配慮が望まれる。

調和・耐久性

【景観との関わり】
　建築物等の材料は、形態･意匠や色彩とともに建築物等の外観に直接作用すると同時に、経年作用や維持管理不足による外観劣化を来たす可能性を秘めている。ここに問題があると、建築物等自体の印象低下もさることながら、周辺の家並みや農地の景観との調和も損なうことになるので、注意を要する。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】
　周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いる。

【具体的な配慮例】〇配慮必要大／△**配慮必要**
　〇周辺景観と馴染むものであるとともに、年月を経るに従い、周辺景観に溶け込み、風合いを増すような（エージング効果のある）材料を用いる。

事例解説

●地域で昔から使われてきた天然系の建築素材をふんだんに用いた家並みである。今後、時を経ていくに従い、自然素材が夫々の古色化を進め、落ち着きのある佇まいになっていくだろう【木曽町】

反射光のある素材

【景観との関わり】
　反射光のある素材を建築物等に用いると、特異な目立ち方をするため、田園地域の中では、建築物等自体の印象を損なったり、周囲の景観との調和を乱したりする恐れが強く、注意を要する。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】
　反射光のある素材を壁面の大部分に使用することは避ける。

【具体的な配慮例】〇配慮必要大／△**配慮必要**
　〇住宅地の中で、建築物等において、機能、構造等の面から、やむを得ず使用する場合には、表面処理や着色等により反射を抑える。

事例解説

●『3-1-1都市地域／材料／反射光のある素材ー事例解説』を参照のこと。

地場の素材

【景観との関わり】

地域に馴染みの素材を建築物等に用いると、建築物等のデザインに地域性を付与でき、それらが集まる集落の景観にも地域らしさを滲ませることができるので、景観育成上の効果が高い。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

地域の優れた景観を特徴づける素材を活用する。

【具体的な配慮例】〇配慮必要大／△配慮必要

〇地域で伝統的に用いられてきた素材、地域で産する木材や石材等自然の素材、瓦等の地場産業の特産品を素材として用いる。

事例解説

●この地域に古くからある建築様式を取り入れた集会施設で、黒い壁は、地場素材を用いた杉の焼き板である。**【滋賀県高島市】**

3-1 地域別
3-1-3
田園地域
建築・工作物
色彩等

【景観育成と建築物等の色彩】
　集落あるいは農地における建築物等の外観が、基調となる周囲の景観から逸脱したりせず、また極端な突出感などを示すこともなく穏当な存在感のうちに、地域らしさを表現しているとき、田園地域の景観的魅力が光るのである。
　そのため、建築物等の外観形成に寄与する色彩に関し、次の様な配慮が望まれる。

色彩の調和

【景観との関わり】
　建築物等の色彩は、形態・意匠や材料とともに、外観に直接影響する。色彩に十分な配慮を施すと、建築物等自体の印象を高め、周辺の家並み、農地、山並み等で構成する景観との調和も図ることができる。さらに地域に馴染みの色を用いれば、建築物等のデザインに地域性を付与でき、それらが集まる集落の景観に地域らしさを滲ませることもできるようになるので、色彩の取り扱いは重要である。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】
　けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の田園や集落の景観と調和した色調とする。

【具体的な配慮例】〇配慮必要大／△配慮必要
　〇原色に近い色彩は原則として使用しない。
　〇周辺建築物等との間の色彩の調和には、
　　ⓐよく似た色の配色-類似色調和、
　　ⓑ色相を揃えトーン（色調：明度・彩度を組み合わせた色彩定義）を変える配色-色相調和、
　　ⓒトーンを揃え色相を変える配色-トーン調和の３通りがあり、適切なものを選ぶ。
　〇自然景観の中では、森林との調和に配慮し、特に彩度を抑える。
　〇周囲との調和に配慮しつつ、景観育成のテーマ、コンセプトに相応しい色使いをする。
　〇伝統的な民家に用いられてきた色調を基調とした色使いとする。
　〇地域の気候や森林、水面等の自然環境によりイメージされる色、石や土等伝統的に用いられてきた素材による色等、地域固有の色彩がある場合には、これを尊重した色使いとする。
　（樹木の緑や空の青などと競合する人工色をできるだけ避ける）

事例解説

●正面の研修施設、右手の資料館そして舗面の色合いが軽めのトーンで統一されておりまとまっている。背景の濃緑色と前面施設部分の薄い色合いとのバランスもよい。【東京都日の出町】

多色使い、色数

【景観との関わり】
　建築物等への多色使いは、それ自体の色彩の調和や構成を難しくすると同時に、周辺から突出し、田園景観全体の調和を乱す恐れも強いので、注意を要する。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】
　使用する色数を少なくするよう努める。

【具体的な配慮例】〇配慮必要大／△配慮必要
　〇田園地域においては、多色使いは極力避ける。

事例解説

●基調色と補助色、屋根の色を含め全４色の構成である。３～４色程度が、繁雑な印象を与えずにすむ色数の限度である。【山形県白鷹町】

照明

【景観との関わり】

照明使用は、ランドマークとなる建築物等をライトアップするときなどに用いられるが、田園地域では、光害を周辺にまき散らしたり、落ち着いた夜間の景観を乱したりする恐れもあるので、その使用には注意を要する。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

照明を行う場合は、周辺の建築物等との調和に留意する。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

○田園地域で照明を行う際は、適切な照度、光源の色彩等に十分留意し、周辺への影響を十分検討して慎重に行う。

○照明器具については、昼間の景観上の配慮も忘れずに行う。

事例解説

●3-1-1都市地域／色彩等／照明一事例解説』を参照のこと。

3-1 地域別
3-1-3
田園地域
建築・工作物
敷地緑化

【景観育成と敷地の緑化】

家並みの連なる集落や農業施設の建つ農地エリアでは、敷地部分の緑化・修景により、隣接しあう敷地の境界性が消され、視覚に優しい柔らかな印象で建築物等が包まれ、人工的な付帯設備が遮蔽される。その一方で、地域を代表する緑化樹種が周辺に地域らしさを漂わせてくれるので田園景観の魅力が高まる。

このように景観阻害を防ぎつつ、景観的魅力を高めてくれる敷地緑化・修景を田園地域で行うに当たっては、次の様な配慮が望まれる。

敷地境界の処理

【景観との関わり】

接道部など敷地境界への緑化は、集落の家並み、あるいは農地エリアに建設される農業施設に対して、境界部に現われがちな分断感を無くし、硬い視対象である建築物等の周囲に、目に優しい柔かな印象を醸すという効果をもたらしてくれる。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮する。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

- ○道路に面した部分は塀、柵等の設置はできるだけ避け、緑化に努め、極力、高木や複数の樹種の組み合わせにより、ボリュームのある緑を形成する。
- ○塀、柵等を道路に面して設置する際には、ブロック塀はできるだけ避け、高さを極力低くし、塀等の外側に緑化するよう努める。やむを得ず外側に柵等を設ける場合には、透過性の高いものとし、内側の緑が見えるようにする。
- ○道路からのアプローチ、前庭等も緑化に努め、可能な限り道路から見えるよう、開放的な造り方とし、道路や隣接の敷地と一体的な緑を形成するよう配慮する。
- ○道路に面した部分に緑化の余地が無い場合には、ベランダや壁面等の緑化を工夫する。

事例解説

●敷地境界にある豊かな緑が、道路を隔てた農地、背景の山並み、青空と相まって、農村らしい春の風景を構成している。【辰野町】

緑化による圧迫感の軽減

【景観との関わり】

集落あるいは農地エリアに建つ大規模な建築物等は、それ自体が発する存在感において、集落の家並みが作る佇まいや周辺の農地の景観に影響を及ぼす。この点の配慮を欠くと圧迫感や威圧感の表出、周辺建築物等との間で作る連続性の切断などを生み、周囲の景観を乱すので、緑化等による手当てが必要である。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあっては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努める。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

- ○建築物等による圧迫感を軽減し、周辺景観となじむよう、建築物等の足元をボリュームのある樹種で緑化する

事例解説

●大施設の前に樹木が植栽され、施設が見え隠れする様子となり、突出感・威圧感が消え、前面の緑とも馴染んでいる。【フランス 南ブルゴーニュ地方】

駐車場等の処理

【景観との関わり】

集落あるいは農地エリアにおける駐車場、自転車置場、焼却炉等は、その様相が剥き出しのまま存在していると、周囲に繁雑な印象を与え、集落や農地における景観の調和を損なうことになるので、緑化等による手当てが必要である。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

駐車場、自転車置場、焼却炉等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努める。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

○駐車場については、内部についても高木植栽や緑化ブロック等による緑化に配慮する。

事例解説

●集落道路脇の緑に囲まれた駐車場である。常緑の生垣は、景観阻害物を遮蔽しつつ、道路沿いの景観要素として通年機能するので良い。中に落葉樹を配し季節的な変化も楽しめるようにしている。【伊那市】

樹木の種類

【景観との関わり】

敷地周りの緑化樹種は、隣接する周囲の緑との間の連続性や、地域らしい風景を醸成する上で効果が高いので、田園地域の景観育成上、その選定は重要である。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

使用する樹種は、周辺の樹林等周辺景観と調和するものとする。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

○地域の風土にあった在来種や郷土種を用いる。
○周辺が樹林の場合には、その樹種構成を参考に緑化するなど周辺樹林と一体的な緑化に努める。
△周辺の植栽と連続性や調和を保つよう努める。
○実のなる木を植えたり、多様な樹種を用いるなど、自然の保全・復元にも配慮する。
○花木や落葉樹を用いて季節感の演出にも努める。
○地域の特性や景観育成のコンセプトに応じた樹種の選定を行う。
集落の住宅地では、生活に潤いを感じさせ、季節感も楽しめる樹種を選定する。
○植栽した木が十分生育できるよう、植栽基盤の整備や植栽後の維持管理にも十分配慮する。

事例解説

●ぶどう産地ではぶどう棚が住戸に迫り、それが地域らしい景観となって集落全体に広がっている
【山梨県甲州市】

水辺の処理

【景観との関わり】

集落や農地等からなる田園景観のうち、河川等に面する部分は、広範な視点場から、多数の視線が注がれる場所でもあり、魅力的な水辺景観を作り出せると良い。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

河川等がある場合は、樹木を活用して水辺の景観に配慮する。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

○対岸や橋、堤防等からの眺望に配慮した植栽を実施する。

事例解説

●水面は琵琶湖の内湖であり対岸はこの地の風景要素として欠かせない葦原。**【滋賀県近江八幡市】**

3-1 地域別
3-1-3
田園地域
特定外観意匠

【屋外における広告物の表示又は掲出／景観育成と屋外広告物】

屋外広告物は、人々の眼を引くことを目的としたものであるだけに、広告効果を高めることに主眼を置くと、個々にその存在を主張し、目障り源となって周囲に繁雑な印象を与えるほか、良好なまち並み景観を遮ったり、その見映えや見通しを悪くしたりするなどの阻害作用を引き起こすことになる。

そこで、田園地域の景観維持の観点から、屋外広告物に対しては、次の様な配慮が必要になる。

配置／道路からの位置

【景観との関わり】

広告物の設置位置は、この設備に付き物の『背景遮蔽及び目障り感』あるいは『大型広告物による圧迫感』など、道路側を視点場とした場合の田園景観に対する阻害の程度に直接影響するので、配慮が必要となる。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

道路等からできるだけ後退させるよう努める。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

○道路からできるだけ後退させ、附近の広告物との整合に配慮する。
○進路進行方向に正対しないように配置する。

配置／ランドマークとの関係

【景観との関わり】

屋外広告物の設置位置は、田園地域の景観やイメージを構成する視認対象（ランドマークなど）とか、特徴的様相などに対し、見映え・見通しに影響するので、気をつける。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努める。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

○ランドマーク等の眺望を妨げたり、スカイラインを切ったりしないよう出来るだけ位置をずらす（眺望の中心をはずす）。
○やむを得ない場合は、スカイラインを切らないような形態に配慮する（横長の広告等に変更する）。

事例解説

●農地を行く道路沿いに看板・広告のないことが、田園景観の魅力を高めている【辰野町】

規模、形態・意匠

【景観との関わり】

屋外広告物の規模や形態･意匠が、極端な圧迫感や突出感を示したり、背後に存在する景観を損なったりすることなく、基調となる周辺景観に適った存在感を保っていれば、屋外広告物と田園景観との調和･共存が可能になる。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

基調となる周辺の景観に調和する形態･意匠とし、必要最小限の規模とする。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

○規模及び表示面積をできるだけ小さくする。
△建築物の持つ輪郭線の特徴にあわせ一体化を図る。
△他の広告物との集合化を図る。
○他の広告物との調和を図り、できるだけシンプルな形状のものとする。
○シンボル化、デザイン化、簡素化をはかり、見た目のボリューム感を抑える。

事例解説

●古い家並みが続く通りの店舗に付帯した屋外広告物と統一公共案内である。どちらも地場の素材を用い、小ぶりな形態にしてある。【木曽町】

材料／調和、耐久性

【景観との関わり】

屋外広告物の材料は、形態･意匠や色彩とともに、注視度を高める一方で、目障り感あるいは経年作用や維持管理不足による外観劣化を来たす可能性を秘めている。

こうした点への配慮を欠くと、田園景観としての調和を損なう恐れがあるので注意を要する。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色･はく離の生じにくいものとする。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

○建築物の外壁等の素材と揃える。
○支持物の素材をできるだけ街路単位で統一する。
○退色･はく離を生じ難い素材を用いるが、できれば、年月が経つと地域に馴染み、風格が出るようなものが望ましい。

材料／反射光のある素材

【景観との関わり】

反射光のある素材を広告物に用いると、特異な目立ち方をするため、田園地域の景観を損なう恐れが強い。従ってその使用には十分な注意を要する。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮する。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

○集落の住宅地の中で機能、構造との面から、やむを得ず使用する場合には、表面処理や着色等により反射を抑える。

事例解説

●地場の素材による駐車場案内板である。この付近は古い家並みが続く場所なので、一帯の雰囲気との馴染みもよい。【木曽町】

色彩等／色彩の調和

【景観との関わり】

屋外広告物の色彩は、形態・意匠や材料とともに、広告物の様相や印象に直接影響する。ここに問題があると目障り感等、景観阻害を引きおこす恐れがあるが、その色彩に十分な配慮をすれば、自然豊かな田園景観との調和・共存も可能になるほか、地域に馴染みの色を用いることで、地域らしさを滲ませることもできる。従って、屋外広告物における色彩の取り扱いは重要である。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の田園や集落の景観と調和した色調とする。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△**配慮必要**

○原色に近い色彩は原則として使用しない。
○周辺建築物等との間の色彩の調和には、
　ⓐよく似た色の配色-類似色調和、
　ⓑ色相を揃えトーン（色調：明度・彩度を組み合わせた色彩定義）を変える配色-色相調和、
　ⓒトーンを揃え色相を変える配色-トーン調和の３通りがあり、適切なものを選ぶ。
○自然景観の中では、森林との調和に配慮し、特に彩度を抑える。
○周囲との調和に配慮しつつ、景観育成のテーマ、コンセプトに相応しい色使いをする。
○地域の気候や森林、水面等の自然環境によりイメージされる色、石や土等伝統的に用いられてきた素材による色等、地域固有の色彩が有る場合には、これを尊重した色使いとする。
（樹木の緑や空の青などと競合する人工色をできるだけ避ける）。
○支持物の色彩等をできるだけ街路単位で統一する。

色彩等／多色使い、色数

【景観との関わり】

屋外広告物への多色使いは、目障り感や、周辺からの突出感を生じ易く、田園地域の景観的調和を乱す恐れも強いので、注意を要する。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

使用する色数を少なくするよう努める。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△**配慮必要**

○田園地域においては、多色使いは極力避ける。

色彩等／光源

【景観との関わり】
　田園地域では、光源が光害を周辺にまき散らしたり、落ち着いた夜間の景観を乱したりする恐れもあるので、屋外広告物への使用には注意を要する。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】
　光源で動きのあるものは原則として避ける。

【具体的な配慮例】〇配慮必要大／△配慮必要
　〇光源で動きのあるものの設置は避ける。

事例解説

●右は優れた田園景観での目立ちすぎる看板の景観阻害例／下は景観阻害する色彩への兵庫県篠山市の対策例

01 長野県の景観特性
02 基本目標
03 景観育成手法と事例
04 参考資料

第 3 章

景観育成手法と事例

3-1 地域別

3-1-4 山地・高原地域

【山地･高原地域の範囲】
本地域の範囲は、『都市地域、沿道地域、田園地域を除いた地域』であり、景観育成の基本的方向は次の通りである。

ア) 自然を活かし、周辺の自然と調和した景観を育成するものとする。

イ) 都市、田園、沿道等からの眺望に配慮し、美しいスカイラインを確保するものとする。

ウ) 清らかな河川や美しい湖沼を活かした水辺の景観を育成するものとする。

3-1 地域別
3-1-4
山地高原地域
建築・工作物
配置

【景観育成と建築物等の配置】
山地・高原地域（観光地・リゾート地など）における建築物等の配置は、自然の中での住戸の点在バランスや、家並みの佇まいに直接関わり、また風景を彩る視認対象（ランドマークなど）の見え方にも絡むなど、地域の景観に影響を与える。
こうした点への配慮が講じられると、四季折々の変化を見せる豊かな自然の中に、住戸がゆったりとした佇まいを見せ、地域らしさを生むランドマークやスカイラインも隠れることなく顔を覗かせるので、山地・高原地域としての景観的な魅力が増す。
ところで、**山岳や高原は、それ自体が他所からの眺望対象であることも多く、その面での景観悪化の回避を忘れてはならない。**
以上から、山地・高原地域では、次の様な点に配慮した建築物等の配置が望まれる。

道路からの位置

【景観との関わり】
建築物等の道路からの位置は、山地・高原地域を走る道路周辺の自然の広狭感を左右し、そこに出現する景観や印象に影響を与える。こうした点を念頭に、道路沿いのリゾート景観などが、豊かな緑の中にゆったりと広がり、潤いのある雰囲気を、車窓や歩道から味わえるとよい。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】
道路側に既存林を残せるように10m以上道路から後退するよう努める。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要
○道路側に空地を確保し、極力緑化する。既存林がある場合は出来る限り活用し、帯状に残す。

事例解説

●道路から十分に離れて別荘が建っているので、道路歩行者は建物の形態・規模が及ぼす心理的な影響を受けずに済み、気持ちよく自然の中を散策ができる。【軽井沢町】

隣接地からの位置

【景観との関わり】
建築物等の隣接地からの位置は、山地・高原地域に点在する住戸間の緑地（オープンスペース）バランスに関わり、地域の景観にも影響する。こうした点を配慮し、樹林等の続く豊かな自然の中に、ゆったりとした佇まいの住戸が立ち現われるような景観ができあがると良い。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】
隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりある空間を確保する。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要
○隣接住戸間に十分な空地を確保し、極力緑化する。既存林がある場合は出来る限り活用する。
△隣接敷地との境界部は、なるべく開放的で連続的な空地とする。

事例解説

●隣接住戸との間隔が十分にとられ、その間に樹木が立ち並んでいるので、自然の豊かさと開放感が同時に味わえる。【軽井沢町】

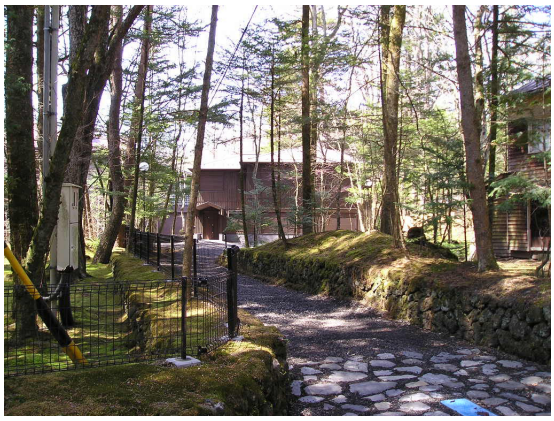

敷地内の配置

【景観との関わり】

建築物等の敷地内での配置は、そこにある自然資源の見映えや残存する緑の量を左右するという点で、街路等からの景観に影響する。これらに配慮して、山地・高原地域で慣れ親しまれている自然風景の維持・育成を行い、地域らしさや**潤いを醸し出せるとよい。**

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺（自然資源）がある場合、これを生かせる配置とする。

【具体的な配慮例】〇配慮必要大／△配慮必要

〇敷地内にある自然資源を緑地や親水空間として極力活用する。なお、敷地内にある資源を緑地等に残せぬ場合は、仮り置きし緑化木として活用する。

事例解説

●敷地内に立ち並んだ自然木を活かした住戸配置になっている。建物が自然に包まれた印象である。【軽井沢町】

ランドマークとの関係

【景観との関わり】

建築物等の配置は、山地・高原地域の景観やイメージを構成する視認対象（ランドマーク等）の見映えや見通しに影響するとともに、他所からの山地・高原自体の見え方にも影響する。こうした点を念頭に、地域のランドマークやスカイライン等への眺望を極力阻害しないようにし、人々が、地域の内側に居ても、外側に居ても、いつでも馴染みの地域を感じ、空間定位（自分の居る空間的位置を推し量ること）をできるようにしておくことが大切である。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

地形の高低差を生かして、周辺の自然景観に調和するような配置とする。稜線や斜面上部への配置はできるだけ避ける。

【具体的な配慮例】〇配慮必要大／△配慮必要

〇ランドマークの眺望を妨げたり、スカイラインを切断したりせぬよう建築物等の位置をずらす（眺望の中心をはずす）。

〇**やむを得ぬ場合は、建築物等本体を目立たなくする形態・色彩の採用や、道路の近傍等、視点のそばに植栽を施しランドマークを阻害する建築物等の遮蔽を行う。**

〇眺望をうまく演出する場所（視点場）を創る。

〇尾根上や斜面の上部にはできるだけ建築物等の設置をしない。

事例解説

●ランドマークの浅間山を邪魔する建築物等がなく、山容を心置きなく眺められる。【軽井沢町】

3-1 地域別
3-1-4
山地高原地域
建築・工作物
規模

【景観育成と建築物等の規模】

山地・高原地域（観光地・リゾート地等）における建築物等のボリュームや外形が、基調となる周囲の景観から逸脱したり、背景を損なったりせず、また極端な圧迫感や突出感を示さぬようにすることが大切である。建築物等がこうした穏当な存在感で、自然に溢れた周囲の佇まいや地域らしさと共存している時、山地・高原地域としての景観は保たれる。

そのため、この地域では、建築物等のボリュームや外形を作り出す建築物等の規模や高さに関し、次の様な配慮が望まれる。

規模の調和

【景観との関わり】

建築物等の規模は、それ自体の存在感と、自然の中に点在する住戸と周辺環境とが作る視覚的バランスの面で地域景観に影響する。この点を念頭に威圧感や突出感を呈さぬ規模の建築物等を自然の中に配すると山地・高原地域としての景観の質が保たれる。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとする。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

○家並みが続く沿道では、周辺の建築物等と規模、建蔽率、高さをなるべく揃える。

事例解説

●敷地に合った建物規模である。
別荘地の敷地がいくら広いと言っても、住戸規模が穏当でないとゆとり感は生まれない。【軽井沢町】

高さ

【景観との関わり】

建築物等の高さは、建物群のスカイライン構成、背景の見通しや見映えとの競合、高さ自体が発する存在感において、山地・高原地域の景観に影響を及ぼす。この点に配慮し、周囲に著しい圧迫感をもたらさず、建物スカイラインの連なりや背景の景観要素を損なわない程度に、建築物等の高さが抑えられていると、山地・高原地域としての景観の質は保たれる。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

高さは原則として周辺の樹木の高さ以内にとどめるよう努め、樹高以上になる場合には、周辺景観と調和するよう形態等に特に配慮する。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

○周辺の樹林の高さ以内に抑える。極力ランドマークとなる山や建築物にかからぬ高さ、背景スカイラインを切らぬ高さとする。

○主な視点となる道路等からの仰角の限度を概ね15～20°の高さにしたり、建築物等の回りに高木を帯状に植栽すると、著しい圧迫感を生まない。

事例解説

●住戸は周辺の木の高さより低く、樹林に囲まれた印象である。【軽井沢町】

3-1 地域別
3-1-4
山地高原地域
建築・工作物
形態 意匠

【景観育成と建築物等の形態･意匠】
山地･高原地域（観光地･リゾート地など）における建築物等の外形、外観が、基調となる周囲の景観から逸脱したり、背景を損なったりせず、また極端な圧迫感や突出感などを示すこともなく、穏当な存在感のうちに地域らしさを表現していると、地域の景観的魅力は保たれる。
そのため、建築物等の外形、外観を作り出す形態･意匠に関し、次に示す様な配慮が望まれる。なお、河川や鉄道沿いなど、人々の視線を集める場所では、景観の見え方、見せ方により、その場の魅力が左右されるので、そのための特段の配慮が必要となる。

形態・意匠の調和、まとまり

【景観との関わり】建築物等の形態･意匠は、それ自体の見映えとともに、周辺の家並みとの連続性や周囲の自然環境との調和にも関係するので、この点を念頭に、周辺と呼応しつつ本体としての特徴を十分に発揮できるようにするとよい。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とする。

【具体的な配慮例】〇配慮必要大／△配慮必要
〇複数施設に分かれ、付帯設備等を伴う建築物等は、全体にまとまりある形態･意匠とする。
△周辺景観との調和を図りながら、個別の建築物等をより良く創るという配慮が必要である。
なお、建築物等のデザイン構成法には例えば次の様なものがあるが、これらの方法を導入する際は周辺の景観テーマや地域性にマッチすることを第一義に考えなければならない。
ⓐ反復（意匠要素-デザインモチーフを繰り返し表現した構成）
ⓑ漸層（対象の形態や色彩を漸次変化させる構成）
ⓒ相称（シンメトリー。左右、前後あるいは上下対称の構成）
ⓓ均衡（アシンメトリー。非対称ながら中心軸からみて釣り合いを保った構成）
ⓔ不規則相称（イレギュラーシンメトリー。相対する異形要素による相称的全体構成）
ⓕ美的比率（プロポーション。黄金分割等の美的比率を用いた構成）
ⓖ装飾（屋根や壁面への彫刻等の装飾的要素の導入）
（『3-1-1都市地域、3-1-2沿道地域／形態･意匠／造形デザイン-事例解説』を参照のこと）

事例解説

●古くからある別荘建築である。年月を経て周辺環境と馴染み、建物を含む一帯の風景は魅力的である。【軽井沢町】

形態意匠における周辺環境との調和

【景観との関わり】
建築物等の形態･意匠は、周辺の家並みとの連続性や周囲の自然環境あるいは背景との視覚的バランスにおいて、地域の景観に影響する。こうした点に配慮し、周辺との連続性やバランスを失わず、背景ともマッチした形態･建物正面（ファサード）の建築物等を配し、山地･高原地域の景観的まとまりを保つようにするとよい。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】
周辺の山並みと調和する形態とする。

【具体的な配慮例】〇配慮必要大／△配慮必要
△周辺に建つ建築物等と調和する形態･意匠とするとともに、歴史的な建築物等の周辺ではこれを引き立たせるようにする。
〇背景の山並み･周辺の自然景観との調和を図るため、次の点に配慮する。
ⓐ外郭の形を横長とする。
ⓑ勾配屋根とする。
ⓒ尖塔をもつものは、ランドマーク、スカイラインとの関係に配慮したデザインとする。

事例解説

●建物は平屋・横長であり、背景の山容を阻害しない適切な形態である。【軽井沢町】

屋根勾配

【景観との関わり】

山地・高原地域の建築物等の屋根勾配は、背景の山並みスカイラインとの間の視覚的バランスにおいて、地域の景観に影響する。この点を念頭に、背景のスカイラインと呼応する屋根形状が備えられれば、山地・高原地域の景観的特質が保てる。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

屋根は原則として勾配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、勾配は周辺のスカイラインとの調和に努める。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

○勾配屋根をつけ適度に軒を出す

○屋根勾配は背景のスカイラインに調和させる。

事例解説

●背景の山の尾根に沿った屋根勾配を持つスキー場のロッジである。
勾配が緩やかに湾曲しており、また建物の色彩も無彩色で雪原と同調し、全体に穏やかな印象を醸し出している。【白鷹町】

伝統的様式の尊重・継承

【景観との関わり】

建築物等の伝統的様式は、地域の文化的固有性を表現する、優れた媒体であり、地域らしい景観育成にとって掛け替えの無い材料である。山地・高原地域景観の維持・育成においては、こうした歴史資源の活用を積極的に考えたいものである。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

周辺に伝統的な様式をもつ建築物が多い場合には、その様式を継承し又は取り入れた意匠とするよう努める。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

○伝統的な建築物の様式や敷地利用形式を、新たに造る建築物等の形態・意匠や敷地構成に生かしていく。

事例解説

●古くからある別荘であり、別荘地における伝統的な建築様式を伝えている。こうした様式を尊重し、新しい別荘に活かせる点を生かし、別荘地景観としての統合を図っていくことも大切である。【軽井沢町】

壁面

【景観との関わり】

建築物等が大壁面の場合は、大きさ自体が発する存在感のほか、周辺の家並みとの連続性や周囲の自然環境との間の視覚的バランスにおいて、地域の景観に影響を及ぼす。ここに問題があると圧迫感や殺風景な印象を周囲に放ち、周辺との繋がりを絶って、山地・高原地域の景観を崩すことになるので、そうならぬための配慮を要する。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮する。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

○スリットを入れたり、目地を付けたりするなどして、壁面等を分割（分節）するか、壁面に開口部を設けたり、陰影効果を生むデザインなどの工夫をする。

○壁面の縁（エッジライン）を強調し、すっきりした印象を与える。

事例解説

●長目の白壁に窓が穿たれ、壁面に生き生きとした表情を生んでいる。【軽井沢町】

意匠による圧迫感軽減

【景観との関わり】

大規模な建築物等は、それ自体が発する存在感のほか、周辺の家並みとの連続性や周囲の自然環境との間の視覚的バランスに影響を及ぼし、圧迫感や威圧感、突出感等を放ち、周辺との繋がりや調和を崩す恐れもあるので、山地・高原地域では注意を要する。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図る。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

○全体のまとまりに十分留意し、ゴテゴテした印象を生じないようにし、次の様な意匠上の工夫をする。

ⓐ屋根や外壁を小さな部分に分け（分節）、意匠要素（デザインモチーフ）を繰り返すなど変化をつける。

ⓑ出入口、窓等のデザインに変化をつける。

ⓒ形態的になじみにくい工作物には、覆いやカバーをつける。

ⓓタンクや煙突等に落ち着いた描画や着色をほどこす。

事例解説

●雁行する屋根や、柱による壁面分節により、容量の大きな建物がコンパクトな様相となり、敷地におさまっている。【軽井沢町】

河川、鉄道および道路に面する部分

【景観との関わり】

山地・高原地域の景観のうち、建築物等が河川や鉄道及び道路に面する部分は、視点場から多数の人々の視線が注がれる場所となるので、視点場、視点対象双方への景観的配慮が求められる。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性が高い部分として、デザイン等に配慮する。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

○堤防や橋、鉄道から良好な眺望が得られるように、形態を工夫する。
○河川や湖沼に対して、背を向けないような配置とし、背を向ける場合でも正面同様、デザインを工夫する。
○『水辺に向かって開放したデザインとする、水辺まで階段状に連続する、水辺と同じ高さに視点場を置く、水辺と一体的な緑地を形成する』等、水辺と一体となった景観を育成する。

事例解説

●『3-1-1都市地域、3-1-2沿道地域、3-1-3田園地域／形態・意匠／河川・鉄道及び道路に面する部分一事例解説』を参照のこと。

屋上設備

【景観との関わり】

屋上部分は、建築物の最上端ゆえ視線が注がれ易く、周囲の建築物等や背景とで作る景観の構成に関し、影響力の大きい箇所である。この位置に存在する屋上設備もまた 同様の影響力を有し、景観的な配慮を欠くと、建築物の意匠全体としてのまとまりや周辺建築物等との連続性、周囲の自然との間で構成する景観的調和を損なう恐れが出て来る。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をする。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

○設備を壁面、ルーバー等で覆う。このとき、壁面、ルーバー等は建築物本体と同じ外装としたり、同色あるいは類似の色彩を用いて、調和を図る。
○やむを得ず、設備が露出する場合には、外観のデザイン、色彩等を建築物本体と調和するものにする。
○機械室等を別に設け、屋上設備を設置しない。

事例解説

●『3-1-1都市地域／形態・意匠／屋上設備一事例解説』を参照のこと。

非常階段等の付帯設備

【景観との関わり】

非常階段、パイプ等付帯設備や付帯広告物等は、建築物のデザインの一部として組み入れられていない場合、個々にその存在を主張し、周囲に繁雑な印象を与える。その結果、建物本来の様相のほか、周囲の家並みや自然環境との間で構成する景観を損なう恐れがあるので、注意を要する。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

非常階段、パイプ等付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図る。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

○『建築物内部や本体と一体的につくる、本体と調和させ目立たなくする、道路等主な視点から見えぬ位置に設置する、設備類を集約整理する』といった配慮を要する。
必要な配慮を付帯設備別に整理すると次の様になる。

ⓐ非常階段…建築物に組み込むか、本体の一部としてデザインする／道路等から見え難い位置に設置する／ルーバーで覆ったり、本体と類似の色に彩色する

ⓑベランダ…手すりは本体と調和するものや同じ外観とする／空調室外機、湯沸器、物干し等は、手すりの陰に設置し、無理な場合は、設置場所の統一などの工夫をする／潤いを与える植栽やフラワーポットの設置などの工夫をする

ⓒ付帯広告物…数を最小限に抑え、規模も極力小さくする／デザインは本体と一体的なものにする／素材や色彩は落着きがあり、建物本体や周辺景観に調和したものとする／テナントビル等では、できるだけ一箇所にまとめて形を統一して表示する／屋上設置はなるべく避ける／突出看板は、極力小さくし、周辺建築物の付帯広告物の高さ、大きさ、色調等をできるだけ統一する／窓ガラスへの広告、壁面への垂れ幕等は極力避ける

ⓓ駐車場…建築物の裏側や道路から一段下げた位置等、直接見え難い位置に設置する／道路に面して設置する場合は周囲を緑化する／広い面積の場合は、小区画ごとに植栽を行うなど、殺風景な印象を和らげる

ⓔ雨どい、パイプ類等壁面の付帯設備…雑多なものを集約設置する／建築物本体と一体的にデザインする／本体のアクセントとして利用する

ⓕその他…駐輪場、ゴミ置場等付帯設備類は、極力集約する。建築物本体に組み込むか、同じ外観とする、道路等から直接見えないような工夫を行う／商業ビルはウィンドショッピングが可能なものとし、夜間でもまち並みの賑わいや潤いを失わないようにする。

事例解説

●店舗に付帯する壁廻りのスペースに自動販売機が整然と収められている。課題は自動販売機やベンチの色彩をどう目立たなくするかである。【軽井沢町】

3-1 地域別
3-1-4
山地高原地域
建築・工作物
材料

【景観育成と建築物等の材料】
山地・高原地域（観光地・リゾート地など）における建築物等の外観が、基調となる周囲の景観から逸脱したりせず、また極端な突出感などを示すこともなく穏当な存在感のうちに、地域らしさを表現しているとき、地域としての景観的魅力が光る。

そのため、建築物等の外観を生む材料に関して、次の様な配慮が望まれる。

調和・耐久性

【景観との関わり】
建築物等の材料は、形態・意匠や色彩とともに建築物等の外観に直接作用するとともに、経年作用や維持管理不足による外観劣化を来たす恐れも秘めており、地域の景観に影響する。ここに問題があると、建築物等自体の印象低下もさることながら、山地・高原地域で構成される景観の質を落とすことにもなるので、注意を要する。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】
周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いる。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要
○周辺景観と馴染むものであるとともに、年月を経るに従い、周辺景観に溶け込み、風合いを増すような（エージング効果のある）材料を用いる。

事例解説

●『3-1-1都市地域、3-1-3田園地域／材料／調和・耐久性ー事例解説』を参照のこと。

反射光のある素材

【景観との関わり】
反射光のある素材を建築物等に用いると、特異な目立ち方をするため、山地・高原地域の中では、建築物等自体の印象を損なったり、自然豊かな地域景観の調和を乱す恐れが強く、注意を要する。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】
反射光のある素材を極力使用しないように努め、やむを得ず使用する場合には、着色等の工夫をする。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／ △ 配慮必要
○山地・高原地域の中で、建築物等において、機能、構造等の面から、やむを得ず使用する場合には、表面処理や着色等により反射を抑える。

事例解説

●『3-1-1都市地域／材料／反射光のある素材ー事例解説』を参照のこと。

地場の素材

【景観との関わり】
地域に馴染みの素材を建築物等に用いると、建築物等のデザインに地域性を付与でき、それらを通して、山地・高原地域の景観に地域らしさを滲ませることができる。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】
地域の優れた景観を特徴づける素材を活用する。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要
○地域で伝統的に用いられてきた素材、地域で産する木材や石材等自然の素材、瓦等の地場産業の特産品を素材として用いる。

事例解説

●別荘地で使用している石積みは現地調達であり、それが時間経過とともに、苔むすまでになり、良い味わいを出している。【軽井沢町】

3-1 地域別
3-1-4
山地高原地域
建築・工作物
色彩等

【景観育成と建築物等の色彩】
　山地･高原地域（観光地･リゾート地など）における建築物等の外観が、基調となる周囲の景観から逸脱したりせず、また極端な突出感などを示すこともなく穏当な存在感のうちに、地域らしさを表現しているとき、地域としての景観的魅力が光る。
　そのため、建築物等の外観にとって欠くことの出来ない色彩については、次の様な配慮が望まれる。

色彩の調和

【景観との関わり】
　建築物等の色彩は、形態･意匠や材料とともに、外観に直接影響する。色彩に十分な配慮を施すと、建築物等自体の印象を高め、周辺の自然との間の景観的調和も図れることになる。
　さらに地域に馴染みの色を用いれば、建築物等のデザインに地域性を付与でき、それらを通して山地･高原地域の景観に地域らしさを滲ませることもできるので、色彩の取り扱いは重要である。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】
　けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とする。

【具体的な配慮例】〇配慮必要大／△配慮必要
　〇原色に近い色彩は原則として使用しない。
　〇自然景観の中では、森林との調和に配慮し、特に彩度を抑える。
　〇周囲との調和に配慮しつつ、景観育成のテーマ、コンセプトに相応しい色使いをする。
　〇地域の気候や森林、水面等の自然環境によりイメージされる色、石や土等伝統的に用いられてきた素材による色等、地域固有の色彩がある場合には、これを尊重した色使いとする。
　（樹木の緑や空の青などと競合する人工色をできるだけ避ける。）

事例解説

●目立たちにくい暗い色（低明度、低彩度）を外観に用いた住戸例である。**【軽井沢町】**

多色使い、色数

【景観との関わり】
　建築物等への多色使いは、それ自体の色彩の調和や構成を難しくすると同時に、周辺から突出し、山地･高原地域の景観全体の調和を乱す恐れも強いので、注意を要する。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】
　使用する色数を少なくするよう努める。

【具体的な配慮例】〇配慮必要大／△配慮必要
　〇山地･高原地域においては、多色使いは極力避ける。

事例解説

●外壁の２色および屋根の２色（そのうち、 ベンガラ色がアクセントカラー）の４色で構成されている。自然地域の中では、建物外壁の基調色と補助色に屋根の１色を含めて外観を３色程度にとどめそこに必要であればアクセントカラーを加えて最大でも４色程度に抑えることが無難のようである。
【軽井沢町】

照明

【景観との関わり】
照明使用は、ランドマークとなる建築物等をライトアップするときなどに用いられるが、山地・高原地域では、光害を周辺にまき散らしたり、落ち着いた夜間の景観を乱したりする恐れもあり、注意を要する。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】
照明を行う場合は、周辺の建築物等との調和に留意する。

【具体的な配慮例】〇配慮必要大／△配慮必要
〇山地・高原地域で照明を行う際は、適切な照度、光源の色彩等に十分留意し、周辺への影響を十分検討して慎重に行う。
〇照明器具については、昼間の景観上の配慮も忘れずに行う。

事例解説

●3-1-1都市地域　／色彩等　／照明一事例解説』を参照のこと。

3-1 地域別
3-1-4
山地高原地域
建築・工作物
敷地緑化

【景観育成と敷地の緑化】

山地･高原地域（観光地･リゾート地など）では、住宅敷地の緑化･修景により、隣接しあう敷地の境界性が消され、視覚に優しい柔らかな印象で住宅周りが包まれる。また、人工的な付帯設備が遮蔽される一方で、地域を代表する緑化樹種が地域らしさを漂わせてくれるので、地域としての景観的魅力が光る。

こうした効果を生む住宅敷地の緑化･修景に当たっては、次の様な配慮が望まれる。

敷地境界の処理

【景観との関わり】

山地･高原地域において、接道部など敷地境界への緑化は、境界部に現われがちな分断感を無くし、硬い視対象である建築物等の周囲を、目に優しい柔かな印象で包み込み、周辺の自然環境との連続性をもたらすなどの効用がある。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮する。

【具体的な配慮例】〇配慮必要大／△配慮必要

〇道路に面した部分は塀、柵等の設置はできるだけ避け、緑化に努め、極力、高木や複数の樹種の組み合わせにより、ボリュームのある緑を形成する。

〇塀、柵等を道路に面して設置する際には、ブロック塀はできるだけ避け、高さを極力低くし、塀等の外側に緑化するよう努める。やむを得ず外側に柵等を設ける場合には、透過性の高いものとし、内側の緑が見えるようにする。

〇道路からのアプローチ、前庭等も緑化に努め、可能な限り道路から見えるよう、開放的な造り方とすし、道路や隣接の敷地と一体的な緑を形成するよう配慮する。

〇道路に面した部分に緑化の余地が無い場合には、ベランダや壁面等の緑化を工夫する。

事例解説

●接道部が石積みと植栽による自然素材仕上げになっているので、周りの環境と良く馴染み、境界に現れがちな分断感がない。【軽井沢町】

緑化による圧迫感の軽減

【景観との関わり】

大規模な建築物等は、それ自体が発する存在感のほか、周辺の家並みとの連続性や周囲の自然環境との間の視覚的バランスにおいて、地域の景観に影響を及ぼす。ここに問題があると、圧迫感や威圧感、突出感等を周囲に放ち、周辺との繋がりやバランスが崩れ、山地･高原地域の景観を壊すことになるので、そうならぬための配慮を緑化等により行う必要がある。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあっては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努める。

【具体的な配慮例】〇配慮必要大／△配慮必要

〇建築物等による圧迫感を軽減し、周辺景観となじむよう、建築物等の足元をボリュームのある樹種で緑化する。

事例解説

●『3-1-1都市地域、3-1-2沿道地域、3-1-3田園地域／形態･意匠／敷地の緑化／緑化による圧迫感の軽減ー事例解説』を参照のこと。

駐車場等の処理

【景観との関わり】
駐車場、自転車置場、焼却炉等は、その様相が剥き出しのまま存在していると、周囲に繁雑な印象を与え、山地・高原地域の景観的調和を損なうことになるので、そうならぬための配慮を緑化等により行う必要がある。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】駐車場、自転車置場、焼却炉等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努める。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要
○駐車場については、内部についても高木植栽や緑化ブロック等による緑化に配慮する。

事例解説

●『3-1-1都市地域、3-1-3田園地域／形態・意匠／敷地の緑化／駐車場等の処理ー事例解説』を参照のこと。

樹木の種類

【景観との関わり】
住宅周りを緑化するための樹種は、隣接する周囲の緑との連続性実現や、地域らしい風景の醸成に直接響く。そのため山地・高原地域の景観育成上、樹種選定は重要である。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】
使用する樹種は周辺の樹林等、周りの景観と調和するものとする。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要
○地域の風土にあった在来種や郷土種を用いる。
○周辺が樹林の場合には、その樹種構成を参考に緑化するなど周辺樹林と一体的な緑化に努める
○実のなる木を植えたり、多様な樹種を用いるなど、自然の保全・復元にも配慮する。
○花木や落葉樹を用いて季節感の演出にも努める。
○地域の特性や景観育成のコンセプトに応じた樹種の選定を行う。
○植栽した木が十分生育できるよう、植栽基盤の整備や植栽後の維持管理にも十分配慮する。

事例解説

●自然の木立ちのなかにある別荘。地域の自然をそのまま活用しており、周辺と一体化した風景となっている。【軽井沢町】

水辺の処理

【景観との関わり】
山地・高原地域の景観のうち、河川等に面する部分は、広範な視点場から、多数の視線が注がれる場所であり、魅力的な水辺空間を作り出せると良い。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】
河川等がある場合は、樹木を活用して水辺の景観に配慮する。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要
○対岸や橋、堤防等からの眺望に配慮した植栽を実施する。

事例解説

●自然と触れ合う山地・高原地域では、水辺の自然をそのまま活かして楽しむことも大切である。
【軽井沢町】

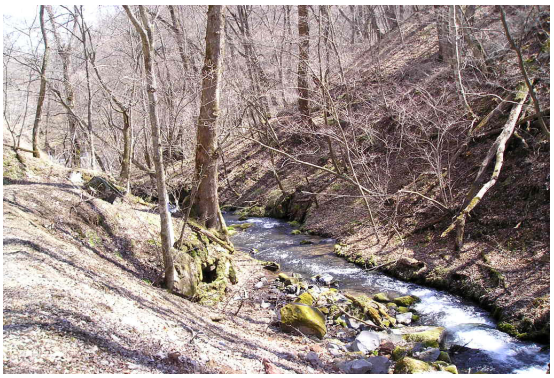

3-1 地域別
3-1-4
山地高原地域
特定外観意匠

【屋外における広告物の表示又は掲出／景観育成と屋外広告物】

屋外広告物は、人々の眼を引くことを目的としたものであるだけに、広告効果を高めることに主眼を置くと、個々にその存在を主張し、目障り源となって周囲に繁雑な印象を与えるほか、良好な沿道の景観を遮ったり、その見映えや見通しを悪くしたりするなどの阻害作用を引き起こすことになる。

そこで、自然豊かな山地・高原地域の景観育成の観点から、屋外広告物に対しては、次の様な配慮が必要になる。

配置／道路からの位置

【景観との関わり】

山地・高原地域において、広告物の設置位置は、この設備に付き物の『背景遮蔽及び目障り感』あるいは『大型広告物による圧迫感』など、道路側を視点場とした場合の地域景観に対する阻害の程度に直接影響するので配慮が必要となる。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

道路等からできるだけ後退させるよう努める。

【具体的な配慮例】〇配慮必要大／△配慮必要

〇道路からできるだけ後退させ、附近の広告物との整合に配慮する
〇進路進行方向に正対しないように配置する。

配置／ランドマークとの関係

【景観との関わり】

屋外広告物の設置位置は、自然豊かな山地・高原地域の景観やイメージを構成する視認対象（ランドマークなど）や特徴的様相を呈す場所の見え方に直接影響するので配慮が必要となる。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努める。

【具体的な配慮例】〇配慮必要大／△配慮必要

〇ランドマーク等の眺望を妨げたり、スカイラインを切ったりしないよう出来るだけ位置をずらす（眺望の中心をはずす）。
〇やむを得ない場合は、スカイラインを切らないような形態に配慮する（横長の広告等に変更する）。

事例解説

●『3-1-1都市地域、3-1-3田園地域／特定外観意匠／配置ー事例解説』を参照のこと。

規模、形態・意匠

【景観との関わり】

屋外広告物の規模や形態・意匠が、その背後に存在する景観を損なったりせず、極端な圧迫感や突出感を示すことなく、基調となる周辺景観に適った存在感を保ったものになっていると、自然豊かな山地・高原地域の景観と屋外広告物との調和が可能になる。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

基調となる周辺の景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とする。

【具体的な配慮例】〇配慮必要大／△配慮必要

〇規模及び表示面積をできるだけ小さくする。
△他の広告物との集合化を図る。
〇他の広告物との調和を図り、できるだけシンプルな形状のものとする。
〇シンボル化、デザイン化、簡素化をはかり、見た目のボリューム感を抑える。

事例解説

●『3-1-1都市地域、3-1-3田園地域／特定外観意匠／規模、形態・意匠ー事例解説』を参照のこと。

材料／調和、耐久性

【景観との関わり】
屋外広告物の材料は、形態・意匠や色彩とともに、注視度を高める一方で、目障り感あるいは経年作用や維持管理不足による外観劣化というマイナス面も抱えている。こうした点への配慮を欠くと、自然豊かな山地・高原地域の景観の調和を損なう恐れがあるので、注意を要する。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】
周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離の生じにくいものとする。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要
○建築物の外壁等の素材と揃える。
○支持物の素材をできるだけ街路単位で統一する。
○退色・はく離を生じ難い素材を用いるが、できれば、年月が経つと地域に馴染み、風格が出るようなものが望ましい。

材料／反射光のある素材

【景観との関わり】
反射光のある素材を広告物に用いると、特異な目立ち方をするため、自然豊かな山地・高原地域の中では景観的な調和を乱す恐れが強く、注意を要する。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】
反射光のある素材を極力使用しないように努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をする。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要
○山地・高原地域の中では使用を控えることが重要だが、機能、構造との面から、やむを得ず使用する場合には、表面処理や着色等により反射を抑える。

事例解説

●『３-１-１都市地域、３田園地域／特定外観意匠／材料一事例解説』を参照のこと。

色彩等／色彩の調和

【景観との関わり】
屋外広告物の色彩は、形態・意匠や材料とともに、広告物の様相や印象に直接影響する。ここに問題があると目障り感等、景観阻害をおこす恐れがあるが、その色彩に十分な配慮をすれば、自然豊かな山地・高原地域の景観を壊すことなく、地域に馴染みの色を用いることで、地域らしさを滲ませることもできる。こうした点で、屋外広告物における色彩の取り扱いは重要である。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】
けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とする。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要
○原色に近い色彩は原則として使用しない。
△周辺建築物等との間の色彩の調和には、
ⓐよく似た色の配色-類似色調和、
ⓑ色相を揃えトーン（色調：明度・彩度を組み合わせた色彩定義）を変える配色-色相調和、
ⓒトーンを揃え色相を変える配色-トーン調和
の３通りがあり、適切なものを選ぶ。
○自然景観の中では、森林との調和に配慮し、特に彩度を抑える。
○周囲との調和に配慮しつつ、景観育成のテーマ、コンセプトに相応しい色使いをする。
○地域の気候や森林、水面等の自然環境によりイメージされる色、石や土等伝統的に用いられてきた素材による色等、地域固有の色彩が有る場合には、これを尊重した色使いとする。
（樹木の緑や空の青などと競合する人工色をできるだけ避ける）。
○支持物の色彩等をできるだけ街路単位で統一する。

色彩等／多色使い、色数

【景観との関わり】
　屋外広告物への多色使いは、目障り感や、周辺からの突出した印象を生み易く、自然豊かな山地・高原地域の景観的調和を乱す恐れも強いので、注意を要する。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】
　使用する色数を少なくするよう努める。

【具体的な配慮例】〇配慮必要大／△配慮必要
　〇山地・高原地域においては、多色使いは極力避ける。

色彩等／光源

【景観との関わり】
　自然豊かな山地・高原地域では、光源が光害を周辺にまき散らしたり、落ち着いた夜間の景観を乱したりする恐れもあるので、屋外広告物への使用には注意を要する。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】
　光源で動きのあるものは原則として避ける。

【具体的な配慮例】〇配慮必要大／△配慮必要
　〇光源で動きのあるものの設置は避ける。

事例解説

●3-1-1都市地域、3-1-3田園地域／特定外観意匠／色彩等一事例解説』を参照のこと。

01 長野県の景観特性
02 基本目標
03 景観育成手法と事例
04 参考資料

第 3 章

景観育成手法と事例

3-2 行為別

- 3-2-1 土地の形質の変更
- 3-2-2 土石の採取及び鉱物の掘採
- 3-2-3 屋外における物件の集積又は貯蔵

3-2 行為別

3-2-1

土地の形質の変更

【景観育成と土地の形質の変更】

土地の形質の変更は、当該エリアの景観を直接的に変更するのみならず、周辺領域を含むより広範なエリアの景観にもその影響を及ぼす。

こうした点に配慮し、変更後の土地形状が、周辺地形に調和するようにしたり、土地の形質変更部への外部からの視線が届かぬようにしたりして、景観への悪影響を出来る限り抑える。そのためには、次の様な点に配慮した、土地の形質の変更を行うことが大切になる。

法面、擁壁

【景観との関わり】

土地の形質の変更後の措置である法面、擁壁は、それ自体が発する存在感や見映えとともに、周辺の既存地形・既存環境との視覚的なバランスにおいて、土地の景観に影響する。

こうした点を念頭に、できる限り圧迫感や突出感がなく、周辺との連続感や統合感の感じられる『土地形状』にできるとよい。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

大規模な法面、擁壁を極力生じないようにし、やむを得ない場合は緩やかな勾配とし、緑化に努める。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

- ○土工量（切土、盛土の量）をできるだけ少なくする。
- ○法面、擁壁の高さをできるだけ低くする。
  やむを得ず高くなる場合には、途中に小段を設け、緑化等により印象を和らげる。
- ○法面の勾配を緩やかにし、角部の丸み付け等をして自然の地形になじませ、緑化する。

擁壁の工夫

【景観との関わり】

土地の形質の変更後に設ける擁壁は、それ自体の規模や外形・外観により、存在感、周辺の既存地形や環境との間で構成する視覚的なバランス感が変わる。

こうした点を念頭に、できる限り圧迫感や突出感がなく、周辺との連続感や統合感の感じられる「擁壁」にする。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺景観との調和を図る。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△配慮必要

- ○コンクリートの打ち放しは出来るだけ避ける。
- ○出来るだけ自然石を使用し、やむを得ずコンクリートとする場合は、表面の処理により、自然な風合いを出すようにする。
- ○法枠型ブロック等、緑化を行える工夫をする。
- ○擁壁の前面に植栽を行い、印象を和らげる。

樹林、水辺の工夫

【景観との関わり】

土地の形質の変更後の措置は、敷地内の自然資源の残存量や見映えを左右するという点で、土地の景観に影響する。こうした点を念頭に、当該エリアで慣れ親しまれている自然をできる限り生かして既存の風景を維持・育成できるようにするとよい。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努める。

【具体的な配慮例】○配慮必要大／△ 配慮必要

- ○良好な樹林、大径木は緑地等としてできるだけ残し、活用する。
- ○良好な樹木は、仮り置きし、緑化木として活用する。
- ○河川、水辺は出来るだけ残して活用する。
- ○既存の水辺がない場合であっても、調整池や排水路を活用するなど、せせらぎや池等の水辺のある景観育成も検討する。

●法面が土のため、斜面の形態が自然であり、また緑に被われていることもあって、前面の水田、背景の山並みとの調和が取れ、みずみずしい農村景観である。【東京都日の出町】

●右は自然石使用の擁壁【滋賀県高島市】

●下はコンクリート製擁壁（上段白色部）と陰影に富む石積み擁壁（下段灰色部）
【山梨県甲州市】

●小高い山に至る道路脇の土地に残された竹林が美しい。
竹垣とのコントラストも良く、魅力的な景観スポットとなっている。【岡山県倉敷市】

3-2 行為別

3-2-2

土石採取 鉱物掘採

【景観育成と土石の採取及び鉱物の掘採】

土石の採取及び鉱物の掘採は、当該エリアの景観を直接的に変更するのみならず、周辺領域を含むより広いエリアの景観に対しても影響を及ぼす。**こうした点に配慮し、土石採取・鉱物**掘採による景観変化を目立たぬようにするか、外部からの視線が届かぬようにしながら、他方で、土石採取・鉱物掘採部と周辺の地形が馴染むようにして、一帯の景観への悪影響をできる限り抑えることが大切である。そのために、土石採取・鉱物掘採に関し、**次の様な配慮が必要である。**

遮蔽

【景観との関わり】

土石採取及び鉱物掘採は、直接的な景観要素の消失や景観変容をもたらす。この点に配慮して、採取・掘採による景観変化をできる限り目立たぬようにするか、あるいは採取・掘採部に対して外部からの視線が届かぬようにするなど、遮蔽策を用いて、景観への悪影響を和らげる。

【景観育成基準（**長野県景観育成計画**）】

周辺からは目立ち難いよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努める。

【具体的な配慮例】〇配慮必要大／△**配慮必要**

〇地形のひだを利用するなど、主要な眺望点、主要な道路、鉄道、住宅地等からできるだけ見え難い位置を選定する。
〇自然の緑地を残しながら、できるだけ目立たないような採取を行う。
〇小規模に分散して、できるだけ目立たないように採取を行う。
〇採取地の周囲等をできるだけ緑化して、周辺から目立たないようにする。緑化による遮蔽が困難な場合には、採取地の周囲等に塀を設置するなどにより、できるだけ遮蔽を行う。

事後の緑化

【景観との関わり】

土石採取及び鉱物掘採は、周辺環境との間で構成される様相や印象のバランスに関して、景観的な影響を及ぼす。

この点を念頭に、土石採取・鉱物掘採に伴って改変した地形については、その安全性に十分注意を払いつつ、緑化等を用いて、周辺地形と景観的に馴染むようにする。

【景観育成基準（**長野県景観育成計画**）】

採取後は自然植生と調和した緑化等により修景する。

【具体的な配慮例】〇配慮必要大／△**配慮必要**

〇【都市地域】／△【沿道、田園、山地・高原地域】……**緑化を行い、地域の緑地として活用することについても検討する。**
〇【沿道、田園、山地・高原地域】／△【都市地域】……**周辺の植生を考慮した緑化を行い、周辺と一体化するよう配慮する。**

【遮蔽の考え方】

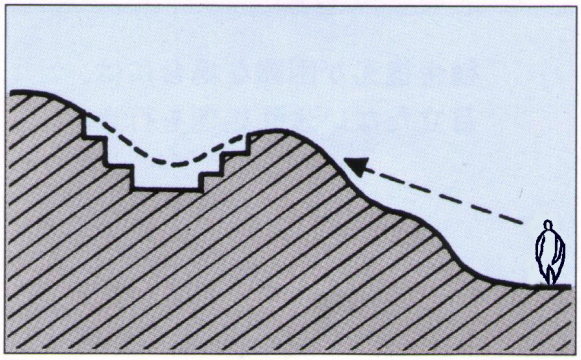

●見えないような採取の方法を工夫する

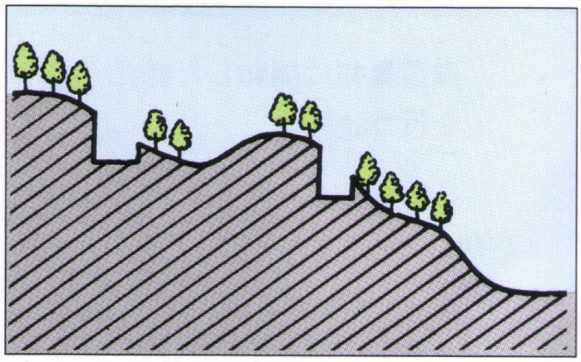

●自然緑地を残しながら採取を行う

【事後の緑化の考え方】

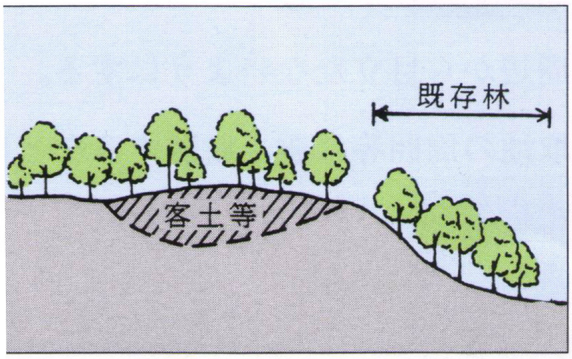

●周辺景観に調和した緑化を行う

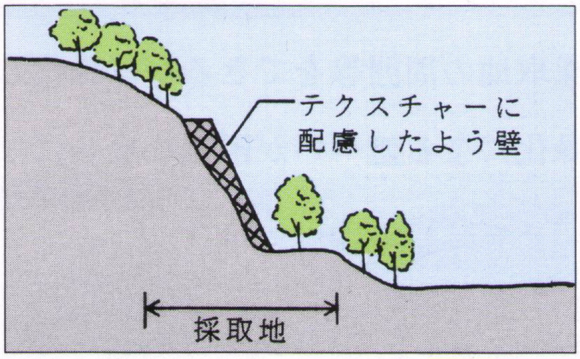

●植生復元が困難な場合は、目立たない法面処理を行う

3-2 行為別

3-2-3

屋外の物件の集積

【景観育成と屋外における物件の集積又は貯蔵】

屋外における物件の集積または貯蔵は、当該エリアの景観を直接的に変更するのみならず、周辺領域を含むより広いエリアの景観に対しても影響を及ぼす。こうした点を念頭に、できる限り、それ自体が周囲に威圧感や煩雑感や**危険な印象を与えたり、周辺環境との間で景観的な問題を起こさ**ないようにする。**その一方で、当該物件の遮蔽措置なども講じて、景観への悪影響をできる限り抑**えることが大切である。そのため、屋外物件の集積・貯蔵に関して、次の様な配慮が必要になる。

高さ、積み上げ方法

【景観との関わり】

屋外における物件の集積または貯蔵は、それ自体の発する存在感とともに、周辺環境との間で構成される様相や印象のバランスにおいて、その場の景観に影響を及ぼす。この点を念頭に、それ自体が威圧感や煩雑感や危険な印象を放たぬようにするか、周辺環境との間の景観的な調和が乱されぬようにできるとよい。

【景観育成基準（**長野県景観育成計画**）】

物品を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然とかつ威圧感のないように積み上げる。

【具体的な配慮例】〇配慮必要大／△**配慮必要**

- **〇主要な道路、鉄道等（視点場）に面しては、極力集積や貯蔵を行わない。**
- **〇積み上げる高さをできるだけ低くし、整然と積み上げる。**
- **〇不安定にならないようにする。**
- **〇安全管理のための間隔をあける。**
- **〇廃自動車の場合は、原則として2段までとし、やむを得ず3段以上積む場合は、強固な塀等によ**る危険防止対策を行い、同時に完全な遮蔽を行う。

遮蔽

【景観との関わり】

物件の集積・貯蔵が、明らかに景観を損なうような場合、外部からの視線が対象物件に届かぬようにするなど遮蔽策を用いて、景観への悪影響を和らげる。

【景観育成基準（長野県景観育成計画）】

道路等から見え難いよう遮蔽し、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努める。

【具体的な配慮例】〇配慮必要大／△**配慮必要**

- **〇敷地の周囲を常緑樹等遮蔽効果の大きい樹木で緑化し、できるだけ周辺から目立たないようにする。**
- **〇緑化が困難な場合等には敷地の周囲等に塀を設置することなどによりできるだけ遮蔽を行う。**
  その際、塀は木製のものにするなど、景観上良好なものとする。

●はぜ棒などの作業資材を納める圃場の格納設備は、農村には馴染みの風景要素である。勾配屋根のついたコンパクトな工作物のなかに、整頓された物品が収まる姿は、用の美を漂わすことさえある。【滋賀県高島市】

●事業所の物品集積や荷捌きスペースなどを、周辺の景観と調和した塀や壁で囲うことで、景観を阻害する光景の外部滲出を遮断することが出来る。【岡山県倉敷市】

01 長野県の景観特性
02 基本目標
03 景観育成手法と事例
04 参考資料

第 3 章

景観育成手法と事例

3-3 施設別

- 3-3-1 歴史的街並み
- 3-3-2 近代的街並み
- 3-3-3 田園的街並み
- 3-3-4 景観重要建造物
- 3-3-5 景観重要樹木

3-3 施設別
3-3-1
歴史的街並み

【歴史的街並みの課題】

◦歴史的街並みの多くは、景観条例で建築行為の事前届出を義務づけ、伝統的街並み誘導を行っているが、すべての建築行為に規制が適用されてこなかった。
◦地区内には老舗の伝統的な建造物があるが、商業系の用途地域の場合、高層マンションなどの立地が可能であり、地区以外でも、歴史的な建物が存在する場合もある。
◦景観上重要な建築物も代替わりによる相続税問題、維持管理、既存不適格などをかかえる。

活用の方向

街並み修景の方向

①歴的な街並みには、数の多少はあるものの、地域を代表する伝統的な様式建築が現存する場合がある。新しく建築する場合や改修を行うときには、このような様式建築のもつ構成や部材などを参照して、街並みの連続性を確保することで、街並みにおける景観の育成を図ることが期待される。
②優良な街並みにおいては、図のように詳細な実測図を作成し、設計の際の資料として活用することも考えられる。

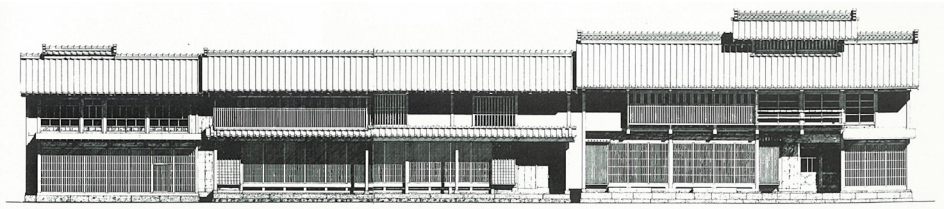

景観法活用の手順

①地元行政が景観行政団体となり、景観計画および景観条例を策定する。
従来からの景観条例がある場合は、その内容を景観計画に移行させる。
②景観計画区域の中で区域を限って、景観育成重点区域などとし、全ての建築物を届出対象とすることで、具体的な基準によってより強力に規制誘導を行う。
③地区内の景観上重要な建造物は、建築規制緩和を活用しつつ「景観重要建造物」として指定保全する。
④指定された景観重要建造物の所有者には、税制優遇での負担軽減のほか、関係団体による景観整備機構の設置よって、建造物の管理協定を結ぶなどの方法で維持管理の負担軽減につなぐ。
⑤主要な道路については、「景観重要公共施設」とし、道路管理者などとの協議の上電線共同溝整備道路の指定を要請し、地中化を推進する。

関連制度の活用

伝統的建造物群保存地区の活用

伝統的建造物郡保存地区とは伝統的建造物群およびこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するために指定されるもの（文化財保護法第142条）である。

都市計画区域または準都市計画区域において都市計画の地域地区として定め、それ以外の区域では市町村の条例として定める。

市町村は、条例で当該地区の保存のため、必要な現状変更の規制を定めるほか、その保存のために必要な措置を定める。

伝統的建造物群保存地区では、建築基準法の制限の一部を緩和することができる。
価値が特に高いものは、重要伝統的建造物郡保存地区として選定される。

【街並み修景の事例】

●小布施の街並み修景（右）

栗と北斎の町として知られる小布施町の中心地での街並み修景。表通りの老舗が並ぶ文化歴史ゾーンの生活環境整備事業となっている。

表通りを含め道に囲まれた内部までまるごと全体を生活しやすい環境に手直し、作り替えをした環境づくりの手法である。

【重要伝統的建造物郡保存地区の事例】

●奈良井宿（右３枚）

奈良井宿は、中山道木曾11宿の上四宿に属し、鳥居峠、権兵衛峠など4つの峠に囲まれた集落。1978年指定。

●海野宿（下２枚）

海野宿は千曲川河岸沿いの旧北国街道に位置し、1625年開設されたもので、主に旅籠屋が多い。1987年指定。

3-3 施設別
3-3-2
近代的街並み

【近代的街並みの課題】

◦近代的街並みの多くは、まちの中心部や既成市街地としての街なかにある。それぞれ課題や景観上の解決策は、立地条件で異なり、それぞれ独自の課題を抱えている。
◦ここでは、その条件や課題に応じて、景観法の制度をどのように活用できるかを解説する。
◦分類として、「まちの中心部」「住商混在の既存市街地」「地方都市の一般的な中心市街地」の3種類で整理する。

活用の方向 その１

【まちの中心部】の特性課題

◦まちの中心部で、オフィスビルや商業施設が多く集積する地区。
◦道路幅員が比較的狭く、道路斜線制限や隣地斜線制限で上層階が斜めに切り落とされた形態の建物が目立つ。
◦敷地規模にバラツキがあり、全体として市街地の近代的景観としては無秩序で魅力に乏しい。

景観法の活用

①景観行政団体が、景観計画を策定し、景観の緩やかな規制誘導を行う。

②市街地の核となる「まちの中心部」について、今後の建築行為を届出対象とし、周囲よりも詳細で具体的な基準を定め規制誘導する。

③表通りや駅前では、まちの顔として統一した景観育成をねらい、「景観育成重点区域」を指定し、建物の高さ・壁面線の位置の制限、条例での道路斜線制限や隣地斜線制限の緩和を活用して統一された表情やスカイラインを実現する。

④地区の美化活動やイベントの企画運営を担ってきた団体や法人を「景観整備機構」とし、より積極的なまちの維持管理を進めながら、次の展開として「景観協議会」を組織して地区全体の総合的なタウンマネジメントに支えられた景観育成と賑わいの創出を推進する。

活用の方向 その２

【既存市街地／住商混在のまちなか】の特性課題

◦既存の市街地中心部で、戸建住宅やアパートなどの住宅に囲まれ、店舗や小規模オフィスなどが立地する住商混在の市街地で、路上には電線電柱、広告看板類が散在し、敷地規模もばらばらで、魅力に欠ける市街地景観。

景観法の活用

①景観に関する住民の関心を高めながら合意形成をねらい、小さい単位での街なみの改善を進める。

②街づくりに積極的な住民による小さい街区での「景観協定」などから、きめ細かい景観育成をおこなう。

・地区の課題など住民の意見を把握・反映させた「景観計画」を策定し、地区の特性に対応した景観誘導を行う。
・「景観協議会」を設置し、ハード面に加え維持管理や魅力ある空間利用などのをまじえた「景観計画」とする。
・屋外広告物の設置基準を定めて、条例に基づき乱雑な看板類を管理してゆく。
・電線電柱類は、関連団体と協議し、撤去が優先的に必要な道路では、景観重要公共施設とし、地中化を進める。
・また占用の基準を検討し、路上での催しや自販機の色彩など身近な景観・賑わい創出をねらう。

活用の方向 その３　【地方都市の中心市街地】の特性課題

- **地方都市の中心市街地では、郊外の大店舗によって中心商店街が空洞化し、店舗の閉鎖・賑わいの喪失が著しい。**
- **中心の活性化策に対して、街なかの賑わいや街なみ景観の改善が進んでいない。**
- **中心市街地の活性化のための、TMO*などの活動も停滞気味になりつつある。**

景観法の活用

①景観行政団体、商工関連団体、商店街、住民などが連携して中心市街地活性化計画で位置づけられたエリアを景観育成重点区域とし、核となるエリアに詳細な景観育成方針を策定し景観誘導を図る。
②表通りでは、「景観育成事業推進費」や「まちづくり交付金」など関連事業費を組み合わせ重点的な景観育成を進める。
③商店街の通りは、景観重要公共施設として舗装、植栽、照明、ストリートファニチャーなどを積極的に整備し、電線電柱の地下埋設やあらたな占用基準によって質の向上を図る。
④総合的なタウンマネジメントのためにTMO*を公的な景観整備機構に位置づけ、維持管理やイベント運営を行う。
⑤関係者による「景観協議会」を設置し、公共空間活用や賑わいなどの魅力をあたえ、街なか活性化への展開を図る。

TMO:中心市街地における商業まちづくりをマネージメント(運営・管理)する機関をいう。
Town Management Organization の略

【再開発事業による街づくりの事例】

●長野銀座地区

長野市の中心市街地の中央に位置する長野銀座地区は、大型店の撤退による衰退が著しく、地区の再生が課題となっていた。

そのため中心市街地再生の先導的な役割が期待されるA-1地区では、「中心市街地の結節点としてのシンボリックな都市空間」にふさわしいよう多目的広場を配して、生涯学習センターと放送局、商業施設が整備されている。

また、国道を挟んだ南側には立体駐車場と商業施設の整備が行われてた。

完成した建物は、「トイーゴ」の愛称でよばれ、中心市街地再生のシンボルとなっている。

●六九リバーサイド地区

松本駅の北東に位置する六九リバーサイド地区は、郡所・預所がおかれ、明治以降急速に発展し繁華街が築き上げられた場所である。

昭和40年代は何でもそろう利便性の高いアーケード街として賑わい、地理的にも歴史的にも重要な地域であったが、昭和50年代半ばから松本駅前、南松本地区への商業集積が始まり、六九町の地盤沈下が顕著になってきた。

この事業は、建物の共同化による適切な街区の形成、土地の高度利用と不燃化を促進し、都市機能の更新によって商店街の活性化と中心市街地の居住所**増を図ることを目的に進められた。**

3-3 施設別
3-3-3
田園的街並み

【田園的街並みの課題】

近代的街なみ課題に対して、田園などでは広がりを持った景観の中景・遠景としての役割が重視される。

農村地域の空間構成のルールとしては土地利用や施設整備に関する項目を押さえ、普段の美しい風景を守り育てる姿勢が大切である。

位置づけ

農村の風景は集落や農地といった単位で別々に計画するのではなく、自然環境の中での生活と生業のなかで創り上げられ継承された生活環境の仕組としてとらえることが大事になる。

農村部の景観は産業の舞台であることから、河川流域や植生などのまとまった広範囲を計画の対象としてとらえることに留意する必要がある。

その上で、集落など身近な生活単位でのきめ細かな対応を図ることが仕組みとして求められる。

おもな事例

【松本平・安曇野（高瀬川・犀川地域）】

安曇野周辺は、北アルプス、上高地、美ヶ原など豊かな自然にめぐまれ、広大な水田の広がりと、屋敷林の田園景観が地域の原風景となっている。

なかでも安曇野は、北アルプスの山並みとその前山が背景をなす広大な田園に点在する屋敷林の見晴らしに、道祖神やわさび田、河川、農業用水路などが彩りを添えています。これらを眺望できる国道147 号などの沿道が景観**育成重点地域に指定されており、きめ細やかな景**観づくりが進められている。

活用の方向

景観法の活用

①景観計画の区域を設定する場合は、田園風景が集落や農地などの単位がお互いにかかわり合うことで成立していることを念頭に、たとえば河川の支流域などの一定のまとまりある空間を単位として設定することが望まれる。

②都市地域で建築物、工作物、開発行為などおもな景観育成の対象となることに対して、田園の風景では、この他に、山腹の土取り、資材置き場の造成、駐車場の造成などが含まれる。

③農地の広がりが田園風景の基本的な構成要素となり、眺望が確保されることで景観を特徴づけるため、まとまりのある農地を大切にすることが期待される。

④田園地域の中で重要な要素のひとつである緑については、山林、河畔林、鎮守の森などのまとまった緑が保全されることを前提に、新たな開発や建築に際して周辺の緑と調和する慮かが求められる。

3-3 施設別
3-3-4
景観重要建造物

【景観重要建造物】

景観重要建造物は、景観計画地区内の良好な景観の形成に重要な建造物を景観行政団体の長が指定する制度で、その指定によって現状変更の際に景観行政団体の長の許可が必要になるほか建造物の所有者等には建造物を適切に管理する義務が課されるなどの保全措置を伴っている。

位置づけ

景観重要建造物は、景観計画に定められた指定の方針に即して、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な建造物とされている。

景観重要建造物は周囲との関係から景観上の重要という観点で指定するため、内部を自由に利用することは可能なため、生活上必要な内部の改修は問題ないものとなっている。

文化財保護法の規定による国宝、重要文化財等は別途の法律に基づき保護等が図られているので、景観法に基づく景観重農建造物の指定は行えないが、登録有形文化財は景観重要建造物に指定することができる。

活用の方向

景観重要建造物は地域の良好な都市景観の形成に重要な役割を持ち、道路等公共の場所から望見されるものを景観重要建造物として指定して、積極的にその保全・活用に努めるものとされている。 具体的につぎのようなものが考えられる。

- 優れたデザインを持ち、地域のランドマークとなっているもの。
- 地域の歴史や文化を感じさせる、又は創出していくことが期待できるもの。
- 故事、伝承にまつわる建造物で古くから地域住民に親しまれているもの。
- 地域の良好な景観形成の規範となるもの。

おもな内容

【相続税の適性評価】

景観重要建築物の指定を受けた場合、その敷地を含んで「相続税の適性評価」の仕組みを活用できる。

これは、建物の外側に規制がかかるなど、外の建物と比べ容積等が十分に使えない分だけ、評価額を低くする仕組みで、歴史的文化的建物の住まい手が抱える代表的な課題に役立つことになる。

【建築基準法の特例】

指定された景観重要建造物は、市町村の条例により、防火など建築物の外観に関わる部分について建築基準法の規制緩和が可能となっている。

規制緩和を受けることで、改修のしやすさや、既存不適確問題などの課題がある程度解決され、住み続けながら景観に貢献していくことができる。

【特例の内容】 ・景観重要建造物は、市町村の条例により、防火など建築物の外観に関わる部分について建築基準法の規制緩和が可能

ポイント

景観重要建造物は、築年数や面積といった定量的な要件がなく、文化財と異なり歴史的文化的な価値は必要ないため、新築の建造物であっても景観上重要であれば指定が可能となっている。

そのため、地域にとってどのような建物が景観上重要なのかを検討し、景観の質の向上へのきっかけとして活用することができる。

【相続税適性評価の仕組み】

景観重要建築物の指定を受けると、歴史的な住まいであるために建築基準法に合わず修理がしにくい場合や文化財であることで生活上の改修がしにくいなどの、これまでの問題を解決しながら、「規制による使用収益が制限される分の評価減」となり、相続税の適性評価が行われる仕組みが適用できる。

相続税の適正評価の仕組み

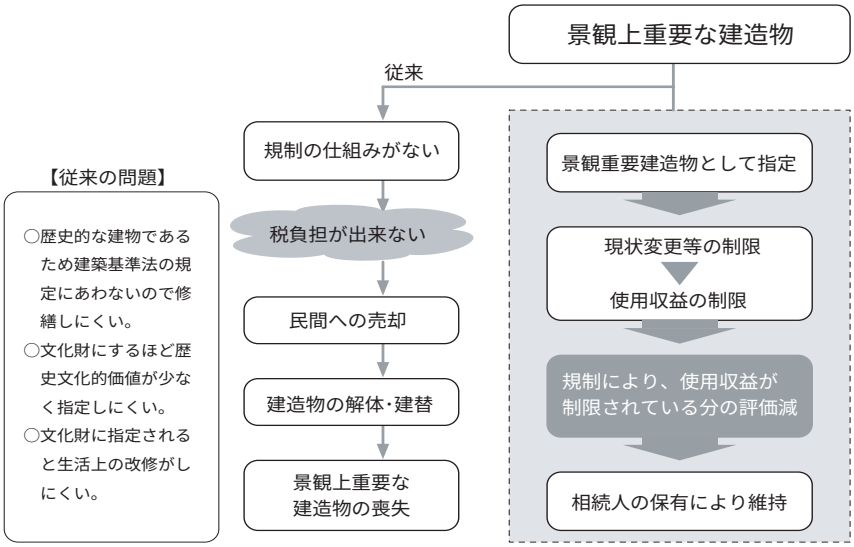

【建築基準法の制限の緩和】

現状の外観を保存するために、条例を定めることによって、建築基準法の制限の一部を緩和することが可能となった。
緩和項目は右表のようになっている。

大規模建築物の防火措置	低層住居専用地域内の高さの制限
屋根不燃区域の屋根、外壁等の防火措置	斜線制限
大規模木造建築物等の外壁等の防火措置	日影制限
居室の採光及び換気	高度地区
接道義務、道路内の建築制限	防火地域・準防火地域内の建築制限
壁面線による建築制限	特定防災街区整備地区内の建築制限
容積率、建ぺい率	景観地区内の建築制限
低層住居専用地域内の外壁の後退距離	

【壁面の位置と高さを決めた場合の形態規制の合理化】

壁面の位置、高さの最高限度等を定めることにより、斜線制限の適用除外が可能となっている。

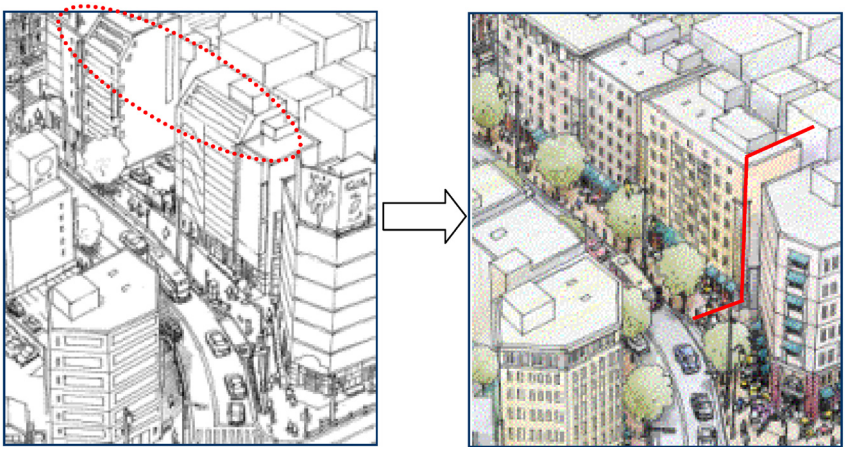

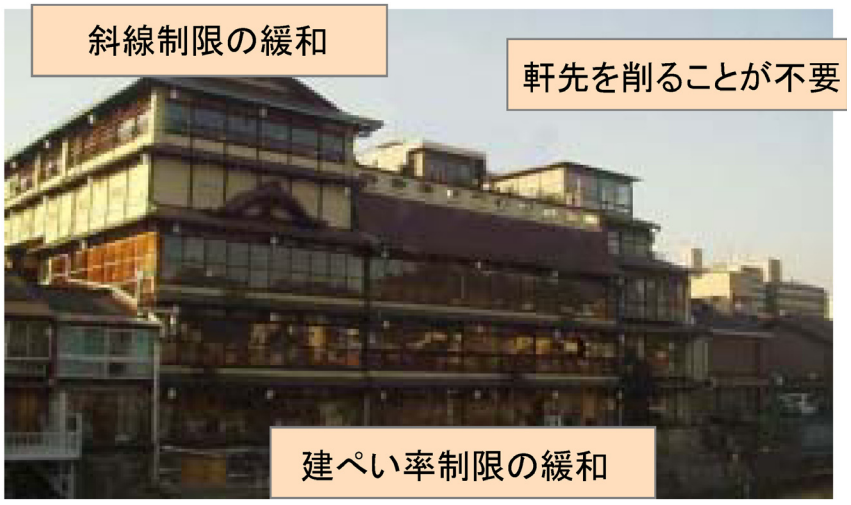

3-3 施設別
3-3-5
景観重要樹木

【景観重要樹木】

景観重要樹木は、景観計画に定められた指定の方針に即して、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な樹木とされている。

位置づけ

景観重要樹木は次の項目のような要件で、地域の良好な都市景観の形成に重要な役割を持ち、道路等公共の場所から望見されるものを景観重要樹木として指定して、積極的にその保全・活用に努めるもの。

- 規模、樹形等の樹容から地域のランドマークとなっているもの。
- 地域の歴史や文化を感じさせるもの。
- 故事、伝承にまつわる樹木で古くから地域住民に親しまれているもの。
- まちかどなど、アイストップとなる都市景観の形成上重要な位置にあり、地域の良好な景観形成を進めるうえでその保全が求められるもの。
- 文化財保護法の規定により特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物に指定または仮指定されているものは、景観重要樹木から除かれる。

活用の方向

景観重要樹木の指定を受けた樹木の保全とともに、その周囲の都市景観の形成にも積極的に取組むことが大切となる。

- 樹木の管理を適正に行い、地域のランドマークとしての価値を高める。
- 樹木の隣接地、同時に視認できる場所で土地利用等を行う際は、樹木との調和に配慮し、特に建築行為等を行う場合は、素材、色彩、広告物の掲出方法について、十分な調和を意識する。
- 樹木周辺から望見される場所で土地利用等を行う際は、樹木が醸し出す地域イメージに調和するよう配慮する。
- 景観重要樹木の視認性を高めるため、公共施設や電柱・サイン等の設置には十分に配慮する。

【景観重要樹木に相当する例】

松本市のこの地区は、都市景観形成モデル都市の指定を受け、国宝松本城周辺を重点地区として、松本城周辺の景観向上を図るため松本城にふさわしい道路整備を実施している。

道路沿線の松本神社の御神木の大ケヤキの保全をするため、一部都市計画決定の変更を行い、中央分離帯に残し整備を行った。

特に松本城に面する道路であることから、景観面の検討を歩道、照明、ストリートファニチャー等について、実物大の模型を設置するなどして課題の整理を行っている。

その結果、現代の市街地景観と共存・融和した道路整備ができ、歴史的な都市の記憶を内包した道路整備され、松本城を始めとした歴史的な景観と都市計画道路が調和し、四季を楽しむことができ、多くの観光客や市民から親しまれている。

［春は桜の名所・夏は新緑の木陰・秋はニシキギ、ドウダンツツジなどの紅葉］

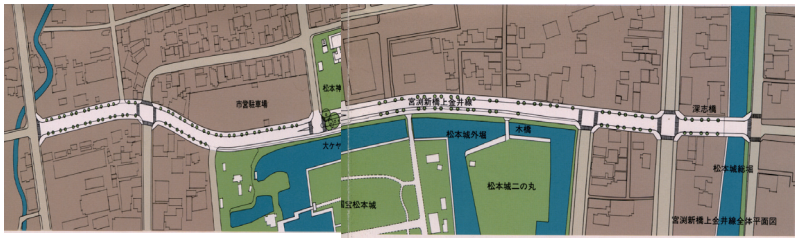

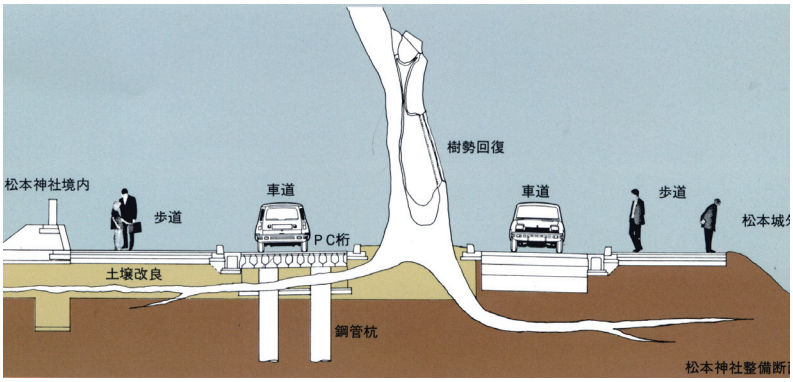

01 長野県の景観特性
02 基本目標
03 景観育成手法と事例
04 参考資料

第 3 章

景観育成手法と事例

3-4 制度別

- 3-4-1 景観協定地域
- 3-4-2 景観育成住民協定地域
- 3-4-3 景観地区
- 3-4-4 地区計画

3-4 制度別
3-4-1
景観協定区域

【景観協定】

景観計画区内の一団の土地の所有者及び借地権者全員（借地権の目的となっている土地の所有者は除く）の合意もとに締結される、当該土地の区域における良好な景観の形成に関する協定のこと。

景観協定区域とは、景観協定の目的となる土地の区域を指す。【景観法第4章】

位置づけ

景観の重要な構成要素である建築物や緑については、地域住民の取組みに法的な効力を与える協定として、建築基準法による建築協定や都市緑地法による緑地協定があったが、これらの協定では、工作物に関する事項や屋外広告物に関する事項、農用地に関する事項等を定めることができず、良好な景観を形成するための協定としては不十な場合があった。

このため、景観法では建築協定や緑化協定で定められる事項も含めて、幅広く対象とすることができるよう、新たな協定として景観協定を位置づけている。

活用の方向

景観に関する事柄をソフトまで含めて、住民間の協定で一体的に定める仕組みが景観協定である。

そのため景観計画や景観地区のハード面の規制を補うものとして位置づけるなど、幅広い活用ができる。

①手続きは、建築協定や緑化協定とおおむね同様であるが、建築物、工作物、樹林地・草地、屋外広告物、農地、その他景観形成に関することを一体的に定めることが、景観協定独自のポイントとなっている。

②景観形成に関連するソフトの事項では、「良好な景観の形成のために必要な事項」により、ショーウィンドウの照明時間、可動式のワゴンの形や色なども一体的に定めることが可能で、活用の幅が広いものとなっている。

③協定では、住民間の契約という性質から、景観計画や景観地区で定めることのできない建物や工作物の用途などの事柄も定めることが可能である。

④景観協定は、景観計画や景観地区などのように一定規模を有する区域を対象としていないため、それに満たない小規模区域で景観地区と同等のことを実現したい場合に有効である。

⑤協定は身近なまちづくりの手法であり、所有権等が移転した場合でも継承されるという法的効果があるため、住民発意の景観まちづくりの契機として使いやすいものとなっている。

おもな内容

景観協定では、その区域を決めて期限を定め、**良好な景観形成に必要な事項として次のような項目を盛込むことができる。**

- **建築物の形態意匠に関する基準**
- **建築物の敷地、位置、規模、構造、用途または建築設備に関する基準**
- **工作物の位置、規模、構造、用途または形態意匠に関する基準**
- **樹林地、草地等の保全または緑化に関する事項**
- **屋外広告物の表示または屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準**
- **農用地の保全または利用に関する事項**
- **その他良好な景観の形成に関する事項**

ポイント

このほかに運用上のポイントとして次のようなものがあげられる。

①建物の基準等の物理的な基準だけでなく、駐車や荷捌き、家の前に花を飾る等のルールや施設の管理方法あるいはまちの清掃等に関することまで幅広く定めることができ、規制事項になじまないソフトな事項を盛り込むことで生活作法についても「協定」にできることに特徴がある。

②また、景観協定には、景観協定区域に隣接する土地で、景観協定区域になることを土地所有者等が希望するもの（景観協定区域隣接地）を定めることができる。

【景観協定へのプロセス】

積極的に景観形成を図ろうとする場合は、より強い規制を課す手法として景観地区の指定があるが、景観地区は高さ規制のみの規定はできない。

そこで、特に建物高さの制限のみを規定する場合は、この自主協定が全戸同意であり、高さ制限と色彩・素材の基準を仕組みとして備えていることから、自主協定の範囲を景観法に基づく年限を定めた景観協定区域へと切り替えることが可能である。

その結果、協定区域内に転居してくる住民にも協定内容は継承され、罰則規定を設けることで自主協定では困難な、ある程度強制力を持った高さコントロールが可能になる。

【景観協定区域の規模】

景観協定は、区域の指定は必要であるが、規模の規定はないため、小さな単位において景観行政団体が住民や企業と連携して景観まちづくりへと展開できる。

3-4 制度別
3-4-2
景観育成住民協定

【景観育成住民協定】

「景観育成住民協定の認定制度」は長野県景観条例の独自のものであり、地区や街区などの比較的限られた区域で、住民が自主的にまちづくりなどに関する詳細なルールを定め、それを守るために協定を締結した場合、知事がこれを認定する制度となっている。

こうした協定のように、お互いにルールを守る仕組みが景観育成には効果的である。

位置づけ

県や市町村では、地域の優れた景観を保全し、創造するため、様々な取組みをしている。

地域の景観育成を進めるためには、そこに住む人々が、どのようなまちにしたいかを自ら考え、目標を定め、努力していくことが、何よりも効果を発揮する。

景観育成住民協定は、**住民の目指す街並みづくりのためのひとつの基準になるものとなっ**ているが、**法的な強制力は持っていない。住民一人ひとりが主役となり、自主的に取り組む**ことが大切となる。

活用の方向

住民が、地域の景観づくりのために自主的に一定のルールを定め、みんなでそれを守り育てるために住民協定した場合、景観育成住民協定として県知事が認定するもの。**【長野県景観**条例第32条の規定】

景観法が全面施行されたことに伴い、景観形成の一層の促進を図るため「改正長野県条例」においてもこの認定制度を継承し、独自に創設された「景観育成特定地区」や「景観資産」の指定と共に次のステップへと取り組みを進めている。

2006年10月1日現在県下で152地区が認定されている。

おもな内容

協定の内容として次のものがあげられる。

- ・建物・工作物などの位置・規模・デザイン・色彩などに関すること
- ・広告物の規模・色彩・素材などに関すること
- ・敷地や沿道の緑化・樹木の保存などに関すること
- ・自動販売機の設置に関すること
- ・その他、小公園の整備や美化清掃など景観形成に関すること

認定の要件

認定に際しての要件として、地域、協定事項、有効期限の項目がある。

それぞれの内容は次のようなものとなっている。

①地域
- ・町内会、商店街等おおむね１ｈａ以上の一団の土地
- ・おおむね３０棟以上の建物をその範囲に含む一団の土地
- ・沿道等のおおむね１００ｍ以上にわたる土地

②協定事項
- ・建築物、工作物等の位置、形態、色彩、意匠、材料
- ・敷地の緑化、街並みの美化等

③有効期間
- ・原則として５年以上

④その他
- ・協定の区域内の住民等のおおむね２／３以上の合意があること
- ・市町村の推薦があること

【長野県の景観育成住民協定の認定地域】

●認定地域の類型

景観育成住民協定の種類としては、4タイプがあり、現在までの認定数は、次の通りである。

（2006年10月1日現在　県下152地区）

【新興団地型】　16協定

【沿道・田園型】　40協定

【商業・観光型】　42協定

【既存集落型】　54協定

それぞれの類型を代表する地域の概要は、以下のような状況になっている。

平井地区（佐久市）

【新興団地型】

●「フォレストヒルズＨＩＲＡＩ景観形成住民協定」（佐久市）

概要…地域の景観及び環境を開放的で明るく美しく保ち、快適な生活ができるよう協定を締結。

◎おもな協定事項		
項　目		基　準
建築物	高さ	１０m以下とする
	後退	隣地境界線から０．９m以内では新築等をしない
	堀等	門、堀等は設置しない
広告物		設置しない
自動販売機		設置しない

葛窪地区（諏訪郡富士見町）

【沿道・田園型】

●「あんずの里葛窪地区景観住民協定」（諏訪郡富士見町）

概要…田園景観の保全と八ヶ岳、富士山への眺望の保全を図るため、協定を締結。

◎おもな協定事項	
項　目	基　準
建築物	外観は和風、色は白・黒・茶系を主体とし、階数は３階までとするよう努める
広告物	自己用広告物以外は設置しない
その他	道路に面する部分は、出来るだけ草花などを植える

中央通り線地区（飯山市）

【商業・観光地型】

●「中央通り線（北町・田町地区）景観形成住民協定」（飯山市）

概要…中心市街地の県道沿線の街路事業を契機に、うるおいのある街並みの創出、商店街の活性化等のため、協定を締結。

◎おもな協定事項	
項　目	基　準
建築物	外観は和風、色は白・黒・茶系を主体とし、階数は３階までとするよう努める
広告物	自己用広告物以外は設置しない
その他	道路に面する部分は、出来るだけ草花などを植える

きさらぎの里地区（木曽郡木祖村）

【既存集落型】

●「きさらぎの里景観形成住民協定」（木曽郡木祖村）

概要…菅地区において、美しい山並みと田園情緒や森林が織りなす豊かな「源流の村」にふさわしい景観づくりを推進するため、協定を締結。

◎おもな協定事項		
項　目		基　準
建築物	高さ	１０m以下とする
	形態	周辺の景観に調和したものを基本とし、原則として、勾配屋根とする
その他		既存樹木を育成･保護し、修景･緑化に努める

3-4 制度別
3-4-3
景観地区

【景観地区】

市町村が、都市計画区域または準都市計画区域内において、市街地の良好な景観形成を図るために、都市計画に定める地区。地域地区の種類、位置、区域及び面積を定めるとともに、建築物の形態意匠に関する制限を定める必要がある。また、建築物の高さの最高限度または最低限度、壁面の位置の制限、建築物の敷地面積の最低限度を選択して定めることができる。
【景観法第3章第1節】

位置づけ

景観地区は、市町村が景観計画より積極的に良好な景観形成・誘導を図っていくための制度であり、都市計画として定める地区となっている。

また、景観地区は、都市計画法の美観地区の目的、規制手法を発展、拡充させ建築物や工作物などの制限、規制を行うことができる制度であり、景観地区の創設に伴って美観地区は廃止された。

活用の方向

美観地区は「市街地の美観を維持するために定める」地区であるため、既に一定の建築美が存在する地区でしか指定が困難なものとなっていた。

これに対し景観地区では、「市街地の良好な景観を形成するために定める」地区とされ、今後良好な景観を形成していこうとする地区の指定が可能で、幅広く活用できるものとなっている。

おもな内容

内容的には、建築物に関する規制に加え、工作物や一定の行為規制（木竹の伐採や物品の堆積等）などについても必要に応じて市町村の条例で規制できることが、美観地区との違いとなっている。

①景観地区に関する都市計画では、
必ず定める内容として、
・建築物の形態意匠の制限
必要なものを定める内容として、
・建築物の高さの最高限度または最低限度
・壁面の位置の制限
・建築物の敷地面積の最低限度
という仕組みである。

②これらを定めた場合は、一定の景観地区内の建築物について、斜線制限を適用除外できる特例措置がある。

③工作物は、形態意匠や高さなど建築物と同様の規制を行うことができ、具体的な内容や手続きは条例で定める仕組みとなっている。

④「土地の形質の変更」「木竹の伐採」「廃棄物等の物件の堆積」といった行為規制は、制限内容を条例で定める仕組みとなっている。

ポイント

適用可能な地区と規制内容のバランスは、次のようにとらえることが出来る。

①景観地区は、認定制度を用いるなど厳しい規制が可能である一方、意匠形態以外は選択制であるため、必要なものを定めれば良い仕組み。

②各項目ついて具体的にどの程度の基準を定めるかは、地域の実情を勘案して定めることが可能。

③従って、基準自体を厳しいものとすることも、緩やかなものとすることも可能となり、基準の程度は場所に応じた内容で、わかりやすく客観的に定める方向が求められる。

【景観地区の活用】

景観地区は、積極的に良好な景観形成を図っていく仕組みとして構築され、その特徴は認定制度にある。

建築物や工作物の形態意匠の制限は、一義的・定量的に定めることが難しかったが、都市計画として裁量的・定性的な基準を定め建築物などの計画内容との適合性を認定制度により裁量的に判断することで、地域の景観の質を能動的に向上させることができる。

届出・勧告による緩やかな規制誘導として位置づけられる景観計画区域に対して、景観地区はより積極的に景観形成を誘導できる。

内容の違いは右図の通りであるが、具体的に活用する場合は、下表のように幅広い内容が想定できるものとなっている。

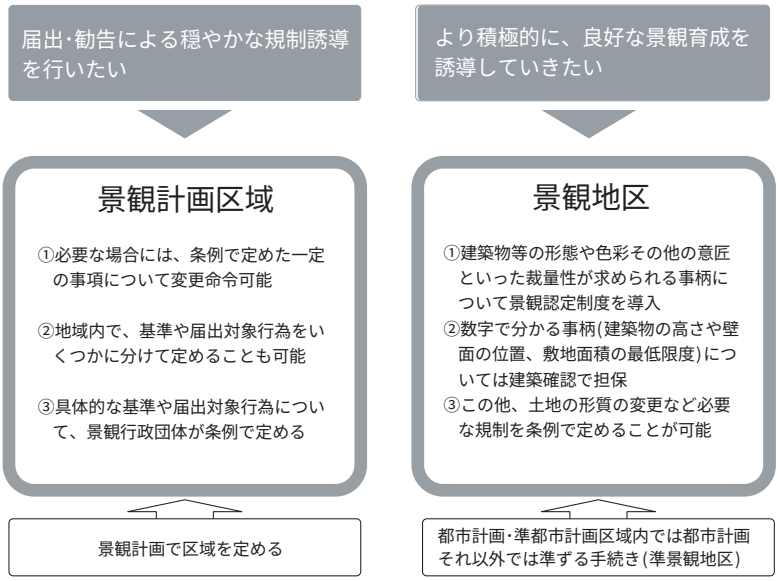

【地区と活用のイメージ】

対象となる**地区は、立地特性などによって様々**な要素や特性をもつため、それぞれ地区の特徴となる条件や目標を明確にする必要がある。

また、規制手法の活用についても地域の実状に合った項目を選択し、柔軟な運用が求められる。

地区イメージや活用の幅を例示すると表のような内容が考えられる。

【対象となる地区イメージ】 景観地区は地域の様々な構成要素が関連しあって醸し出される景観全体を対象としているため、多様な特性を持つ地域において活用できる。	【規制手法の活用イメージ】 具体的な景観形成の基準は、多様になることが考えられ、重要視する事項と優先順位も地域によって異なる。そのため活用方策も次のように幅広い内容が想定できる。
●良好な景観育成を進めることによって、生活環境の向上につながると想定される住宅地	●戸建住宅地で緑との調和を図り落ち着いた環境とするために屋根の形と壁の色を定める
●良好な景観育成を図ることが地域の活性化や地域の価値創造を図りたい商店街や中心市街地	●中心市街地の賑わいと風格のある街づくりのために沿道建築物の一階部分の色や材質、開口部の意匠等について定める
●点在する町家などの景観資源はあるが、現状は良好な景観とはいいがたいので既成市街地の景観形成を図りたい地域	●歴史的な街並みを手がかりに時代様式にあった意匠にそろえていくための基準としたが、材質などは比較的穏やかにした
●地域のシンボルとなる景観資源があるが周囲の建物は雑多でまとまりがないのでまちのシンボルと調和を図りたい地域	●背景の山並みと調和した城郭や市街地を景観の基調とするため、瓦屋根又は屋上設備を隠すことを選択できるものとした
●多様な形状や色彩からなる郊外店舗の集積するバイパス沿いで景観の悪化を防ぎたい地区	●景観の悪化を防ぐために、壁や屋根の原色を避けるといった最低限の事項について担保力のある地区指定を行った
●多様な建築様式が隣り合う住商混在の市街地で高さ規制などは難しいが何とか景観の向上を図りたい地域	●厳しい規制でなく、意匠の工夫で長大壁面を分節し、色調を整えて生活観のある街並みを目指した

【制限を担保する仕組み】

〇景観法に基づく認定制度によるもの
・建築物の形態意匠の制限

〇建築確認によるもの
・建築物の高さの最高限度または最低限度
・壁面の位置の制限
・建築物の敷地面積の最低限度

【認定制度の仕組み】

景観地区の認定制度は、各建築行為に対し周辺との調和を見ていく仕組みとしたことで良好な景観形成に**大きな効果を持っている。ただし、認定**制度は地域に密着した規制担保の**方法であり、規**制強化**が目的ではないため、基準の幅広い運用が**求められる。

景観地区内の建築物や工作物（条例で定めた場合）の色彩やデザインは、景観地区で定める「建築物の形態意匠の制限」に適合することの認定が必要**である。**

この制度により、地元の即地的な環境を良く知る市町村長が、周辺との調和をふまえて認定を行うことが可能となっている。

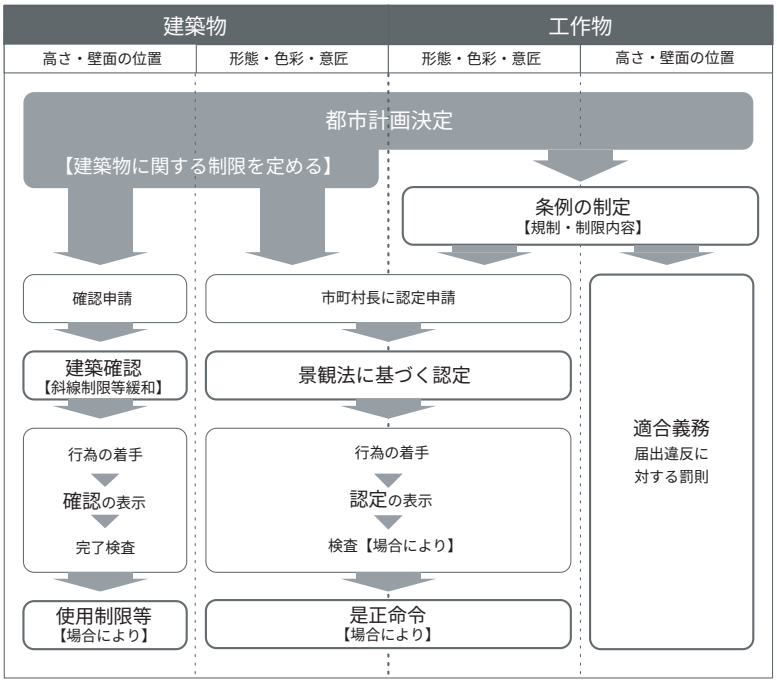

〇美観地区
- ○都市計画区域における地域地区として都市計画決定
- ○美観地区条例において種別に応じた承認基準の認定
- ○承認基準＝**確認行為**となる高さ、意匠、色彩＋調和や違和感などの**裁量基準**

→

〇景観地区
- ○都市計画区域における地域地区として都市計画決定
- ○数字で分かる事柄 **(建築物の高さや壁面の位置、敷地面積の最低限度)** は建築確認で担保
- ○建築物の規制のうち裁量等が必要な部分は認定行為

【景観地区の事例】

江戸川区では、一之江境川親水公園とその沿線両側20mの地域約18haについて、親水公園の水と緑豊かな環境を基軸とした魅力ある市街地環境の創出を図るため、「景観地区」と「景観形成地区計画」の都市計画決定を行っている。

主な内容として、景観まちづくりの目標を定めるとともに、建築物の高さ、敷地面積の最低限度、色彩、屋外広告物の設置の制限などについてルール化されている。

◎一之江境川親水公園沿線景観地区の概要

項　目	基　準	
地区の区分	住居地区 (約 17.2ha)	複合住宅 (約 1.5ha)
建築物の形態意匠の制限	建築物の外観 (外壁、屋根、建具等) の色彩は、一之江境川親水公園の自然や景観上優れた周辺環境と調和したものとし、次に掲げる色彩を用いないこと。 ①色相がＲ (赤)、ＹＲ (黄赤)、において、彩度７以上のもの ②色相がＹ (黄) において、彩度５以上のもの ③色相がＧＹ (黄緑)、Ｇ (緑)、ＢＧ (青緑)、Ｂ (青)、ＰＢ (青紫)、Ｐ (紫)、ＲＰ (赤紫) において、彩度３以上のもの	
建築物の高さの最高限度	①建築物の高さは一之江境川親水公園に平行して接する道路の敷地境界線までの距離が ○ 10m 以内／水平距離の 0.6 倍に 10m を加えたもの以下 ○ 10m を越え 20m 以内／ 16m 以下	①建築物の高さは、16m 以下
	②敷地面積が 300 ㎡以上で公開空地が親水公園の境界線に接する場合、親水公園等境界線からの距離が ○ 10m を越え 20m 以内／ 19m 以下	②敷地面積が 300 ㎡以上で公開空地が親水公園の境界線に接する場合 ○ 19m
壁面線の位置の制限	○壁面の位置の制限については、建築物の外壁または柱の面から、道路境界線等までの距離は、0.5m 以上とする。 ○一之江境川親水公園と並行して接する道路に接続し、新設、拡幅により整備された道路に接する敷地の建築物については、その道路の境界線から 0.5m 以上とする。	
建築物の敷地面積の最低限度	○ 100 ㎡とする。 ○従前の敷地がこれを下回る場合で、敷地全部を一敷地として使用する場合は、当該敷地面積を最低限度とする。	

3-4 制度別
3-4-4
地区計画

地区計画とは、

一定のまとまりを持った「地区」で、その地区の実情に合ったよりきめ細かい街づくりのための規制を行う制度。指定された用途地域の規制を、強化・緩和でき、街区の整備・保全を図る。

景観法の制定に伴う改正で、地区計画の内容のひとつである地区整備計画に「建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限」を定めることができる。

位置づけ

地区計画とは、都市計画法に定められた都市計画の種類の一つで、住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園などの施設の配置や建築物の建て方などについて、地区の特性に応じてきめ細かなルールを定めるまちづくりの計画と位置づけられる。

たとえば、景観や街並みを維持するために、建物の高さの最高限度を定めたり、緑の多いまちづくりがしたいから、樹木を植えられるように建物を道路から1.5メートル離して建てよう、といったようなことを決めることができる。

活用の方向

地区計画では、地区のまちづくりの目標や将来像を「地区計画の方針」として、また、建物の建て方に関する具体的なルールを「地区整備計画」として定める仕組みになっている。

地区計画をつくった後、新しく家を建てる方や増築をする場合は、地区計画の届を提出し、みんなで地区計画のルールを将来にわたって守り育てていく流れになる。

おもな内容

地区整備計画で定めるおもな建物の建て方のルールとねらいには以下のようなことが上げられる。

・建物の用途	その地区にふさわしい建物を建てられるようにする。
・敷地の大きさ	長野としての良好な住環境を育成できるようにする。
・壁面の位置	植栽スペースなどを設け、ゆとりのある街並みを育成できるようにする。
・建物の高さ	その地区にふさわしい高さの建物を建てられるようにする。
・へいの高さ	開放的な明るい街並みを形成できるようにする。

ポイント

景観法の景観計画や景観地区の制度と地区計画の内容は近いものでもあり、それぞれの規定項目を比べ、地域の整備課題やまちづくりのルールとすべき内容について、制度の適切な選択と適用を考えることで、地域の自立的なまちづくりや環境保全、持続的な景観育成を進めることができる。

【地区計画の構成】

地区計画は『地区計画の方針』と『地区整備計画』の2つから成り立っている。

●地区整備計画に求められる内容

1. 地区施設の配置及び規模
- 地区内で利用する道路、公園、緑地、広場などを地区施設として定めて確保

2. 建築物や敷地などの制限に関すること
- **建築物等の用途の制限**
  建物の使い方を制限し、用途の混在を防ぐ
- **容積率の最高限度又は最低限度**
  周囲に調和した土地の有効利用を推進
- **建ぺい率の最高限度**
  庭やオープンスペースが十分にとれたゆとりのあるまち並みづくり
- **建築物の敷地面積の最低限度**
  狭小な敷地による居住環境の悪化を防止
- **建築面積の最低限度**
  ペンシルビルを防ぎ、協同化等による土地の高度利用を促進
- **壁面の位置の制限**
  道路や隣地への圧迫感をやわらげ、良好な外部空間づくりを推進
- **建築物等の高さの最高限度又は最低限度**
  まち並みの揃った景観の形成や土地の高度利用を促進
- **建築物等の形態又は意匠の制限**
  色や仕上げ、建物のかたち・デザインを統一し、まとまりのあるまち並みを推進
- **垣又はさくの構造の制限**
  垣やさくの材料や形を定め、生垣にして緑の多いまち並みを推進

3. その他土地利用の制限
- 現存する樹林地、草地などの良い環境を壊さないように保全

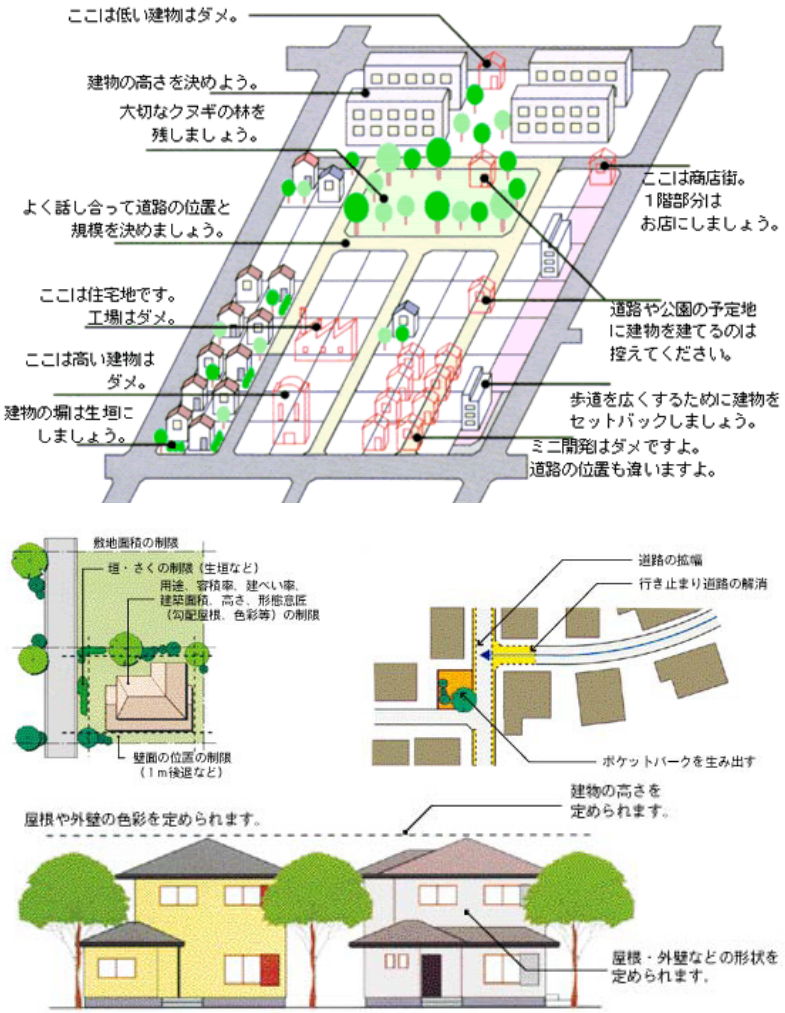

●計画内容の参考イメージ

【地区計画の事例】

●長野市三本柳地区

計画の内容は、一般住宅地区、学校および公園地区、12m沿道住宅地区ごとに、「用地」、「壁面位置」「形態・意匠」、「外構・緑化」について具体的に定めている。

●長野市飯綱高原地区

飯綱高原のもつ自然環境の保全と地区の調和ある発展をもとに、市街地や周辺観光地と連携した国際リゾートゾーンの形成を推進するために、次のような地区ごとに住宅地の開発や建築などの基準をルール化している。

- 別荘住宅地区
- アクティビティ地区
  （生活支援・観光交流拠点）
- スポーツレクリエーション地区
- 自然探勝地区

01 長野県の景観特性
02 基本目標
03 景観育成手法と事例
04 参考資料

第 3 章

景観育成手法と事例

3-5 景観育成の効果

3-5 効果

3-5

景観育成の効果

【良好な景観形成に取り組んだ効果】

景観育成に取組むそれぞれの地域は、従来からの様々な手法によって良好な景観育成につなぐ努力が続けられた。

その結果、以下のように各地域では「交流人口の増加」や「観光客数の増加」また「観光消費の増加」などが、効果としてあげられる。

観光地以外では、一般の人通りの増加などから犯罪の低下などの効果も期待できる。

効果の動向

多くの事例が景観育成に取組む前の状況として、共通に指摘できるのは、「統一感のない街並み」、「乱雑な電柱電線類」、「雑多な屋外広告物」によって、せっかくの景観資源がその魅力を発揮しづらい状況であったことである。

対策として、「屋外広告物の表出・掲出の制限」「電線類地中化」「公共施設の配置」「建築物等の形態・意匠の誘導」が行なわれた。その結果、右に示すような自治体では、景観資源の再生や魅力アップがなされ、交流人口の増加につながっている。今後は、これらの対策に加え景観法の各種手法も、景観価値を高める方策として活用できる。

●小布施町の観光客の推移効果の動向

小布施町交流人口推移　3 万 5 千人 (S51) ⇒ 79 万人 (H14)

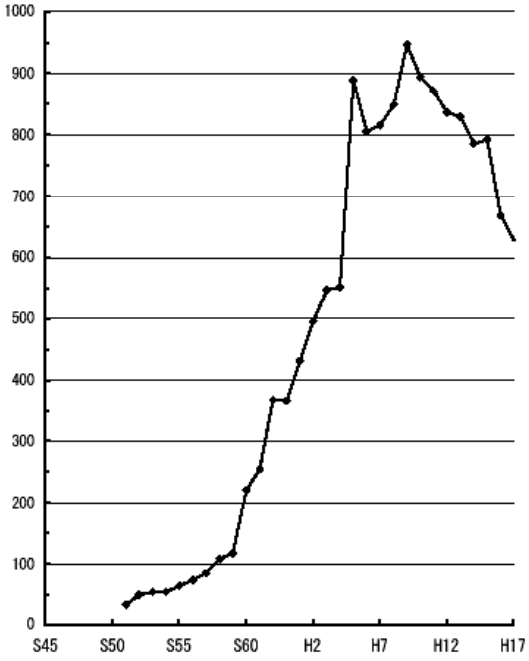

小樽市 (北海道) 交流人口推移　234 万人 (S50) ⇒ 847 万人 (H14)

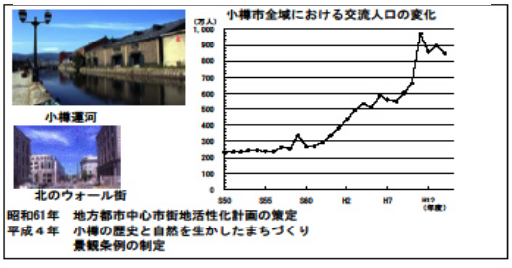

川越市 (埼玉県) 同推移　199 万人 (S59) ⇒ 399 万人 (H14)

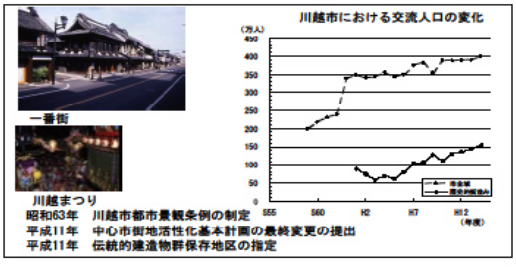

近江八幡市 (滋賀県) 同推移　9 千人 (S55) ⇒ 4 万 7 千人 (H14)

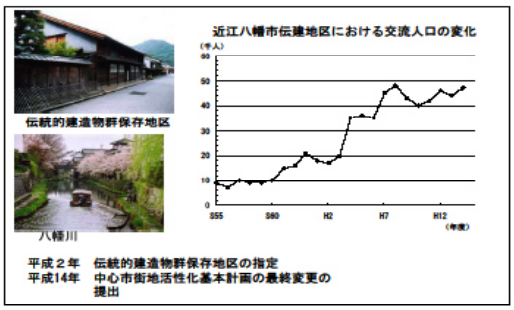

北九州市門司港地域 (福岡県) 同推移 73 万千人 (S63) ⇒ 345 万人 (H14)

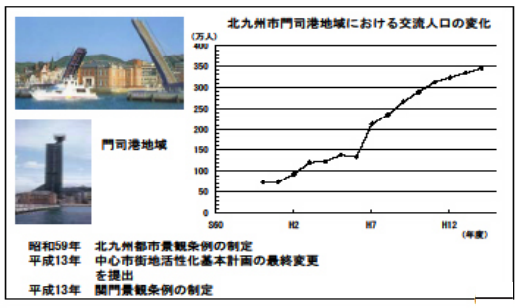

第 4 章

参考資料

4-1 色彩関連の解説
4-2 景観育成の基準
4-3 諸制度の位置づけ

4 参考資料
4-1
色彩関連の解説

【色彩の考え方】

建築物や工作物、そして広告物は個人や企業の財産でも、全体の街並みは共有のものというのが景観からの考え方になる。

色彩は比較的容易に個人の考えを出しやすいものであるが、自己主張だけを追及せず、周囲との調和のとれたまとまりをめざす必要がある。

位置づけ

美しい色彩

色彩には調和しやすい組合せがある。【強さをそろえる】【似た色でそろえる】【色合いをそろえる】などの配色の考え方に配慮し、全体としての色彩を美しくすることが可能である。

地域性への配慮

地域や地区の景観の基調になっている地域特性を理解し、穏やかさや落ち着きを守ることが大事になる。特にアクセントとしての賑わいの演出には注意する必要がある。

活用の方向

色の物差し［マンセル表色系］

色彩を正確に表すための尺度として、マンセル表色系を採用する場合が多い。

マンセル表色系ではひとつの色彩を 【色相／いろあい】【明度／あかるさ】【彩度／あざやかさ】という３つの属性の組み合わせによって表現している。

■色相は色合いを表す。10種の基本色［赤・黄赤・黄・黄緑・緑・青緑・青・青紫・紫・赤紫］の頭文字をとったアルファベット （R, YR, Y, GY, G, BG, B, PB, P, RP） とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記する。

■明度は、明るさを0から10までの数値で表す。
暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなる。

■彩度は、鮮やかさを0から16程度までの数値で表す。
色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白・黒・グレーなどの無彩色の彩度は0になる。
逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きく赤の原色の彩度は16程度となる。

これらの3つの属性を組み合わせた表記がマンセル記号で、その表記の意味するところと読み方は、以下のような構成になっている。

表記の内容

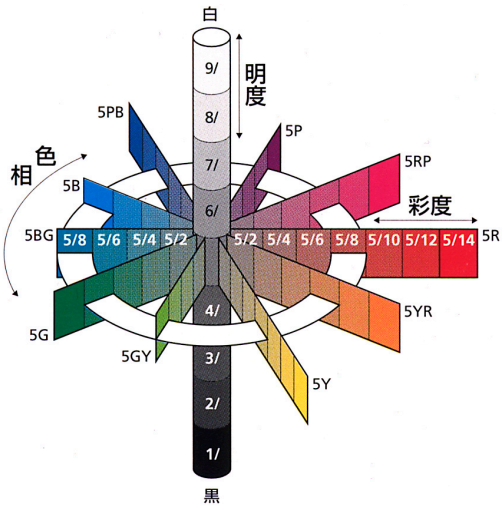

10YR8.0/1.5

参考例に用いている［10YR］は色彩の三属性のうち色相を表す記号で建築外壁や土砂、岩石などで最も出現頻度が高い黄赤系の色相である。

地域の風土との調和が必要な舗装材や架空線の被覆材などへの活用が期待される。

10YR	8.0	／	1.5
色相=色合い	明度=明るさ		彩度=鮮かさ
読み方	10ワイアール	8.0	の	1.5

＊ この資料は印刷による表現であり、実際のマンセル値とは異なります。正確には塗装見本を参考にしてください。

【色彩選択の判断】

色紙の善し悪しを判断する材料として、右に現わすように彩度の高い領域は、基本的に避けたほうがよい。

同じ色相であっても、避けるべき領域は、それぞれ異なっている。

また、色彩の調和を考えるときには、明度の範囲によって安定的なバランスになるよう判断することが望ましい。

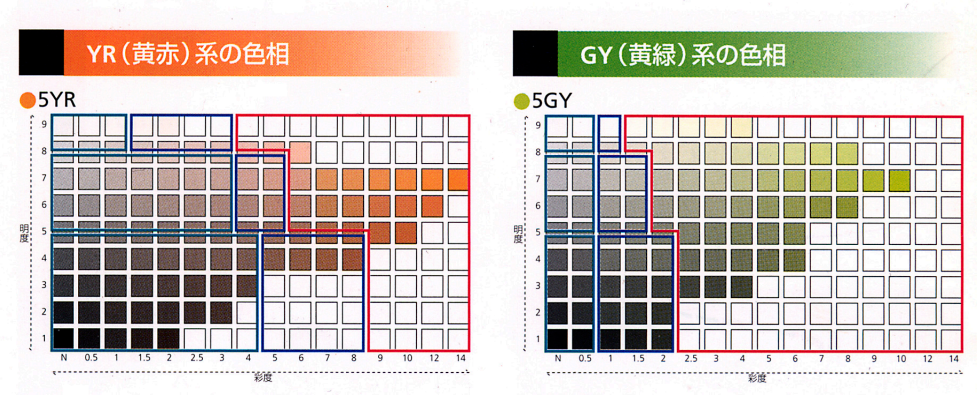

日本列島は、縦に長く、植生に幅があるため、各都市では、植生に左右される自然が持つ色彩と地場産業の建材による素材色を基本としながら、一般的な人工材料や塗料が持つ色彩との調和に注意する必要がある。

ただし、アクセントカラーについては、演出性の強いこともあり、使用面積や明度彩度の関係を意識しながら、効果的に活用することが望ましい。

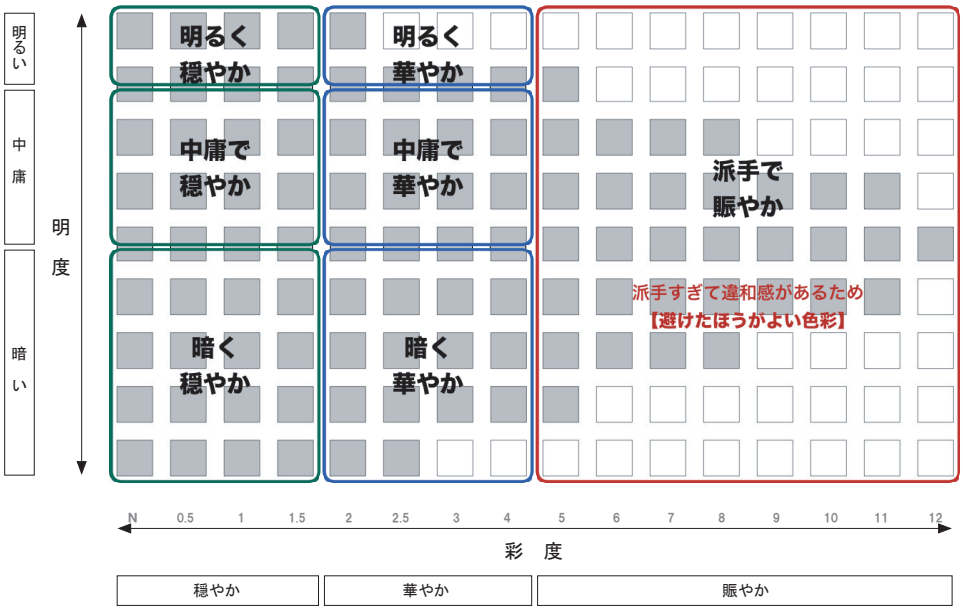

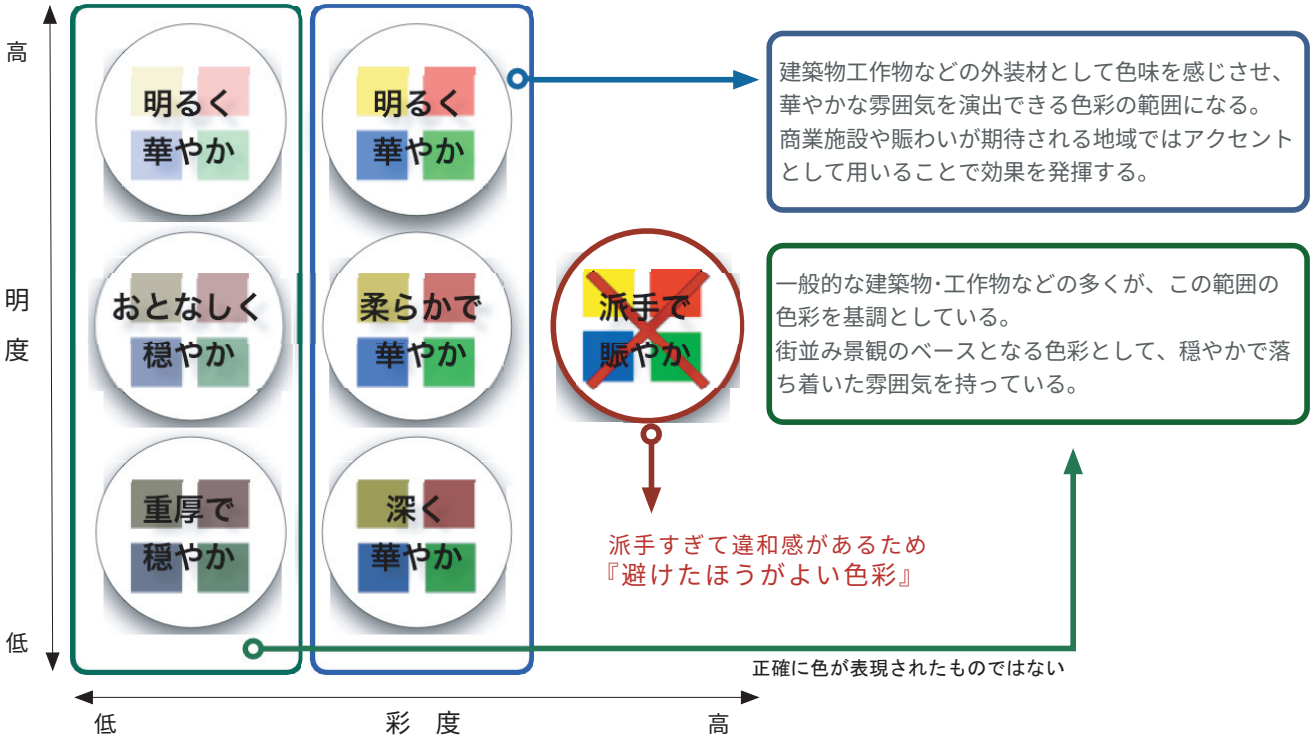

＊この資料は印刷による表現であり、実際のマンセル値とは異なります。正確には塗装見本を参考にしてください。

4 参考資料
4-2
景観育成の基準

景観育成の基準

長野県景観育成基準

行為区分	事項		地域区分			
	大区分	小区分	都市地域	沿道地域	田園地域	山地・高原地域
建築物等の新築、増築、改築又は外観の変更	ア　配置	(ア) 道路からの位置	周辺と壁面線をあわせつつ、極力道路から後退し連続した沿道の空間を構成するように努めること。	特に支障のある場合を除いて、5m以上道路から後退するよう努めること。	道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するよう努めること。	道路側に既存林を残せるように 10m以上道路から後退するよう努めること。
		(イ) 隣接地からの位置	隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すように努めること。	隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりある空間を確保すること。		
		(ウ) 敷地内の配置	敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺（自然資源）がある場合は、これを生かせる配置とすること。			
		(エ) ランドマークとの関係	地域のランドマークやスカイライン等への眺望を阻害しないような配置とすること。			地形の高低差を生かして、周辺の自然景観に調和するような配置とする。稜線や斜面上部への配置はできるだけ避けること。
	イ　規模	(ア) 規模の調和	周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとすること。			
		(イ) 高さ	高さは周辺のまち並みとしての連続性に配慮するとともに、高層の場合、圧迫感を生じないよう努めること。	高層の場合には、空地を十分にとり圧迫感等を生じないよう努めること。	個々の建築物等の規模、高さは極力おさえ、周辺の田園景観との調和に努めること。	高さは原則として周辺の樹木の高さ以内にとどめるよう努め、樹高以上になる場合には、周辺景観と調和するよう形態等に特に配慮すること。
	ウ　形態・意匠	(ア) 形態・意匠の調和、まとまり	周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりある形態とすること。			
		(イ) 形態・意匠における周辺景観との調和	周辺の建築物等の形態との調和に努めること。	背景のスカイライン及び周辺の建築物等の形態との調和に努めること。	背景のスカイライン及び田園の広がりに調和する形態とすること。	周辺の山並みと調和する形態とすること。
		(ウ) デザイン、屋根	建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、都市美やランドマークの形成にも努めること。	建築物等の上部及び正面のデザインを工夫して質の高いものとなるよう努めること。	屋根は原則として勾配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、勾配は背景のスカイライン、周辺の建築物との調和に努めること。	屋根は原則として勾配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、勾配は周辺のスカイラインとの調和に努めること。
		(エ) 伝統的様式の尊重・継承	周辺に伝統的な様式をもつ建築物が多い場合には、その様式を継承し又は取り入れた意匠とするよう努めること。			
		(オ) 壁面	大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。			
		(カ) 意匠による圧迫感軽減	周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。			
		(キ) 河川・鉄道及び道路に面する部分	河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。			
		(ク) 屋上設備	屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。			
		(ケ) 非常階段等付帯設備	非常階段、パイプ等付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。			
	エ　材料	(ア) 調和・耐久性	周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。			
		(イ) 反射光のある素材	反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。	反射光のある素材を壁面の大部分に使用することは避けること。		反射光のある素材を極力使用しないように努め、やむを得ず使用する場合には、着色等の工夫をする。

<table>
<tr><th rowspan="2">行為区分</th><th colspan="2">事項</th><th colspan="4">地域区分</th></tr>
<tr><th>大区分</th><th>小区分</th><th>都市地域</th><th>沿道地域</th><th>田園地域</th><th>山地・高原地域</th></tr>
<tr><td rowspan="20"></td><td></td><td>（ウ）地場の素材</td><td colspan="4">地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。</td></tr>
<tr><td>オ　色彩等</td><td>（ア）色彩の調和</td><td>けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。</td><td>けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は建築物等と調和した色調とすること。</td><td>けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の田園や集落の景観と調和した色調とすること。</td><td>けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。</td></tr>
<tr><td></td><td>（イ）多色使い・色数</td><td>多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。</td><td colspan="3">使用する色数を少なくするよう努める。</td></tr>
<tr><td></td><td>（ウ）照明</td><td colspan="4">照明を行う場合は、周辺の建築物等との調和に留意すること。</td></tr>
<tr><td>カ　敷地の緑化</td><td>（ア）敷地境界の処理</td><td colspan="4">敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。</td></tr>
<tr><td></td><td>（イ）緑化による圧迫感の軽減</td><td colspan="4">周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあっては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。</td></tr>
<tr><td></td><td>（ウ）駐車場等の処理</td><td colspan="4">駐車場、自転車置場、焼却炉等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。</td></tr>
<tr><td></td><td>（エ）樹種</td><td colspan="2">使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。</td><td colspan="2">使用する樹種は周辺の樹林等周辺景観と調和するものとすること。</td></tr>
<tr><td></td><td>（オ）水辺の処理</td><td colspan="4">河川等がある場合は、樹木を活用して水辺の景観に配慮すること。</td></tr>
<tr><td>キ　特定外観意匠（屋外における広告物の表示又は掲出）</td><td>（ア）配置
①道路からの位置</td><td colspan="4">道路等からできるだけ後退させるよう努めること。</td></tr>
<tr><td></td><td>②ランドマーク等との関係</td><td colspan="4">河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。</td></tr>
<tr><td></td><td>（イ）規模、形態・意匠</td><td colspan="4">基調となる周辺の景観に調和する形態･意匠とし、必要最小限の規模とすること。</td></tr>
<tr><td></td><td>（ウ）材料
①調和、耐久性</td><td colspan="4">周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色･はく離の生じにくいものとすること。</td></tr>
<tr><td></td><td>②反射光のある素材</td><td colspan="3">反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。</td><td>反射光のある素材を極力使用しないように努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をすること。</td></tr>
<tr><td></td><td>（エ）色彩等
①色彩の調和</td><td>けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。</td><td>けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とする。</td><td>けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の田園や集落の景観と調和した色調とすること。</td><td>けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。</td></tr>
<tr><td></td><td>②多色使い、色数</td><td>多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。</td><td colspan="3">使用する色数を少なくするよう努めること。</td></tr>
<tr><td></td><td>③光源</td><td colspan="4">光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。</td></tr>
<tr><td>土地の形質の変更</td><td colspan="2">ア　法面、擁壁</td><td colspan="4">大規模な法面、擁壁を極力生じないようにし、やむを得ない場合は緩やかな勾配とし、緑化に努めること。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">イ　擁壁の工夫</td><td colspan="4">擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺景観との調和を図ること。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">ウ　樹林、水辺の活用</td><td colspan="4">敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。</td></tr>
<tr><td>土石の採取及び鉱物の掘採</td><td colspan="2">ア　遮蔽</td><td colspan="4">周辺からは目立ち難いよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">イ　事後の緑化</td><td colspan="4">採取後は自然植生と調和した緑化等により修景すること。</td></tr>
<tr><td>屋外における物件の集積又は貯蔵</td><td colspan="2">ア　高さ、積み上げ方法</td><td colspan="4">物品を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然とかつ威圧感のないように積み上げること。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">イ　遮蔽</td><td colspan="4">道路等から見え難いよう遮蔽し、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。</td></tr>
</table>

景観育成デザインマニュアル
長野県

発行
◎
平成１９年３月

編集発行
◎
長野県 企画局 土地･景観課
◎
〒 380-8570　長野市大字南長野字幅下　692-2
電話　026-235-7348
FAX　026-235-7479
E メール　tochi-keikan@pref.nagano.jp